# 危機管理マニュアル



### 令和7年度

## 岩手県立紫波総合高等学校

このマニュアルは、岩手県教育委員会で作成した危機管理マニュアルに基づき 本校用に再編集したものである。

## < 目 次 >

第1章 危機	<b>幾管理体制の確立</b>
第1項 危	を機管理の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
第2項 危	<b>近機管理体制の整備</b>
1	危機発生時の緊急対策・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
2	危機発生時における連絡体制の確認・・・・・・・・・・・・・・ 9
3	報道機関への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
4	地域社会や関係機関、保護者等との連携・・・・・・・・・・・・ 12
5	訴訟への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
6	危機対応支援チームの設置及び派遣・・・・・・・・・・・・・ 14
O	
第2章 事項	関別危機管理の要点
	と徒及び施設利用者に係る事項
	学校生活等に係る事項
1	授業中の事故(理科)・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
2	授業中の事故 (体育) ・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
3	部活動中の事故・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
4	熱中症・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
5	暴力事件 (対教師) ・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
6	暴力事件(生徒間)・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
7	教育活動妨害・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
8	自殺 (予告) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
9	遠足・修学旅行時の事件・事故・・・・・・・・・・・・・・ 35
10	不審者の侵入(不審者情報の提供)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	不審者の侵入 (凶器携帯) ・・・・・・・・・・・・・・・・ 4(
11	
12	• • • -
13	
14	
15	
16	— <i>,</i>
17	
18	毒物・劇物・・・・・・・ 54
19	各種大会開催時等の事件、事故・・・・・・・・・・・ 56
20	社会教育施設におけるイベント開催中の事故(参考資料)・・・・・・・ 58
<u> </u>	44次(17/2世代) マ 本で
	学校保健等に係る事項 - 感染症・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59
21	
22	食物アレルギーの誤食事故・・・・・・・・・・・・・・・・ 61 飲料水の汚染・・・・・・・・・・・・・・・・・ 63
23	飲料水の汚染・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 63
○ ±	施設等管理に係る事項
〇	型放守官哇に保る事項 施設からの落雪による事故・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 65
	社会教育施設利用中の事故(参考資料)・・・・・・・・・・・・・・・・ 67
25 26	位芸教育施設利用中の争敬(参考資料)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
26 27	独育施設の爆破 (予告) ・・・・・・・・・・・・・・・ 7(
	教育施設の承依(ア音)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 72 教育施設の不法占拠・・・・・・・・・・・・・・ 72
28	
29	
30	下校途中の不審者による連れ去り未遂事件の発生・・・・・・・・・ 76

第2項 自然災害等に係る事項
1 地震・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 79
2 北海道・三陸沖後発地震注意情報発信・・・・・・・・・・・・・・・ 93
3 火山噴火・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 94
4 風水害・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 98
5 猛獣(山林でクマを発見)・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 103
6 猛獣(学校周辺にクマが出没)・・・・・・・・・・・・・・・・ 105
第3項 その他事項
1 窓口対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 108
2 空からの落下物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 109
3 弾道ミサイルの発射・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 110
【参考資料】
1 教育委員会危機管理検討委員会設置要綱・・・・・・・・・・・・・・・ 11:
2 岩手県教育委員会危機管理対応方針・・・・・・・・・・・・・・・ 11:
3 岩手県教育委員会事故(事件)対策本部設置要領・・・・・・・・・・・・ 117
4 岩手県教育委員会危機対応支援チーム設置要領・・・・・・・・・・・・ 118
5 教育事務所管内別、警察・消防等連絡先一覧・・・・・・・・・・・・・ 119

# 第1章 危機管理体制の確立

## 第1項 危機管理の目的

危機管理の目的

#### ●危機管理の目的

- ① 学校等における危機管理の目的
  - ・ 危機発生時に、生徒、施設利用者及び教職員の安全の確保を図るとともに、平常時及び危機終息 後においても、施設の点検等安全管理に努める。
  - いかなる事態が起ころうとも、組織として活動ができる体制を確立する。
  - ・ 地域社会や関係機関、保護者等との連携を強化する。
  - ・ 情報収集及び連絡体制の確立、並びに情報の一元化を図る。

#### ② 危機管理の段階

危機の予知・予測

過去に発生した事例から、危機発生の原因や経過等を分析・検討することにより、危機の予知・ 予測に努める。

また、生徒や社会環境、自然環境等の変化にも十分注意を払い、今後新たに発生する可能性のある危機についても想定し予知・予測に努める。

- ・ 危機の防止又は回避・危機対処の諸準備 平常時においても、生徒、施設利用者及び教職員に対する教育等を実施するほか、施設・設備に 関する定期的な点検等を行うなど、危機への未然防止に向けた取り組みを行う。
- ・ 危機発生時の対処

危機が発生した場合、「生命の尊さ」を最優先し、生徒、施設利用者及び教職員の安全の確保を 図るとともに、全職員が一致協力して危機に対処することが重要である。また、最小限の職員しか いない場合であっても、最低限必要な初動体制を確立することが重要である。

危機の再発防止危機終息後において、危機への取り組み状況を点検し、再発防止に向けた取り組みを行う。

## 第2項 危機管理体制の整備

#### 1 危機発生時の緊急対策

事件・事故発生直後は、短時間に多くの対応が求められることから、それに戸惑うことなく危機管理マニュアル等により初動体制を確立し、危機管理に当たることが重要である。

なお、個別の事象に関わる対処方法は「第2章 事項別危機管理の要点」に記載しているので、ここで は総括的なものについて述べることとする。

#### ① 危機発生時の対応

ア 危機発生時には、直ちに校長等に対して何がどこで発生したかを連絡する。

イ 危機発生時に教職員が最初に直面することは、危機発生現場での対応である。このことから、何を 最優先に対応するのかマニュアル等に従って冷静に判断する必要がある。なお、危機発生時の初動対 応において、生徒の安全を確保することを最優先とするため、マニュアル等を参考にする余裕がない 場合が想定されることから、教職員は日頃からマニュアル等を熟知するよう努める。

#### ② 現地対策本部等の設置

ア 危機発生の報告を受け、速やかに対策本部等を設置し、情報の収集や分析、危機への対応方針等の 決定などを行う。また、危機管理に対処するため、あらかじめ職員の役割分担を決定しておく。

この場合、同一の役割分担について複数の職員を配置することが望ましい。

#### イ 校長等のリーダーシップ

危機発生時における管理職の役割は、危機の状況を的確に判断し、全職員に対して「緊急対応(緊急体制)を実施する」旨を発し、危機管理の役割分担等について指示を行うことである。

この場合、校長等は自らの所在を明らかにし、職員からの報告・連絡が円滑に実施できるように努めなければならない。

#### ウ 組織的な対応

危機発生時には、組織的な対応が求められることから、対策本部での決定事項等が全職員に周知され、直ちに危機管理体制を構築できるようにする。

③ 正確な情報の収集及び共有化

正確な情報の収集及び共有化を図ることは、憶測や風評が飛び交い、無用な混乱が生ずることを防ぐ意味からも重要である。

④ 関係機関との連携

教育委員会や警察等の関係機関と日頃から連携を図り、危機発生時は勿論、平常時においても指導・助言を得られるよう努める。

⑤ 保護者・地域社会との連携

保護者や地域住民等の関係者と協力し危機の解決に努めるとともに、生徒や施設利用者等を守る体制を整備する。

⑥ 通信手段の確保

危機発生時には、電話回線が混雑することが予想されることから、代替の通信手段を確保する。 (例:電子メール、衛星携帯電話、公衆電話、災害用伝言板サービスほか)

(7) 緊急避難所としての対応

自然災害時において、生徒の帰宅が困難になり、学校において保護する場合が想定されることから、 帰宅が困難な生徒に対応できる体制等を整備しておく必要がある。

また、学校が避難所に指定されていない場合においても、地域住民等が避難してきた場合は緊急避難 所としての対応が求められることから、地域と日頃の連携が必要である。(避難所としての対応につい ては、「学校防災・災害対応指針」のP10参照)

(8) 報道機関への対応

報道機関への対応は、校長が当たる。 (P11参照)

第1章/第2項 危機管理体制の整備

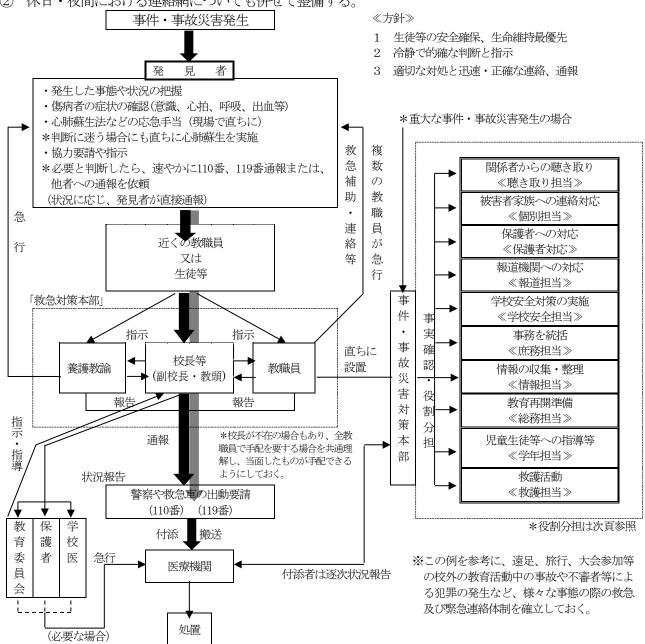
#### 2 危機発生時における連絡体制の確認

#### ●危機発生時における学校の窓口

- ① 危機管理の総合窓口は原則として副校長とするが、災害情報報告系統図、岩手県教育委員会への報告事項等、個別の連絡体制が定められているものについては、それによる。
- ② 個別事例の窓口は、「第2章 事項別危機管理の要点」に記載されている担当課とするが、自然災害等により複合化された危機が発生した場合の連絡先は副校長とする。
  - なお、危機発生の連絡を受けた担当課職員は、その内容を遅滞なく副校長に報告する。
- ③ 独立行政法人日本スポーツ振興センター及び財団法人岩手県学校安全互助会に関わる事項について の窓口は、保健室とする。

#### ●このフローチャート図は、危機発生時における連絡網を例示したものである。

- ① 各学校等においては、これらを参考として連絡網を整備する。
- ② 休日・夜間における連絡網についても併せて整備する。



「R6 文部科学省 学校事故対応に関する指針【改訂版】」を参考にして作成

#### ●この表は、危機発生時における校内役割分担(事件・事故対策本部)を例示したものである。

役割	ナル中央	担当者		
(文部)	主な内容	順位1	順位2	順位3
本部 (指揮命令者)	全体の状況把握と必要な指示、掌握	校 長	副校長	事務長
聴き取り担当	教職員、児童生徒等への聴き取り	保健 · 相談支援主任	生徒指導主事	相談支援担当
個別担当	被害児童生徒等の保護者など個別の窓口	教務主任	教務副主任	教務
保護者担当	保護者会の開催やPTA役員との連携	総務主任	総務副主任	総務
報道担当	報道への窓口	校 長	副校長	事務室
学校安全担当	校長や副校長の補佐、学校安全対策、警察 との連携など	生徒指導主事	生徒指導副主任	生徒指導担当
庶務担当	事務を統括	事務長	主任主査	主事
情報担当	情報担当情報を集約		教務副主任	教務
総務担当	総務担当 学校再開を統括		教務副主任	総務
学年担当	各学年を統括	各年次長	各副年次長	各年次担当
クリック		保健・相談支 援主任	養護教諭	保健相談担当

#### 「R6 文部科学省 学校事故対応に関する指針【改訂版】」を参考にして作成

- \* 出張等で、管理職や担当教職員が不在の場合にも体制が機能するよう、学校の実情に応じて、事故発生時の指揮命令者について、順位付けを明確にするとともに、事故発生時の役割ごとにも担当教職員を複数配置し、分担順位を決めておく。
- \* 被害児童生徒等の保護者に対し「災害共済給付制度」について、適切な事故に必要な説明を行うことにも留意する(制度に加入していない場合を除く。)。

3 報道機関への対応

#### ●対応の基本的な考え方

- ① 情報の公開
  - ・ 個人情報については、個人の尊厳や基本的人権を尊重する立場から個人のプライバシーを最大限 尊重する必要があるため、特定の個人を識別することができる情報は、個人情報保護条例の趣旨に 鑑み、原則として非公開とする。
  - ・ 事件・事故等に関する情報は公開するが、非公開とする場合には、その理由、範囲等について、 明確な説明を行うものとする。
- ② 公平な対応 報道機関に情報提供する場合、情報の量・質に差異が生じないよう公平な対応に努める。

#### ●留意すべき事項

① 対応窓口の一本化

報道機関の取材に対しては、校長等又は予め校長等から指示を受けた者を報道担当者(複数が望ま しい)と定め、窓口を一本化する。

- ② 報道担当者の職務
  - ・ 速やかに情報の収集・整理を行い、報道資料を作成する。
  - ・ 報道資料の作成に当たり、県教育委員会や関係機関と協議する必要のある事項については、協議 後に報道資料を作成する。
- ③ 報道機関への要請

報道担当者は、報道機関の取材により現場の混乱が予想される場合は、取材に関し必要な事項を予め文書で報道機関に要請する。また、同文書を県教育委員会(教育企画室)を通じ教育記者クラブに提供する。

- (例)・校地内への立ち入りに関して
  - ・教職員、生徒への取材に関して
  - ・取材場所、時間に関して
  - ・報道資料の提供(記者会見)予定に関して 等
- ④ 報道機関の取材・報道資料の提供・記者会見
  - ・ 報道担当者は、報道機関の取材があった際には、社名、記者名、連絡先を確認のうえ、報道資料 の提供又は取材に対応する。また、報道資料は、県教育委員会(教育企画室)を通じ教育記者クラ ブに提供する。
  - ・ 報道担当者は、報道機関への説明を要する場合や多数の報道機関から取材要請がある場合は、必要に応じて記者会見を行う。
  - 事件等が長期にわたる場合には、定期的な記者会見の場を設定する。
- ⑤ 県教育委員会への支援要請

報道機関の取材が長期化するなど、単独での対応が困難な場合は、県教育委員会(教育企画室)に支援を要請する。

4 地域社会や関係機関、保護者等との連携

#### ●地域社会との連携

学校や教育施設等はその地域における中核的な施設であり、日常、様々な場面での交流を通じて、学校等から地域に対して適時・適切な情報提供を行うとともに、地域からの情報収集を行うことにより相互の連携、意思疎通を図る必要がある。

具体的には、

① 町内会役員、民生・児童委員等の関係者との連携

集を図り、学校や教育施設等の運営に活用する。

- ② 商店、ガソリンスタンドなど地域の中核となる商業施設等との連携
- ③ 地域住民との連携
- ④ 市町村における地域防災等の関係者との連携 これら地域の関係者と十分に連携をとることにより、「子ども110番の家」等の設置や避難場所(避 難所)等になった場合など、緊急事態発生時の協力関係の構築、また、地域における様々な情報の収

#### ●関係機関との連携

- ア 県教育委員会との連携
  - ① 危機発生時には様々な問題が発生し、適時・適切に対応する必要があるが、事案によっては学校 等だけで対応するには限界があることから、県教育委員会に対して指導・助言あるいは職員の派遣 を求めることも必要となる。
  - ② 県教育委員会が行う具体的な支援内容

危機対応の当事者である学校では、現場が非常に混乱しており、業務も輻輳していることが考えられ、必要な措置や対応を見落とすことがあると思われることから、概ね次の支援が考えられる。

- 学校への指導・助言
- 関係機関との協議、連絡調整

#### イ 関係機関との連携

① 日常の連携

学校や教育機関の運営に関し密接不可分な関係にある市町村、警察、消防、保健医療機関等の各種関係機関とは、例えば、学校であれば、学校の指導方針や現状等の説明を行うなど、連携を強化し、日頃から相談できるような関係を構築する必要がある。

危機発生時の被害やその後の被害の拡大を最小限にするため、市町村、警察、消防、保健医療機関等の各種関係機関に対して支援要請を行うことを基本とする。

なお、支援要請を行うに当たって、校長等は正確な事実関係を把握し、その必要性を判断するものである。

#### ●保護者等との連携

学校は、これまでも学校運営を行っていく上で、様々な場面で保護者との関わりをもっていることから、危機発生時においても、日常の関わりの中から協力関係を構築すべきものである。

ただし、危機発生時における学校から保護者に対する連絡体制等については十分整備しておくことが 重要である。 (例:携帯電話のメール、災害用伝言板サービスなど) 5 訴訟への対応

#### ●県が被告となる場合

#### ア訴訟の類型

教育委員会において、教育委員会(岩手県)又は教育委員会の職員を相手に訴訟が提起される場合としては、おおむね次のようなものが想定される。

本			: - 9	# 151
類 型	被	告	原告	事例
処分の取消訴訟	岩手県		処分を受けた者	職員の懲戒処分の取消訴訟
				情報公開請求に係る非開示決定の取
				消訴訟
住民訴訟	職員		住民(住民監査	を 違法な公金の支出にかかる返還請求
			請求した者)	
国家賠償法第1条(公	岩手県		損害を受けた者	教師からの体罰により財産的損害
務員の権力行使による				(治療費等)、精神的損害を受けた
不法行為)に基づく損				として提起する損害賠償請求訴訟
害賠償請求訴訟				
国家賠償法第2条(公	岩手県		損害を受けた者	県立学校、社会教育施設等の設置管
の営造物の設置又は管				理の瑕疵により財産的損害を受けた
理の瑕疵)に基づく損				として提起する損害賠償請求訴訟
害賠償請求訴訟				
その他民事訴訟	岩手県		利害を有する者	学校用地と隣接する民地との境界確
				認、工事契約、委託契約に起因する
				トラブル等

#### イ 訴訟が提起された場合の対応

- ① 総務室との協議
- ② 応訴手続
  - ・ 訴訟代理人(弁護士)の選任
  - ・ 方針決定 (一部認容、全面的に争う等)
  - ・ 指定代理人選任(県が被告となった場合)
- ウ 弁護士との訴訟委任契約

(準備書面提出、第1回口頭弁論への対応等、訴訟代理人の指示に従う)

#### ●県が原告となる場合の対応

県が国家賠償請求訴訟に敗訴し、原告に損害賠償した場合、この真の原因者に対する求償権を行使する場合や、県が営造物の設置の瑕疵により、生じた損害を賠償した場合において、施工業者に瑕疵担保責任を追及するような場合には、県が原告となり訴訟を提起する必要がある。

- ① 訴えを提起するか否かの方針検討
- ② 議会の議決手続き(地方自治法第96条:議決事件)
- ③ 弁護士との訴訟委任契約
- ④ 訴え提起(準備書面提出、第1回口頭弁論への対応等、訴訟代理人の指示に従う)

6 危機対応支援チームの設置及び派遣

#### ●趣旨

危機対応支援チーム(以下「支援チーム」という。)は、岩手県教育委員会危機管理対応方針第5第2号イに定める支援を行うために設置し派遣するものである。

#### ●設置及び派遣基準(岩手県教育委員会危機管理対応支援チーム設置要領 第2)

- ① 教育長は、教育機関の長若しくは県営施設の管理の委託を受けた者又は市町村教育委員会からの要請を受け、必要と認めるときは支援チームの設置及び派遣を行うものとする。
- ② 前項に掲げるもののほか、教育長が特に必要と認めるときは支援チームの設置及び派遣を行うことができる。

#### ●支援業務

ア ①により派遣される支援チームは、派遣先の長の指示に基づき支援業務を行う。

①の業務について例示すると

生徒の動揺回避、保護者等への対応、市町村及び警察・消防等の関係機関との連絡調整、報道機関への対応、 その他必要と認められる事項等が挙げられる。

イ ②により派遣される支援チームは、教育長が別に指示する支援業務を行う。

②により派遣される場合とは

広域的な危機等により総合的な調整が必要と認められる場合等をいう。

#### ●組織

支援チームは、教育長が指名する職員をもって組織する。

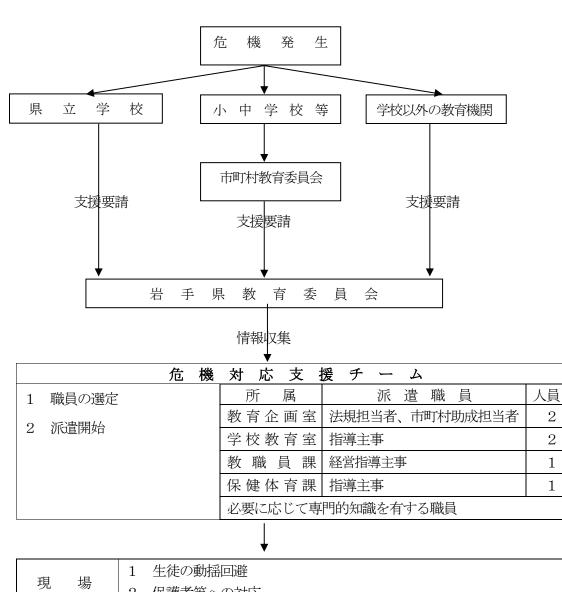
#### ●庶務

支援チームに関する庶務は、教育企画室において処理する。

#### ●解散等

支援チームは、教育長が指示した日に解散する。

#### 危機対応支援チーム派遣フローチャート



- 2 保護者等への対応
- 3 市町村及び警察・消防等の関係機関との連絡調整
- 4 報道機関への対応
- 5 その他必要と認められる事項

危機終了に伴う業務終了

# 第2章 事項別危機管理の要点

第1項 生徒及び施設利用者に係る事項

#### 1 授業中の事故(理科)

化学の実験で、担当教員が水素を発生させ、マッチで引火し小さな爆発により水素の存在を確認する演示実験を行った。その後、班別の生徒実験で、1班では反応が遅かったので、生徒Aがフラスコを振り、水素発生装置のゴム管近くでマッチを点火したとき、フラスコが破裂した。飛び散ったガラス片により、数人が負傷した。

#### ●危機発生時の対応

- ① 救急(応急)措置
  - ・ 担当教員は、生徒の負傷の有無等を確認し、負傷した生徒への応急処置を行う。
  - ・ 担当教員は、周囲にいる者(教職員・生徒)に校長への連絡、他の教職員への応援を依頼する。 状況に応じ、担当教員(発見者)が直接119番通報する。
  - ・ 担当教員は、ガス漏れや火災等の二次災害発生の恐れがないかを確認し、発生の恐れがある場合は、避難の指示を出す。
  - ・ 養護教諭等(状況に応じて担任や年次長)は、負傷した生徒の応急処置を引き継ぐとともに、速 やかに保護者に事故の概要を報告し、希望する医療機関があるか、搬送される医療機関に向かうこ とができるかなどを確認する。
  - ・ 救急車到着までの間、AED(自動体外式除細動器)の使用や心肺蘇生法などの手当てが必要と認められる場合は、的確に実施する。
  - ・ 救急車の進入路を確保し、救急車が到着したら、速やかに、救急隊員を負傷者まで誘導する。
  - ・ 担当教員等は、救急隊員に事故発生時の状況や応急措置の状況等を説明する。
  - 担当教員等は、救急隊員の指示により、救急車に同乗又は別途、搬送先の医療機関に向かう。
  - 状況により学校医へ連絡し、対応等の助言をいただく。

#### ② 状況把握

- ・ 担当教員等は、医師に事故発生時の状況や使用した薬品等を報告する。
- 医師から負傷の状況、診断、治療内容等を聞き、校長へ連絡する。
- ・ 校長の指示のもと、負傷した生徒に付き添うなどの対応をするほか、負傷の状況により校長、副 校長又は他の教職員を医療機関に派遣する。
- 他の生徒の動揺を抑えるとともに、状況を説明する。
- 教室や器具の被害の状況を確認する。
- ③ 関係機関との連携

校長の迅速な指示のもと、分担して次の対応を行う。

消防(119番) - 救急車の要請を行う。救急車には、隊員の許可を得て、その指示により教職員が同乗し、状況説明を行う。

医療機関 一 負傷者の治療ため、医師に状況説明を行う。

警察(110番) - 校長は、状況に応じて事故が発生したことを連絡する。

保 護 者 - 負傷した生徒の保護者へ連絡する。事故への対応の経過や本人の状況、搬送 先など、事実のみ(見込みの話は混乱のもと)を伝える。

教 育 委 員 会 - 校長は、事故の概要を速やかに所管する教育委員会(県教育委員会学校 教育室)に報告し、後日、文書で提出する。

- ④ 情報の収集と一元化(報道機関への対応)
  - ・ 生徒の動揺を静めながら事情を聞き、情報を集めるとともに、医師から診断、治療内容等を聞き、 事故の経緯を正確に把握し、記録する。
  - 関係機関や報道機関等外部へ情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化し、混乱を避ける。

#### ●危機終息後の対応

① 原因の究明

校長は、事故に関わる情報を整理、記録するとともに、事故原因や問題点を調査・究明し、その反省と改善について全教職員の共通理解を図る。

- ② 支援・援助
  - ・ 校長と関係教員は負傷した生徒を見舞うとともに、保護者に事故の経緯を説明し、独立行政法人 日本スポーツ振興センターの手続き、治療費等について説明を行う。
  - 事故に遭遇した他の生徒について、事故の経過を説明し、混乱を招かないよう配慮する。
- ③ 心のサポート・ケア

負傷した生徒及び周囲の生徒でショックを受けている者がいる場合は、精神科医やスクールカウンセラー等の専門家に依頼するなど、連携を図りながら心のサポート・ケアを行う。

④ 再発防止

教職員や生徒に対する事故防止策や安全点検等の見直しを行い、事故の再発防止に取り組む。

⑤ 報告

事後措置の状況を所管する教育委員会に報告する。

#### ●危機の予防対策

- ① 生徒がゆとりをもって実験・観察に取り組めるように、無理のない指導計画を立てる。
- ② 予備実験を行い、安全性を確かめる。
- ③ 生徒に実験の基本操作や器具の正しい使い方等を指導するとともに、教員の注意事項を聞き取ることができるような指導を行う。
- ④ 実験中は、適切な机間指導を行う。
- (5) 実験に際しては、できるだけ皮膚の露出部分が少ない服装にするよう配慮する。
- ⑥ 万一事故が発生した場合に備え、迅速な対応の仕方を心得ておく。連絡体制、役割分担を定め、全 員が理解しておくとともに、掲示により対応が確実にできるようにする。

#### ●関係法令

- ① 国家賠償法 第1条(公権力の行使に基づく損害の賠償責任、求償権)、第3条(賠償責任者)
- ② 民法 第709条(不法行為による損害賠償)、第715条(使用者等の責任)
- ③ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令 第5条(学校の管理下における災害の範囲)

AED は、Automated External Defibrillator の頭文字をとったもので、日本語訳は自動体外式除細動器といいます。小型の器械で、体外(裸の胸の上)に貼った電極のついたパッドから自動的に心臓の状態を判断します。もし心室細動という不整脈(心臓が細かくブルブルふるえていて、血液を全身に送ることができない状態)を起こしていれば、強い電流を一瞬流して心臓にショックを与えること(電気ショック)で、心臓の状態を正常に戻す機能を持っています。

器械の電源を入れれば音声が使い方を順に指示してくれるので、誰でもこの器械を使って救命する ことができます。

(出典:公益財団法人日本心臓財団ホームページ)

2 授業中の事故(体育)

生徒Aが、跳び箱運動をしていたところ、着地に失敗して床面に落下し頭部を強打した。 呼びかけに対して反応が無く、顔面も蒼白となっていた。

#### ●危機発生時の対応

- ① 救急(応急)措置
  - ・ 担当教員は、生徒の意識の有無・顔色・呼吸・出血などを確認し、負傷した生徒への応急処置を 行う。
  - ・ 担当教員は、周囲にいる者(教職員・生徒)に救急車(119番)の出動要請、校長への連絡、 他の教職員への応援を依頼する。状況に応じ、担当教員(発見者)が直接通報する。
  - 担当教員は、他の生徒を、救急活動の妨げにならない場所に移動させる。
  - ・ 養護教諭等(状況に応じて担任や年次長)は、負傷した生徒の応急処置を引き継ぐとともに、速 やかに保護者に事故の概要を報告し、希望する医療機関があるか、搬送される医療機関に向かうこ とができるかなどを確認する。
  - ・ 救急車到着までの間、AED(自動体外式除細動器)の使用や心肺蘇生法などの手当てが必要と認め られる場合は、的確に実施する。
  - 教急車の進入路を確保し、救急車が到着したら、速やかに、救急隊員を負傷者まで誘導する。
  - 担当教員等は、救急隊員に事故発生時の状況や応急措置の状況等を説明する。
  - ・ 担当教員等は、救急隊員の指示により、救急車に同乗又は別途、搬送先の医療機関に向かう。
  - ・ 状況により学校医へ連絡し、対応等の助言をいただく。
- ② 状況把握
  - 担当教員等は、医師に事故発生時の状況等を報告する。
  - 医師から負傷の状況、診断、治療内容等を聞き、校長へ連絡する。
  - ・ 校長の指示のもと、負傷した生徒に付き添うなどの対応をするほか、負傷の状況により校長、副 校長又は他の教職員を医療機関に派遣する。
  - ・ 他の生徒の動揺を抑えるとともに、状況を説明する。
- ③ 関係機関との連携

校長の迅速な指示のもと、分担して次の対応を行う。

消防(119番) - 救急車の要請を行う。救急車には、隊員の許可を得て、その指示により教職員が同乗し、状況説明を行う。

医療機関 - 負傷者の治療のため、医師に状況説明を行う。

警察(110番) - 校長は、状況に応じて事故が発生したことを連絡する。

保 護 者 - 負傷した生徒の保護者へ連絡する。事故への対応の経過や本人の状況、搬送 先など、事実のみ(見込みの話は混乱のもと)を伝える。

教育委員会 - 校長は、事故の概要を速やかに所管する教育委員会に報告し、後日、文書で提出する。

- ④ 情報の収集と一元化(報道機関への対応)
  - ・ 生徒の動揺を静めながら事情を聞き、情報を集めるとともに、医師から診断、治療内容等を聞き、 事故の経緯を正確に把握し、記録する。
  - 関係機関や報道機関等外部へ情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化し、混乱を避ける。

#### ●危機終息後の対応

① 原因の究明

校長は、事故に関わる情報を整理・記録するとともに、事故原因や問題点を調査・究明し、その反省と改善について全職員の共通理解を図る。

- ② 支援·援助
  - ・ 校長と関係教員は、負傷した生徒を見舞うとともに、保護者に事故の経緯を説明し、独立行政法 人日本スポーツ振興センター等の手続き、及び給付等について説明を行う。
  - 事故に遭遇した他の生徒について、事故の経過を説明し、混乱を招かないよう配慮する。
- ③ 心のサポート・ケア 負傷した生徒及び周囲の生徒でショックを受けている者がいる場合は、精神科医やスクールカウン セラー等の専門家に依頼するなど、連携を図りながら心のサポート・ケアを行う。
- ④ 再発防止 教職員や生徒に対する事故防止策や安全点検等の見直しを行い、事故の再発防止に取り組む。
- ⑤ 報告 事後措置の状況を所管する教育委員会に報告する。

#### ●危機の予防対策

- ① 安全面に十分配慮しながら、生徒の実態に即した指導計画を立てる。
- ② 生徒が、常に安全に注意して活動する能力、態度及び習慣を身につけさせる。
- ③ 万一、事故が発生した場合に備え、迅速な対応の仕方を心得ておく。連絡体制、役割分担を定め、全員が理解しておくとともに、掲示により、対応が確実にできるようにする。
- ④ AEDの使用方法や心肺蘇生法の訓練などにより、応急手当について職員が実践できるようにする。

#### ●関係法令等

- ① 国家賠償法第1条(公権力の行使に基づく損害の賠償責任、求償権)、第3条(賠償責任者)
- ② 民法第709条(不法行為による損害賠償)、第714条(責任無能力者の監督義務者等の責任)、第715条(使用者等の責任)、第722条(損害賠償の方法及び過失相殺)
- ③ 学校保健安全法第5条(学校保健計画の策定等)、第26条(学校安全に関する学校の設置者の責務)、第27条(学校安全計画の策定等)
- ④ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第5条(学校の管理下における災害の範囲)

3 部活動中の事故

陸上競技部1年生の生徒Aが、長距離練習として3000メートルのタイムトライアルを行っていた際、1800メートルほどを走ったところで急に胸を抱えうずくまるように倒れた。

すぐに部活動顧問が駆け寄ったが、意識を喪失しており、呼吸も脈拍もなかった。

#### ●危機発生時の対応

- ① 救急(応急)措置
  - 担当教員は、生徒の意識の有無・顔色・呼吸などを確認し、負傷した生徒への応急処置を行う。
  - ・ 担当教員は、周囲にいる者(教職員・生徒)に救急車(119番)の出動要請、校長への連絡、 他の教職員への応援を依頼する。状況に応じ、担当教員(発見者)が直接通報する。
  - 担当教員は、他の生徒を、救急活動の妨げにならない場所に移動させる。
  - ・ 養護教諭等(状況に応じて担任や年次長)は、負傷した生徒の応急処置を引き継ぐとともに、速 やかに保護者に事故の概要を報告し、希望する医療機関があるか、搬送される医療機関に向かうこ とができるかなどを確認する。
  - ・ 救急車到着までの間、AED(自動体外式除細動器)の使用や心肺蘇生法などの手当てが必要と認め られる場合は、的確に実施する。
  - 教急車の進入路を確保し、救急車が到着したら、速やかに、救急隊員を負傷者まで誘導する。
  - 担当教員等は、救急隊員に事故発生時の状況や応急措置の状況等を説明する。
  - ・ 担当教員等は、救急隊員の指示により、救急車に同乗又は別途、搬送先の医療機関に向かう。
  - 状況により学校医へ連絡し、対応等の助言をいただく。

#### ② 状況把握

- 担当教員等は、医師に事故発生時の状況等を報告する。
- 医師から負傷の状況、診断、治療内容等を聞き、校長へ連絡する。
- ・ 校長の指示のもと、負傷した生徒に付き添うなどの対応をするほか、負傷の状況により校長、副 校長又は他の教職員を病院に派遣する。
- 他の生徒の動揺を抑えるとともに、状況を説明する。
- ③ 関係機関との連携

校長の迅速な指示のもと、分担して次の対応を行う。

消防(119番) - 救急車の要請を行う。救急車には、隊員の許可を得て、その指示により教職員が同乗し、状況説明を行う。

医療機関 一 負傷者の治療のため、医師に状況説明を行う。

警察(110番) - 校長は、状況に応じて事故が発生したことを連絡する。

保 護 者 - 負傷した生徒の保護者へ連絡する。事故への対応の経過や本人の状況、搬送 先など、事実のみ(見込みの話は混乱のもと)を伝える。

教育委員会 - 校長は、事故の概要を速やかに所管する教育委員会に報告し、後日、文書で提出する。

- ④ 情報の収集と一元化(報道機関への対応)
  - ・ 生徒の動揺を静めながら事情を聞き、情報を集めるとともに、医師から診断、治療内容等を聞き、 事故の経緯を正確に把握し、記録する。
  - 関係機関や報道機関等外部へ情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化し、混乱を避ける。

#### ●危機終息後の対応

- ① 原因の究明
  - ・ 校長は、事故に関わる情報を整理・記録するとともに、事故原因や問題点を調査・究明し、その 反省と改善について全職員の共通理解を図る。
  - ・ 練習内容に無理がなかったか、生徒の健康状態の把握が十分だったかなど、事故につながる要因 について調査し、再発防止に取り組む。
- ② 支援·援助
  - ・ 校長と関係教員は、負傷した生徒を見舞うとともに、保護者に事故の経緯を説明し、独立行政法 人日本スポーツ振興センター等の手続き及び給付等について説明を行う。
  - 事故に遭遇した他の生徒について、事故の経過を説明し、混乱を招かないよう配慮する。
- ③ 心のサポート・ケア 負傷した生徒及び周囲の生徒でショックを受けている者がいる場合は、精神科医やスクールカウン セラー等の専門家に依頼するなど、連携を図りながら心のサポート・ケアを行う。
- ④ 再発防止 教職員や生徒に対する事故防止策や安全点検等の見直しを行い、事故の再発防止に取り組む。
- ⑤ 報告 事後措置の状況を所管する教育委員会に報告する。

#### ●危機の予防対策

- ① 部活動安全対策マニュアルについては、設置している運動部活動の種目や活動環境に応じたマニュアルとなるよう、ヒヤリハット事例の更新を含めて、年1回以上の定期的な確認を行うこと。
- ② 生徒の健康状態の把握に努め、無理のない活動計画を立てる。
- ③ 生徒が、常に安全に注意して活動する能力、態度及び習慣を身につけさせる。
- ④ 部顧問が、活動の場につけない場合の練習については、練習の内容を考慮するとともに、事故発生時の対応などを生徒に周知する。
- ⑤ 万一事故が発生した場合に備え、迅速な対応の仕方を心得ておく。連絡体制、役割分担を定め、全員が理解しておくとともに、掲示により、対応が確実にできるようにする。
- ⑥⑤ AEDの使用方法や心肺蘇生法の訓練などにより、応急手当について職員が実践できるようにする。

#### ●関係法令等

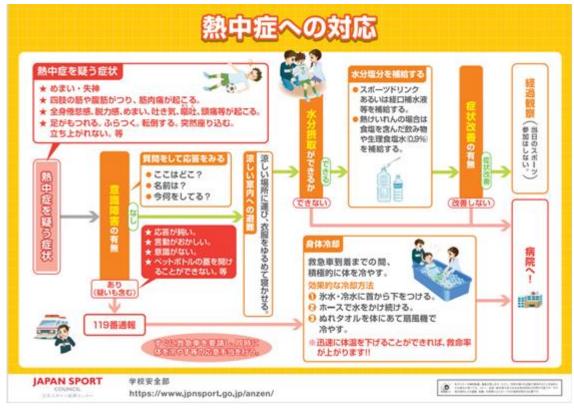
- ① 国家賠償法第1条(公権力の行使に基づく損害の賠償責任、求償権)、第3条(賠償責任者)
- ② 民法第709条(不法行為による損害賠償)、第714条(責任無能力者の監督義務者等の責任)、第715条(使用者等の責任)、第722条(損害賠償の方法及び過失相殺)
- ③ 学校保健安全法第5条(学校保健計画の策定等)、第26条(学校安全に関する学校の設置者の責務)、第27条(学校安全計画の策定等)
- ④ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第5条(学校の管理下における災害の範囲)

#### 4 熱中症

学校から約1km離れた公園に校外学習に出発(徒歩)し、到着後、活動後学校にもどった(この間1時間30分)。当該生徒は教室にもどった後に体調が急変し、心肺停止の状態となった。

#### ●危機発生時の対応

- ① 救急(応急)措置
  - ・ 担当教員は、熱中症を疑う症状があるか確認し、意識障害の有無・顔色・呼吸・脈拍等を確認し、 意識障害を疑う症状がある場合はすぐに救急車を要請し、同時に体を冷やす等の応急手当を行う。
  - ・ 担当教員は、周囲にいる者(教職員・生徒)に救急車(119番)の出動要請、校長への連絡、 他の教職員への応援を依頼する。状況に応じ、担当教員(発見者)が直接通報する。
  - ・ 養護教諭等(状況に応じて担任や年次長)は、発症した生徒の応急処置を引き継ぐとともに、速 やかに保護者に事故の概要を報告し、希望する医療機関があるか、搬送される医療機関に向かうこ とができるかなどを確認する。
  - 担当教員は、他の生徒を、救急活動の妨げにならない場所に移動させる。
  - ・ 救急車到着までの間、身体冷却を行うとともにAED(自動体外式除細動器)の使用や心肺蘇生法 等が必要と認められる場合は、的確に実施する。
  - ・ 救急車の進入路を確保し、救急車が到着したら、速やかに、救急隊員を負傷者まで誘導する。
  - 担当教員等は、救急隊員に事故発生時の状況や応急措置の状況等を説明する。
  - 担当教員等は、救急隊員の指示により、救急車に同乗又は別途、搬送先の医療機関に向かう。
  - 状況により学校医へ連絡し、対応等の助言をいただく。



#### ② 状況把握

- 担当教員等は、医師に事故発生時の状況等を報告する。
- ・ 医師から負傷の状況、診断、治療内容等を聞き、校長へ連絡する。
- ・ 校長の指示のもと、発症した生徒に付き添うなどの対応をするほか、状況により校長、副校長又

は他の教職員を医療機関に派遣する。

- 他の生徒の動揺を抑えるとともに、状況を説明する。
- ③ 関係機関との連携

校長の迅速な指示のもと、分担して次の対応を行う。

消防(119番) - 救急車の要請を行う。救急車には、隊員の許可を得て、その指示により教職員が同乗し、状況説明を行う。

医療機関 - 発症した生徒の治療のため、医師に状況説明を行う。

警察(110番) - 校長は、状況に応じて事故が発生したことを連絡する。

保 護 者 - 発症した生徒の保護者へ連絡する。事故への対応の経過や本人の状況、搬送 先など、事実のみ(見込みの話は混乱のもと)を伝える。

教育委員会 - 校長は、事故の概要を速やかに所管する教育委員会に報告し、後日、文書で提出する。

- ④ 情報の収集と一元化(報道機関への対応)
  - ・ 生徒の動揺を静めながら事情を聞き、情報を集めるとともに、医師から診断、治療内容等を聞き、 事故の経緯を正確に把握し、記録する。
  - 関係機関や報道機関等外部へ情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化し、混乱を避ける。

#### ●危機終息後の対応

① 原因の究明

校長は、事故に関わる情報を整理・記録するとともに、事故原因や問題点を調査・究明し、その反省と改善について全職員の共通理解を図る。

- ② 支援·援助
  - ・ 校長と関係教員は、発症した生徒を見舞うとともに、保護者に事故の経緯を説明し、独立行政法 人日本スポーツ振興センター等の手続き、及び給付等について説明を行う。
  - 事故に遭遇した他の生徒について、事故の経過を説明し、混乱を招かないよう配慮する。
- ③ 心のサポート・ケア

発症した生徒及び周囲の生徒でショックを受けている者がいる場合は、精神科医やスクールカウンセラー等の専門家に依頼するなど、連携を図りながら心のサポート・ケアを行う。

④ 再発防止

教職員や生徒に対する事故防止策や安全点検等の見直しを行い、事故の再発防止に取り組む。

(5) 報告

事後措置の状況を所管する教育委員会に報告する。

#### ●危機の予防対策

- ① 本校の「熱中症対策ガイドライン」に従って対応する。気温、湿度が高いほど、直射日光等、輻射 熱が大きいほど熱中症が起きやすいので、熱中症警戒アラート等を参考にするなど環境条件を把握 し、それに応じた運動、水分補給を行う。また、エアコンや扇風機等も適宜使用する。
- ② 梅雨明け等、急に暑くなった時に多く発生する傾向があるので、暑さに徐々に慣らしていく。
- ③ 肥満傾向の人、体力が低い人、暑さに慣れていない人等は暑さに弱いため、個人の条件を考慮する。

また、運動前の体調のチェックや運動中の健康観察を行い、下痢、発熱、疲労等、体調の悪い人は暑い中で無理に運動をしない、させないようにする。

- ④ 服装は軽装とし、吸湿性や通気性のよい素材にしたり、直射日光は帽子で防ぐようにしたりするなど服装に気を付ける。
- ⑤ 具合が悪くなった場合には早めに運動を中止し、必要な処置をする。
- ⑥ 熱中症予防運動指針を活用して、対策を講じながら活動を行う。
- ⑦ 万一、事故が発生した場合に備え、迅速な対応の仕方を心得ておく。連絡体制、役割分担を定め、 全員が理解しておくとともに、掲示により、対応が確実にできるようにする。
- ⑧ AEDの使用方法や心肺蘇生法の訓練などにより、応急手当について職員が実践できるようにする。

#### ●関係法令等

- ① 気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律
- ② 「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」(公益財団法人日本スポーツ協会)令和元年5月改訂③ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第5条(学校の管理下における災害の範囲)

#### 5 暴力事件(対教師)

2年E組の数学の時間に、携帯電話でメールを送っていた生徒Aに対して、教諭Bがやめるよう注意をした。Aが反抗的な態度をとったため、Bが携帯電話を取り上げた。逆上したAは、Bに足蹴りをし、その際にBが負傷した。さらにAは、Bに危害を加えようとしたが、クラスの男子生徒がAを取り押さえ、女子生徒が職員室に助けを求めてきた。

#### ●危機発生時の対応

- ① 救急(応急)措置
  - ・ 生徒Aを個室等に移動させ落ち着かせるとともに、状況等の話を聞く。
  - ・ 負傷した教員、加害生徒及び周囲の生徒への対応のため、複数の教職員で教室に向かうとともに、 校長に連絡する。
  - ・ 負傷者の意識の有無、顔色、呼吸などを確認し、負傷した教員の応急措置を行う。負傷の程度により救急車(119番)の出動を要請する。
  - ・ 養護教諭等(状況に応じて担任や年次長)は、負傷した教員の応急措置を引き継ぐとともに、校 長は速やかに負傷した教員の家族に事故の概要を連絡する。
  - ・ 救急車到着までの間、AED(自動体外式除細動器)の使用や心肺蘇生法などの手当てが必要と認め られる場合は、的確に実施する。
  - 教急車の進入路を確保し、救急車が到着したら、速やかに、救急隊員を負傷者まで誘導する。
  - 教職員は、救急隊員に事故発生時の状況や応急措置の状況等を説明する。
  - 教職員は、救急隊員の指示により、救急車に同乗又は別途、搬送先の医療機関に向かう。
  - 状況により学校医へ連絡し、対応等の助言をいただく。

#### ② 状況把握

- 教職員は、医師に事故発生時の状況等を報告する。
- ・ 担任等が生徒の状況を把握し、特に心理的なダメージを受けている生徒に対しては保健室等で落ち着かせるなどの処置を行うほか、他の生徒に状況を説明する。
- 医師から負傷の状況、診断、治療内容等を聞き、校長へ連絡する。
- ・ 校長の指示のもと、負傷した教員に付き添うなどの対応をするほか、負傷の状況により校長、副 校長又は他の教職員を医療機関に派遣する。
- ・ 早急に、全教職員で事件の概要について共通理解を図り、他の生徒や保護者、記録等について役割分担や対応方針を確認し、組織的に対応する。
- ③ 関係機関との連携

校長の迅速な指示のもと、分担して次の対応を行う。

消防(119 - 救急車の要請を行う。救急車には、隊員の許可を得て、その指示により番 教職員が同乗し状況説明を行う。

必要に応じて医師に状況説明を行う。

医療機関

警察(110 - 校長は、状況に応じて事件が発生したことを連絡する。

番 )

保 護 者 一 加害生徒の保護者に、把握した事実を説明し、保護者へ来校を促す。 (加害者)

家 族 - 負傷した教員の家族へ連絡する。事故への対応の経過や本人の状況、搬 (被害者) 送先など、事実のみ(見込みの話は混乱のもと)を伝える。

教育委員会 - 校長は、事故の概要を速やかに所管する教育委員会に報告し、後日、文書で提出する。

- ④ 情報の収集と一元化(報道機関への対応)
  - ・ 生徒の動揺を静めながら事情を聞き、暴力行為に至った経緯や状況について情報を集め、校長は 正確な事実関係を早急に把握し記録する。

・ 関係機関や報道機関等外部へ情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化して混乱をさける。 なお、生徒の人権やプライバシーに配慮する。

#### ●危機終息後の対応

① 原因の究明

校長は、事故に関わる情報を整理・記録するとともに、事故原因や問題点を調査究明し、その反省と改善について全職員の共通理解を図る。

- ② 支援·援助
  - ・ 学校は、加害生徒の保護者と面談し、さらに、被害を受けた教員を交えて事件の説明と双方の話 し合いの場を設定する。
  - ・ PTA役員、所管する教育委員会等との連携を図り、緊急保護者会の開催等により、保護者への説明を 行い、事件の概要や今後の対応方針を説明し、協力を求める。
- ③ 心のサポート・ケア
  - ・ 事件により周囲の生徒でショックを受けている者がいる場合は、精神科医やスクールカウンセラー等の専門家に依頼するなど、連携を図りながら心のサポート・ケアを行う。
  - ・ 加害生徒のカウンセリングは、児童相談所の児童心理司やスクールカウンセラー等の専門家に依頼するなど、連携を図りながら行う。
  - ・校長、副校長あるいは同僚からの声かけなどにより、担任の心のサポート・ケアを図る。
- ④ 再発防止

授業や休憩時間等における生徒の日常の言動や友人関係等について、様々な場面で得られた情報を教職員間で交換し、多角的に生徒をとらえるようにする。

⑤ 報告

事後措置の状況を所管する教育委員会に報告する。

#### ●危機の予防対策

- ① 教育相談の充実
  - ・ 学校や家庭のことなど、どの生徒も不安やストレスを抱えていることが考えられるため、一人一人の生徒に教師が積極的に声をかけ、不安や悩み等がうち明けられる信頼関係を確立し、相談の充実を図る。
  - 自分のことや友人のことで心配なことは、いつでも相談にのることを日頃から折りに触れ伝える。
- ② 保護者との連携

家庭での生徒の様子で気になることがあれば、すぐに担任等に相談できるよう、日頃から協力関係 を築いておく。

③ 関係機関との連携

スクールカウンセラーや相談機関から生徒理解についての助言を得たり、警察や少年サポートセンター等に学校の現状や指導方針について説明したりするなど、日頃から相談できる関係づくりをする。

④ 校内研修等の実施

校内研修等を通じて、事例研究や最新の実態を認識し、事件・事故が発生した際の教職員の対応力を高める。

#### 6 暴力事件(生徒間)

昼食時間、1年生の教室で、日頃から折り合いの悪い生徒Aと生徒Bはちょっとしたことから口論となり、感情的になったBは突然、Aの顔面を殴打した。Aは横転し、その直後、意識を失った。知らせを受けた教師が駆けつけたときには、Bの行方は分からなくなっていた。

#### ●危機発生時の対応

- ① 救急(応急)措置
  - ・ 負傷した生徒、加害生徒及び周囲の生徒への対応のため、複数の教職員で教室に向かうとともに、 校長に連絡する。
  - ・ 負傷者の意識の有無、顔色、呼吸、出血などを確認し、負傷した生徒の応急措置を行うとともに、 救急車(119番)の出動を要請する。
  - ・ 養護教諭等(状況に応じて担任や年次長)は、負傷した生徒の応急措置を引き継ぐとともに、速 やかに保護者に事故の概要を報告し、希望する医療機関があるか、搬送される医療機関に向かうこ とができるかなどを確認する。
  - ・ 救急車到着までの間、AED(自動体外式除細動器)の使用や心肺蘇生法などの手当てが必要と認め られる場合は、的確に実施する。
  - 教急車の進入路を確保し、救急車が到着したら、速やかに、救急隊員を負傷者まで誘導する。
  - ・ 教職員は、救急隊員に事故発生時の状況や応急措置の状況等を説明する。
  - 教職員は、救急隊員の指示により、救急車に同乗又は別途、搬送先の医療機関に向かう。
  - 状況により学校医へ連絡し、対応等の助言をいただく。
  - ・ 加害生徒の保護を図るため、地域割り等を行い、可能な限りの捜索活動を行う。

#### ② 状況把握

- 教職員は、医師に事故発生時の状況等を報告する。
- ・ 当該クラスの担任等が生徒の状況を把握し、特に心理的なダメージを受けている生徒に対しては 保健室等に入室させ、落ち着かせるなどの処置を行うほか、他の生徒に状況を説明する。
- ・ 医師から負傷の状況、診断、治療内容等を聞き、校長へ連絡する。
- ・ 校長の指示のもと、負傷した生徒に付き添うなどの対応をするほか、負傷の状況により校長、副 校長又は他の教職員を医療機関に派遣する。
- ・ 早急に、事件の概要について全教職員で共通理解を図り、他の生徒、保護者、地域の人々や記録 等について役割分担や対応方針を確認し、組織的に対応する。
- ③ 関係機関との連携

校長の迅速な指示のもと、分担して次の対応を行う。

消防(119 - 救急車の要請を行う。救急車には、隊員の許可を得て、その指示により番 教職員が同乗し状況説明を行う。

警察(110 - 校長は、事件の発生を連絡し、加害生徒の保護を依頼する。また、その 番 際、写真の提供、服装や生徒の特徴等について可能な限り詳細に伝える。

保 護 者 - 加害生徒の保護者に、把握した事実及び生徒の保護が必要であることを (加害者) 説明し、今後の連絡方法等を伝える。

保 護 者 一 負傷した生徒の保護者へ連絡する。事故への対応の経過や本人の状況、 (被害者) 搬送先など、事実のみ(見込みの話は混乱のもと)を伝える。

教 育 委 員 会 ー 校長は、事故の概要を速やかに所管する教育委員会に報告し、後日、文書で提出する。

④ 情報の収集と一元化(報道機関への対応)

- ・ 生徒の動揺を静めながら事情を聞き、暴力行為に至った経緯や状況について情報を集め、校長は正確な事実関係を早急に把握し記録する。
- ・ 関係機関や報道機関等外部へ情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化して混乱をさける。 なお、生徒の人権やプライバシーに配慮する。

#### ●危機終息後の対応

① 原因の究明

校長は、事故に関わる情報を整理・記録するとともに、事故原因や問題点を調査究明し、その反省と改善について全職員の共通理解を図る。

- ② 支援·援助
  - ・ 学校は、被害者及び加害者の保護者と面談し、また、双方の保護者を交え事件の説明と話し合い の場を設定する。
  - 被害者の見舞いには、校長、関係教員、加害生徒及びその保護者を同行し対応する。
  - ・ PTA役員、所管する教育委員会等との連携を図り、緊急保護者会の開催等により、保護者への 説明を行い、事件の概要や今後の対応方針を説明し、協力を求める。
- ③ 心のサポート・ケア
  - ・ 負傷した生徒及び周囲の生徒でショックを受けている者がいる場合は、精神科医やスクールカウンセラー等の専門家に依頼するなど、連携を図りながら心のサポート・ケアを行う。
  - ・ 加害生徒のカウンセリングは、児童相談所の児童心理司やスクールカウンセラー等の専門家に依頼するなど、連携を図りながら行う。
  - ・ 校長、副校長あるいは同僚からの声かけなどにより、担任の心のサポート・ケアを図る。
- ④ 再発防止

授業や休憩時間等における生徒の日常の言動や友人関係等について、様々な場面で得られた情報を 教職員間で交換し、多角的に生徒をとらえるようにする。

(5) 報告

事後措置の状況を所管する教育委員会に報告する。

#### ●危機の予防対策

- ① 教育相談の充実
  - ・ 学校や家庭のことなど、どの生徒も不安やストレスを抱えていることが考えられるため、一人一 人の生徒に教師が積極的に声をかけ、不安や悩み等がうち明けられる信頼関係を確立し、相談の充実 を図る。
  - 自分のことや友人のことで心配なことは、いつでも相談にのることを日頃から折りに触れ伝える。
- ② 保護者との連携

家庭での生徒の様子で気になることがあれば、すぐに担任等に相談できるよう、日頃から協力関係を築いておく。

③ 関係機関との連携

スクールカウンセラーや相談機関から生徒理解についての助言を得たり、警察や少年サポートセンター等に学校の現状や指導方針について説明するなど、日頃から相談できる関係づくりをする。

④ 校内研修等の実施

校内研修等を通じて、事例研究や最新の実態を認識し、事件・事故が発生した際の教職員の対応力を高める。

#### ●関係法令等

- ① 国家賠償法第1条(公権力の行使に基づく損害の賠償責任、求償権)
- ② 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第5条(学校の管理下における災害の範囲)

#### 7 教育活動妨害

男子生徒Aは、日頃から教師の指導を受け入れず、暴言、授業妨害、教室を抜け出す等をくり返している。教員はその都度、その生徒の対応に追われ、授業の進度に遅れが目立ち始めた。また、これを知ったクラスの保護者から、何とかしてほしいという電話が校長のもとにあった。

#### ●危機発生時の対応

- ① 状況把握
  - ・ 校長は、関係教職員から情報を収集し、今までの経過や、原因・背景を分析する。その後、今後 の対応方針について関係教職員と協議する。
  - 他の生徒への影響が大きい場合には、出席停止も視野に入れながら対応を検討する。
- ② 緊急(応急)措置

【担任及び教科担任への支援体制】

#### 全教員による指導

- ・ 生徒が教科により授業態度を変えないよう、全教員が「学習の決まり」等、どの教科でも共通 して守るべき事項等を確認・共通理解し、授業に取り組む。
- ・ 担任及び該当教科の担任のみが負担を感じる場合があるので、常に全教員で指導する体制の確立と確認する場を設ける。

#### 授業形態の工夫

ティーム・ティーチングなどの授業形態を取り入れ、複数指導及びわかる授業に取り組む。

#### 【保護者への対応】

問題行動を起こす生徒の保護者と話し合いの場をもつほか、家庭訪問を行い、保護者に本人の行動の事実を伝える。また、学校の指導方針を説明し協力を依頼する。

更に、保護者の悩みや不安等を共感的に聞き、共に子どもの健全育成について考えていく態度で接し、保護者と学校の信頼関係の構築に努める。

#### 【生徒への対応】

・ 問題行動を起こす生徒の指導

行為の背景に不満や悩み等がある場合は、共感的に対応しながら、解決に向けて共に考える。 担任との信頼関係が不十分な場合は、教育相談担当等の他の教員が対応し、担任との信頼関係づくりを行う。なお、生徒一人一人と向き合う機会を数多く持つ。

学級全体の指導

学級づくりに力を入れ、問題を起こす生徒もクラスの一員であるという連帯感を持たせる。

- ③ 情報の収集と一元化(報道機関への対応)
  - ・ これまでの経過や原因・背景等について、情報を集め、校長は正確な事実関係を早急に把握するとともに、正確に記録を取る。
  - ・ 関係機関や報道機関等外部へ情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化し混乱を避ける。 なお、生徒の人権やプライバシーに配慮する。
- ④ 教育委員会への報告

校長の文書による事故報告の前に、電話で事故の概要を所管する教育委員会に報告し、助言を受ける。

⑤ 出席停止の措置を行う場合について

上記の対応をとっても生徒の性行に改善が見られない場合には、出席停止の措置をとることができる(学校教育法第35条・第49条)。

#### 出席停止の要件としては、以下の4点である。

- ・ 他の児童(生徒)に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
- 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
- ・ 施設又は設備を損壊する行為
- ・ 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

その場合、所管する教育委員会規則に基づいて手続きを行うこととなる。権限が教育委員会、教育 長、校長のいずれにあっても、常に所管する教育委員会と連携し、手続きを進めなければならない。 また、決定に際しては、当該生徒や保護者の弁明の機会を持つなど、十分な配慮が必要である。

出席停止の措置がとられた場合、その期間における生徒の学習に対する支援やその他の教育上必要な措置を講じる必要があるので、学校では、家庭訪問、学習課題の準備、添削等学習面と心のサポート・ケアの両面において生徒を支援する措置を講じなければならない。

#### ●危機終息後の対応

① 原因の究明

調査の記録をもとに発生の原因や問題点を明らかにし、それらの反省と改善について、全教職員の共通理解を図る。

- ② 支援・援助
  - ・ 学校は、校長、学級担任、教科担任等の関係職員と生徒の保護者を交えた話し合いの場を設け、 事件発生の原因や問題点を明らかにするとともに、状況改善のための方策を話し合う。
  - 校長は、教職員が学校、学級、生徒の実態や指導等について、いつでも、何でも、気軽に相談できる体制を整える。
- ③ 心のサポート・ケア
  - ・ 事件により周囲の生徒でショックを受けている者がいる場合は、精神科医やスクールカウンセラー等の専門家に依頼するなど、連携を図りながら心のサポート・ケアを行う。
  - ・ 校長、副校長あるいは同僚からの声かけなどにより、担任の心のサポート・ケアを図る。
- ④ 再発防止
  - 学年での交換授業や教科を分担しながら複数の教師が関わり、学級の生徒の動揺を静める。
  - ・ 担任は、家庭の協力をもとに、生徒一人一人と向き合う機会を数多く設けながら、学級の生徒たちとの信頼関係づくりに努める。
- ⑤ 報告

事故措置の状況を所管する教育委員会に報告する。

#### ●危機の予防対策

早期の実態把握と早期対応に努める。

日頃から生徒の気持や行動の適切な把握に努め、小さな問題でも丁寧に取り上げて解決するように 関わる。また、事態が進行する前に、学年内はもちろん管理職等にも相談し、協力を得ながら解決す るなど、早期の対応を心がける。

- ② 生徒の実態を踏まえた魅力ある学級づくりに努める。
- ③ ティーム・ティーチングや少人数学級等の指導方法や指導形態の工夫・改善に努める。
- ④ 情報交換と共通理解に努める。

生徒指導委員会・学年会議等を随時行い、生徒指導を巡る問題について日頃から学校・学年全体で 取り組み解決していく。また、悩みを何でも相談できる雰囲気を大切にし、担任が一人で問題を抱え 込まないようにする。

⑤ 保護者との連携に努める。

学級懇談会や学年懇談会を積極的に行い、学級・学年の指導方針を年度始めに知らせ、また、生徒の変化や問題行動についてタイミングを失しないように保護者に伝えるようにする。

#### ●関係法令

学校教育法第35条 (児童の出席停止)、第49条 (準用規定(中学校))

#### 8 自殺(予告)

ある日の放課後、職員室にかかってきた電話に教諭Aがでると、本校生徒と思われる女子が「生きていてもつまらない。明日の朝までに死のうと思う。」と言ったきり電話が切れた。電話の後、Aはすぐに副校長に報告し、対応を相談した。

#### ●危機発生時の対応

① 状況把握

副校長は、校長に速やかに状況を報告する。校長は、関係教職員等により早急に会議を開き、情報の収集・外部との連絡・他の職員への連絡等、基本的な対応を決定する。その後、教職員を招集し、指示伝達を行う。

② 情報の収集

自殺予告をした生徒の保護の観点から、気になる生徒についての情報交換等により、予告した生徒の特定・推定作業を進め、状況に応じて警察等の関係機関に連絡し、情報収集に努める。

- ③ 緊急(応急)措置
  - ・ 校長や関係教職員で、これまでの情報をもとに、各所に設置してある電話相談等に連絡するなど、 該当する生徒の特定等に努める。
  - 収集した情報は、速やかに校長や生徒指導担当者に連絡する体制を整備する。

#### ●危機終息後の対応

① 原因の究明

調査をもとに自殺予告の原因や問題点を明らかにし、それらの反省と今後の自殺防止について、教職員の共通理解を図る。

② 支援・援助

#### 【生徒が特定された場合】

- 本人の心情を受容するように接し、保護者と連携を図りながら自殺防止に万全を期す。
- 精神科医やスクールカウンセラー等の専門家と相談しながら対応する。
- ・ 軽い気持ちで電話した場合には、行動を自省させることが必要であるが、本人の気持ちを十分に 受けとめ、必要な支援を行う。
- 生徒全体に指導する際、当該生徒の人権やプライバシーに十分配慮する。

#### 【生徒が特定されない場合】

- 日頃の言動から気になる生徒について、悩みや願いを聞き、必要な支援や指導を行う。
- ・ 次のような取り組みにより、自殺防止に向けて全校生徒や保護者へ働きかける。
- 緊急の全校集会で、生徒に「命の大切さ」「教師や友人への相談の大切さ」を考えさせる。
- 生徒会主催の生徒集会で、緊急アピールをする。
- ・ 道徳・学級活動等の時間で話し合いをするなど、生徒の思いを汲み上げられる場を持つ。
- ・ 緊急のPTA役員会を開催する。学校・学級通信や通知文等で訴える。
- ③ 関係機関との連携
  - ・ 校長は、事故の概況を速やかに所管する教育委員会に報告し、対応を協議するとともに、PTA 役員、少年サポートセンターや警察署(110番)等にも連絡し、以後の様々な段階で協力が得られるようする。
  - 自殺予告者は、相談電話等にも電話をする場合があるので、日頃から連絡網の整備と連携を図る。
- ④ 再発防止

授業や休憩時間等における生徒の日頃の行動や友人関係等について、様々な場面で得られた情報を 教職員間で交換し、多角的に生徒をとらえるようにする。

⑤ 報告

事後措置の状況を所管する教育委員会に報告する。

#### ●危機の予防対策

- ① 校内体制の確立
  - ・ 関係機関と連携して教職員研修を行い、教職員の認識を高める取り組みや悩み調査を実施する取り組み、緊密な情報交換等により、早期発見に向けた取り組みを充実する。
  - ・ 教育活動全体を通して「生命尊重」「人権尊重」の精神の育成を図るとともに、教職員と生徒及び生徒相互の共感的な人間関係づくりに努める。
- ② 教育相談の充実
  - ・ 定期的な教育相談や、教員から積極的に声をかけて気軽に相談できるような場面づくりを心がけ、 生徒一人一人と話し合う機会を多くもつ。
  - 個人面談や集団面談等、面談方法も工夫する。
- ③ 保護者との連携

保護者や地域の人々から生徒の様子で、気になることがあれば、すぐに情報(例:登下校の様子等)が得られるような体制を確立する。

④ 相談機関等との連携

地域の相談電話等へ相談が入る場合もあるので、各相談機関と自殺予告の電話を受けた際の学校への連絡等について、あらかじめ協議しておく。

- Q 自殺予告電話を直接受けた場合に、対応する上での留意点は何か。
- A 緊急かつ重大な訴えと受けとめ、落ち着いて真剣に対応することが大切である。
  - ・ 電話の途中で、メモにより周囲に状況を知らせる。複数で聴ける場合は記録を取る。
  - 「力になりたい」「理解しようとしている」ということが伝わるよう、共感的に聞く。
  - ・ 時間をかけて辛抱強く聴く中で、友人関係や家族関係、動機、これからの具体的な行動等 についての情報を得ることに努める。
  - 叱咤激励や説教、批判的な態度や問いただす質問等をしない。話題をそらさせない。
  - 相手を支える関係づくりに努め、自分を支えてくれる身近な人の存在に気づかせる。
  - こちらがいつも窓口を広げていることを伝え、相談しやすい関係づくりに配慮する。
- Q 試験等の学校行事の中止を求められた場合には、どのように対応すればよいか。
- A 行事の実施・延期・中止等については、校長が総合的に判断する必要がある。
  - ・ 判断に当たっては、先入観を持たず、確認や指導等の対策の状況、生徒や保護者の意識の 状態、判断後の対策の見通し、教職員の意見等を考慮し、細心の配慮をする。
  - 生徒の状況について、判断後も継続して把握する。

9 遠足・修学旅行時の事件・事故

3泊4日の日程で関西方面に修学旅行に出かけた。3日目の夕方、見学先から宿舎にバス4台で移動中、交差点で急に右折してきたトラックと先頭のバスが衝突し、車内の生徒は、衝撃で座席に体をぶつけたり、窓ガラスの破片で手足を切ったりするなどの負傷をした。3名は救急車で医療機関に運ばれ、7名は軽傷であった。

#### ●危機発生時の対応

① 状況把握

教職員は、負傷者の数や状況を把握するとともに、生徒が混乱しないよう落ち着かせる。

- ② 救急(応急)措置
  - ・ 救急車が到着するまで、教職員は、負傷者に応急処置を行う。その際、必要に応じて周囲の人たちにも協力を求める。
  - ・ 救急車が負傷者を医療機関に搬送する際は、教職員(複数)も同行し、負傷者の状況等について 校長と連絡を取る。
  - ・ 教職員は、他の負傷者の応急処置を行うとともに、精神的に動揺している生徒に声をかけるなど 不安を取り除くことに努める。
  - ・ 他の生徒を宿舎に連れ戻り、事故の状況や今後の対応等について説明し、生徒の動揺を抑えることに努める。また、事故現場の教員との連絡体制を整える。
  - 学校に対して事故の発生状況等について連絡を行う。
- ③ 関係機関との連携

校長の迅速な指示のもと、分担して次の対応を行う。

消防(119番) - 救急車の要請を行う。救急車には、隊員の許可を得て、その指示に従って教職員が同乗し、状況説明を行う。

医療機関 - 負傷者の治療のため、医師に状況説明を行う。

警察(110番) - 校長は、状況に応じて事故が発生したことを連絡する。

保 護 者 - 負傷した生徒の保護者へ連絡する。事故への対応の経過や本人の状況、搬送 先など、事実のみ(見込みの話は混乱のもと)を伝える。

教育委員会 - 校長は、事故の概要を速やかに所管する教育委員会に報告し、後日、文書で提出する。

- ④ 情報の収集と一元化(報道機関への対応)
  - ・ 負傷者の搬送先や状況等、収集した情報は逐次、校長に伝わるよう連絡体制を確立のうえ、情報 を正確に把握し記録する。
  - ・ 関係機関や報道機関等、外部へ情報を提供する場合は、引率責任者(校長)に窓口を一本化し、 混乱を避ける。
- ⑤ 学校の対応
  - ・ 連絡を受けた学校では、関係機関に対する対応の窓口は一本化(副校長)し、所管する教育委員会や負傷した生徒の家庭に事故の状況等(事実のみ、見込みの話しは混乱のもと)を連絡する。
  - ・ 緊急の職員会議を開催し、事故の状況等について確認、応援職員や家族の現地への派遣の必要性 等について協議する。
  - 必要に応じて、PTA役員会や年次PTAを開催するなど、保護者の不安・動揺を静める。
- ⑥ その他

宿泊先に戻った教職員は、事故のその後の状況等を確認しながら、旅行日程の変更等について協議する。

#### ●危機終息後の対応

① 原因の究明

事故発生の原因や問題点を明らかにし、それらの反省と改善について全教職員の共通理解を図り、経緯、対処等について詳細に記録する。

- ② 支援・援助
  - ・ 事故原因の所在の如何にかかわらず、学校管理下の事故であることから、生徒や保護者に対して 誠意のある対応を行う。
  - ・ 負傷による入院等で現地に残された生徒がいる場合は、副校長や他の教職員を派遣し生徒の見舞 いや現地での事後処理にあたる。
  - ・ 校長と関係教員は、負傷した生徒を見舞うとともに、保護者に事故の経緯を説明し、各種保障制度の手続き及び給付等今後の対応について説明を行う。
  - ・ PTAの緊急役員会や年次会の開催、家庭への通知等により正確な情報の提供により、事故後の 対処等について理解と協力を求める。
  - ・ 事故車に同乗していた生徒については、後遺症の心配もあることから、事後の観察指導を十分に 行い、必要に応じて医療機関で診察を受けるようにする。
- ③ 心のサポート・ケア
  - ・ 負傷した生徒及び周囲の生徒でショックを受けている者がいる場合は、精神科医やスクールカウンセラー等の専門家に依頼するなど、連携を図りながら心のサポート・ケアを行う。
  - ・ 当該学年の生徒だけではなく、他の学年の生徒に対しても事故の概要等について説明し、生徒間のトラブルにならないよう配慮する。
- ④ 再発防止

事故の教訓を生かして、全ての教育活動を通して安全指導の徹底を図るほか、旅行計画の内容について、安全指導と安全管理の徹底を図る。

(5) 報告

事故措置の状況を所管する教育委員会に報告する。

#### ●危機の予防対策

- ① 修学旅行中に想定される危険・事故等について、全教職員で再度確認を行うとともに、生徒に対しても十分に指導を行う。
- ② 緊急時における対応の確認等を再度行う。

#### ●関係法令等

- ① 国家賠償法第1条(公権力に行使に基づく損害の賠償責任)
- ② 自動車損害賠償保障法第3条(自動車損害賠償責任)
- ③ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第5条(学校の管理下における災害の範囲)
- 第2章/第1項 生徒及び施設利用者に係る事項
  - 10 不審者の侵入(不審者情報の提供)

午後の授業時間中、地域住民から学校の近くに不審者がいるとの情報が寄せられた。

#### ●危機発生時の対応

- 状況把握・応急措置
  - ・ 校長は、生徒の安全確保について、緊急の職員会議を開催するなど、教職員間で情報交換や共通 理解を図り、来校者の確認等の徹底を図る。(下記「●危機の予防対策」を参照)
  - ・ 緊急時の生徒の登下校の方法について、集団登下校、保護者等の同伴など、各学校の状況に応じて、あらかじめ定める対応方針に基づき、生徒を指導する。
- ② 関係機関との連携

校長の迅速な指示のもと、分担して次の対応を行う。

警察(110番) - 校長は、状況に応じ警察に連絡し、パトロール等の実施を要請するなど、連携を図る。

教育委員会 - 校長は、所管する教育委員会に連絡し、助言を受ける。

近 隣 校 一 近隣校に状況を連絡し、注意を喚起する。

ボランティア - 生徒の安全確保を図るため、PTA、地域住民等による学校支援のボランティアから学校内外の巡回等の協力を得る。

地域関係団体 - PTA、自治会、青少年教育団体などの地域関係団体等との連携・協力のもと、各家庭や地域への注意喚起、学校内や周辺、学区内の巡回、集団登下校への同伴等の取組みを行う。

家 庭 一 学校や関係機関等からの注意依頼の文書等を各家庭に配布したり、地域 への掲示を求めたりするなど、速やかに周知する。

- ③ 情報の収集と一元化(報道機関への対応)
  - 全ての情報を校長に一元化し、校長の指示のもとで対応する。
  - 関係機関や報道機関等外部へ情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化し、混乱を避ける。

# ●危機終息後の対応

- ① 原因の究明・再発防止
  - ・ 緊急時の対応について問題点等を明らかにし、その反省と改善について、教職員間で共通理解を図るとともに、生徒への指導を行う。
  - ・ 警察、教育委員会、PTA、地域関係団体等との一層の連携強化を図る。
- ② 報告

事後措置の状況を所管する教育委員会に報告する。

# ●危機の予防対策

- ア 校内体制の確立と定期的な安全点検
  - ① 生徒の安全確保について、次のような措置を講じる。
    - ・ 学校の安全確保について、日頃から職員会議等で取り上げ、教職員間で情報交換や意見交換を 行うなど、教職員一人一人の共通理解を深める。
    - ・ 生徒の安全確保のため、教職員の具体的な役割分担や関係機関への連絡体制を定めた危機管理マニュアルを作成するなど、校内体制を整備する。
  - ② 定期的に(1)校門、(2)校門から校舎入口、(3)校舎への入口の3段階で安全点検を行い、次のような安全確保対策を講じる。
    - ・ 校門、フェンス、外灯(防犯ライト等)、校舎の窓、出入口等の破損、鍵の状況などの点検・補修 を行う。
    - ・ 警報装置(警報ベル、ブザー等)、防犯監視システム、通報機器(校内通話システム、警察や警備会社との連絡システム)等を設置している場合は、作動状況の点検、警察や警備会社等との連絡体制の確認を行う。
    - ・ 死角の原因となる樹木等の障害物の有無、自転車置場、駐車場や隣接建物からの侵入の可能性 について確認を行う。
    - ・ 校舎裏等の死角となる部分について、侵入防止のための施錠、定期的な巡回などの必要な措置 を講じるほか、生徒に対する指導を行う。

#### イ 来校者の確認

- ① 学校への来校者を確認できるよう、次のような措置を講じる。
  - 立て札や看板等による案内・指示を行い、入口や受付を明示する。
  - ・ 登下校時以外は校門を閉め、敷地や校舎への入口等を管理可能なものに限定する等により、来 校者に対し、教職員が素早く対応できるよう努める。

なお、出入口の管理は、登下校時・授業中・休日等の状況に応じ、適切な管理を行う。

・ 来校者に対しては、事務室や職員室で、リボンや名札の着用を依頼し、識別が可能なようにしたり、教職員が進んで挨拶、声かけ等をし、身元や用件の確認を行ったりするなど、日頃から外

部からの人の出入に注意を払う。

- 保護者に対しては、事前に保護者用名札を配布し、来校時の着用を要請するなど協力を得る。
- ・ 業者、工事関係者等に対しては、名札・腕章等の着用を要請する。

#### ウ 在校時の安全確保

- ① 始業前や放課後の安全確保のため、教職員の具体的な役割分担(校内巡回等)を定め、外部からの侵入等、不審な点の有無や生徒の状況を把握する。
- ② 授業時間、昼休みや休憩時間等における安全確保のため、教職員が校内巡回等を行う。
- ③ 担任等が、やむを得ず生徒の学習活動から離れる場合には、他の教職員の協力を得るなど教職員相互の協力体制をつくる。
- エ 校外学習や学校行事における安全確保

校外学習や学校行事において、生徒の安全が確保されるよう、次のような措置を講じる。

- ① 事前に綿密な計画を立てるとともに、現地の安全を十分確認する。
- ② 生徒に対して事前に安全指導を行う。
- ③ 万一の事態が発生した場合の保護者、学校、教育委員会等の関係機関への連絡方法等をあらかじめ定める。

### オ 登下校時の安全確保

- ① 登下校時において、生徒の安全が確保されるよう、次のような措置を講じる。
  - 主に、紫波中央駅から学校までの正しい通学ルートの指導を行う。
  - ・ 登下校時における万一の場合、交番や「子ども110番の家」等の緊急避難できる場所を、生徒に周 知する。

なお、「子ども110番」ボランティア名簿は、警察署生活安全課にあるので定期的に確認すること。また、「子ども110番」ボランティアは、「家」のほか、「タクシー」や「郵便集配」等も依頼されているので、併せて確認のうえ生徒に周知する。

・ 生徒に対し、登下校時等に万一の事態が発生した場合の対処法(大声を出す、逃げる、人のいる 場所に飛び込み助けを求める等)を指導する。

### カ 安全に配慮した学校開放

- ① 学校開放(夜間・休日開放を含む。)に当たって、次のような措置を講じ、安全への配慮を行う。
  - ・ 学校開放時における開放部分と非開放部分の区別を明確に示し、非開放部分への侵入防止の方策(施錠等)を講じる。
  - ・ 学校開放時の安全確保について、PTAや地域住民等による学校支援ボランティアなどの積極 的な協力を得る。

# キ 不審者情報に係る関係機関等との連携

- ① 学校周辺等における不審者情報について、できるだけ早く正確な情報を収集できるよう、次のような方法を講じる。
  - ・ 日頃から警察等の関係機関、PTAや地域住民等と連携し、情報を速やかに把握できるように するため、会報やwebサイト等に学校の連絡先や情報の提供について、依頼文を掲載する。
  - ・ 近隣の学校や幼稚園・保育所等との間で、相互に情報を交換する仕組みを構築する。 また、校長が不在でも、副校長等に必要な情報が伝わり、生徒に適切な指導等ができるような 仕組みとする。

#### ク 家庭や地域社会の協力

- ① 家庭に対し、生徒の安全確保のため、次のような措置を講じる。
  - 保護者等が不審者情報を得た場合、警察、学校等へ速やかな連絡が行われるよう協力を求める。
  - ・ 生徒が、犯罪や事故の被害から自分の身を守るため、危険な場所の確認や、屋外での行動に当たって注意すべき事項を家庭で具体的に話し合うよう働きかける。
- ② 地域関係団体等の協力を得て、次のような措置を講じる。
  - ・ PTA、自治会、青少年教育団体などの地域関係団体等の協力を得て、学区内の人通りの少ない場所等危険箇所の点検や「声かけ運動」をはじめとする取組みを行う。
  - ・ PTA、自治会、青少年教育団体などの地域関係団体等との連携のもと、通学路の安全点検、登下校時・授業中・放課後・学校開放時等における学校内外の巡回等の取組みを行う。
  - ・ 登下校時等に、生徒が緊急避難できる「子ども110番の家」等、地域ボランティアの協力を得る

0

詳細なマニュアルは、「学校の危機管理マニュアル作成の手引」(平成30年2月文部科学省作成)を参照のこと。

# 11 不審者の侵入(凶器携帯)

休み時間中、校内巡回中の教員が包丁を携帯した不審者を廊下で発見した。生徒達への危険が想定される。

#### ●危機発生時の対応

- ア 状況把握① 不審者かどうかを見分ける
  - 声をかけて、用件をたずねるなど、来校者として不自然なことはないかチェックする。
  - 相手の感情を高ぶらせて暴力行為を招いてしまうような対応をしないよう注意する。
  - 少しでも不審な点があると感じた段階で、複数の教職員で対応することを心がける。
- ② 退去を求める
  - ・ 他の教職員に連絡して協力を求める。
  - ・ 言葉や相手の態度に注意しながら、退去するよう丁寧に説得する。
  - ・ 退去に応じない場合には「不審者」とみなして「110番」通報する。
  - ・ 退去後も再び侵入しないか見届ける。
- ③ 校長・副校長への情報伝達
  - ・ 事件発生の状況を校長・副校長に速やかに連絡する。校長に情報を伝達する際は、教職員が連携し、教職員が児童から離れ不審者と児童だけとなる状態をつくらないこと。・ 情報の内容に応じ、全教職員に一斉に指示・情報が伝わるよう、放送設備の利用等による伝達を行う。
  - ・ 速やかに「110番」通報するとともに、教育委員会への緊急連絡・支援要請を行う。
  - 別室に隔離する場合には、不審者に対応する教職員の安全を確保する。
  - 児童生徒等を避難させるかどうかを判断する。

不審者の対応については、最初から児童生徒等や教職員に危害を加える目的で侵入してくる場合や、教職員が対応しているうちに豹変して危害を加えてくる場合等、様々な場合が想定される。 どのような場合であっても、教職員だけで何とかしようと考えると、被害が拡大する可能性があるので、危険を感じた場合は、警察に躊躇なく連絡する必要がある。

# ④ 児童生徒等の安全確保

- ・ 警察が到着するまで暴力を抑止するために多くの教職員で防御に当たり、時間を稼ぐことを優先する。
- 必ずほかの教職員と協力して組織的に行動することを心がける。
- ・ 教室等への侵入などの緊急性が低い場合や避難のため移動することで不審者と遭遇するおそれ がある場合は、児童生徒等を教室で待機させる。
- ※ 児童生徒を怖がらせないことを過剰に意識して、避難等の行動が遅れないように注意する。
- ・ 逃げ遅れた児童生徒の有無を把握し、児童生徒全員の安否が確実に確認できるまで、負傷者が「いない」という判断をしないこと。
- ⑤ 救急(応急)措置
  - ・ 児童生徒や教職員が負傷した場合には、すぐに「119番」に通報するとともに、救急車が到着するまでの間、負傷者の状態に応じて応急手当を行う。一刻を争う容態の負傷者を見つけた場合、管理職の判断を仰がずに救急車を要請する。
  - 負傷者を見つけた場合、容体を観察すると同時に応援を依頼する。
  - 負傷者がいなくても、心のケアが必要な児童生徒がいる可能性があるため、児童生徒の様子を 把握し、適切に対応すること。

## イ 関係機関との連携

警察(110番) - 校長は、警察に速やかに出動を要請する。

緊急時に警察に連絡する場合は、交番等が不在の場合があることから、1 10番通報を行うこと。)

消防(119番) - 負傷者が発生した場合は、消防署に119番通報を行うとともに、救急車が到着するまでの間に意識や呼吸の有無、傷害の状況を確認し、必要な応急手

当を行う。救急車には隊員の許可を得て、その指示に従って教職員が同乗し

、状況説明を行う。

保 護 者 一 負傷した生徒の保護者へ連絡する。事件への対応の経過や本人の状況、搬送先など、事実のみ(見込みの話は混乱のもと)伝える。

教育委員会 - 校長は、所管する教育委員会に連絡し、指導・援助を受ける。

そ の 他 - PTA、地域諸団体、近隣校等に連絡し、支援等を受ける。

# ウ 情報の収集と一元化(報道機関への対応)

・ 全ての情報を校長に一元化し、校長の指示のもとで対応する。 ・ 関係機関や報道機関等外部へ 情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化して混乱を避ける。

## ●危機終息後の対応

① 原因の究明

教職員等から状況を確認し、事故調査の記録を作成し、事故発生の原因や問題点を明らかにし、それらの反省と改善について、全教職員の共通理解を得る。

② 支援・援助

校長、関係職員は負傷した生徒を見舞うとともに、保護者に事故の経緯を説明し、独立法人日本スポーツ振興センターの手続き及び給付等について説明を行う。

- ③ 心のサポート・ケア
  - ・ 心的外傷後ストレス症候群 (PTSD) にも留意し、カウンセリング等の支援を行う。
  - ・ 市町村教育委員会・県教育委員会と連携し、県医師会や、県臨床心理士会の協力を得て、精神科 医やカウンセラー等を学校に派遣し、子どもたちや保護者の心のサポート・ケアを行う。
  - 教員による家庭訪問を実施し、子どもたちの状況把握と心のサポート・ケアを行う。
- ④ 学校教育の再開

必要に応じて、所管する教育委員会による支援を受けながら、学校教育再開に向けた体制を整える。

⑤ 再発防止

事故の状況、その後の対応を検証し、事故防止対策や安全点検等を見直し、事故の再発防止に取り組また。

⑥ 報告

事後措置の状況を所管する教育委員会に報告する。

#### ●危機の予防対策

「10 不審者の侵入(不審者情報の提供)」の「●危機の予防対策」と同じ。

#### ●関係法令等

刑法第130条(住居侵入等)、銃砲刀剣類所持等取締法第22条(刃体の長さが六センチメートルをこえる刃物の携帯の禁止)

詳細なマニュアルは、「学校の危機管理マニュアル作成の手引」(平成30年2月文部科学省作成)を参照のこと。

#### 12 万引き

生徒Aは、BデパートのCDコーナーでCD 2枚を万引きし、店員に見つかり、警察に通報された。

警察から、保護者と連絡が取れないということで、学校に連絡があった。

## ●危機発生時の対応

- ① 状況把握·緊急(応急)措置
  - ・ 電話を受けた教員は、校長及び副校長等の関係教員に報告する。 ・ 校長は、指示系統を明確化し、関係教員に今後の指導方針を検討するよう指示を出すとともに、生徒を引き取るため担任等を警察に出向かせ、保護者と連絡を取るよう指示する。
  - ・ 生徒が学校に到着後、事情を聞き取り、事実確認を行う。 ・ 保護者と連絡を取り、保護者の来校を促し円滑な対応に努める。
  - ・ 本人への指導並びに保護者との面談を行う。
  - ・ 全職員に対して事実、指導経過について報告し、今後の指導方針について確認する。
- ② 関係機関との連携 警察との連携が必要な場合は、校長・副校長の指示のもと、生徒指導主事が中心になって行う。
- ③ 情報の収集と一元化
  - 警察や関係者から情報を収集のうえ、事件の経緯を正確に把握し、記録する。
  - ・ 関係機関や報道機関等外部への情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化して混乱を避ける。 なお、生徒の人権やプライバシーに配慮する。
- ④ 教育委員会、家庭等関係機関への連絡報告 校長は、事件の概要を速やかに所管する教育委員会に報告する。
- ⑤ 対応における配慮事項
  - 万引きは犯罪であるという重大性を生徒に自覚させる。
  - 発覚した件以外に余罪がないか確認する。もし、他にもある場合には、すべて話させる。
  - 店に対して謝罪を行うよう指導する。
  - ・ 場合によっては、保護者が万引きを重大な事件としてとらえていない場合もあるので、親子とも に罪を犯したという事の重大性を認識させる指導を行う必要がある。
  - 再発防止のためにも、生徒・保護者とも納得するまで指導する。

### ●危機終息後の対応

① 原因の究明

事件調査の記録を基に事件発生の原因や問題点を明らかにし、それらの反省と改善について、全教職員の共通理解を図る。

- ② 心のサポート・ケア
  - 必要に応じて、関係生徒の個人的なカウンセリング、専門家との連携を図る。
  - 担任は、声かけなどにより生徒の心のサポート・ケアを図る。
- ③ 再発防止
  - 本人に行為の重大性を認識させ、謝罪の方法等について共に考えながら指導する。
  - 行為に至った背景等については、共感的に聞き取る。
- 4 報告

措置の状況を所管する教育委員会に報告する。

## ●危機の予防対策

- ① 早期の実態把握と迅速な対応に努める。 万引きは心が不安定な時期に起こることが多い。日頃から生徒の気持ちや行動の適切な把握に努め、 小さな問題でも丁寧に取り上げて解決するように関わる。
- ② 生徒の実態を踏まえた魅力ある学級づくりに努め、学校生活の充実を図る。
- ③ 生徒指導委員会、学年会議等を定期的に行い、生徒についての情報交換を行うほか、日常的にも生徒の情報交換が行いやすいような雰囲気づくりに努める。また、教職員間においても悩みを何でも相談できる体制とし、一人で問題を抱え込まないような体制づくりをする。
- ④ 保護者と学校との連絡を密にし、生徒の変化や問題行動についてタイミングを逸することなく保護者に伝える。また、家庭からも生徒の変化について気軽に連絡し合える信頼関係をつくる。
- ⑤ 警察との連携は、非行問題の解決の時だけではなく、日常から情報交換を行い、青少年健全育成のための話し合いの場を持つ。
- ⑥ 学校報等の活用 学校報等を活用し、規範意識を高めるよう啓発を図る。
- ⑦ 善悪の判断 道徳の時間を要として、学校の教育活動全体を通じて、善悪の判断を適切に行うことができるよう 指導する。

# ●関係法令等

刑法第235条(窃盗)

# 13 下校途中及び農場への移動途中の交通事故

生徒が下校途中に、自宅近くの道路を横断中、乗用車にはねられて頭部を強く打ち、頭部からの出血が見られ、意識不明となった。

事故を目撃した人が学校へ通報したため、交通事故の発生を知り、事故該当生徒の年次・氏名なども判明した。

# ●危機発生時の対応

- ① 状況把握
  - ・ 交通事故の通報を受けた教職員は、速やかに校長に報告する。
  - 校長は、教職員を2名以上、現場に派遣する。
- ② 救急(応急)措置
  - ・ 救急車やパトカーが到着していない場合は、消防署及び警察署へ連絡の有無を確認する。
  - 自校生徒であることを確認のうえ、二次災害を防ぐための安全な状況を確保する。
  - ・ 救急車の導入路を確保し、救急車が到着したなら、速やかに、救急隊員を負傷者まで誘導する。
  - ・ 教職員1名は、救急隊員の指示に従い、救急車に同乗するか若しくは別途搬送先の医療機関に赴 く。
  - ・ 教職員1名は現場に残り、事故の経緯について情報収集するとともに、警察官の現場検証に立ち 会う。
  - ・ 保護者へ、事故の発生の事実を知らせ、搬送先の医療機関へ向かうように伝える。
- ③ 関係機関との連携

校長の迅速な指示のもと、分担して次の対応を行う。

消防(119番) - 救急車の要請を行う。救急車には、隊員の許可を得て、その指示により 教職員が同乗し、状況説明を行う。

医療機関 - 負傷者の治療のため、状況説明を行う。

警察(110番) - 校長は、事故の発生状況等について情報収集を行う。

保 護 者 - 負傷した生徒の保護者に連絡する。事故への対応の経過や本人の状況、 搬送先など、事実のみ(見込みの話は混乱のもと)を伝える。

教育委員会 - 校長は、事故の概要を速やかに所管する教育委員会に報告し、後日、文書で提出する。

- ④ 情報の収集と一元化(報道機関への対応)
  - ・ 生徒の動揺を静めながら事情を聞き、情報を集めるとともに、医師から診断、治療内容等を聞き、 事故の経緯を正確に把握し、記録する。
  - 関係機関や報道機関等外部へ情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化し、混乱を避ける。

#### ●危機終息後の対応

① 原因の究明

校長は、事故に関わる情報を整理、記録するとともに、事故の原因や問題点を調査・究明のうえ、 所管する教育委員会に報告する。

- ② 支援・援助
  - ・ 校長と担任等が速やかに見舞うとともに、保護者に事故の経緯を説明する。また、保護者から学校に協力依頼があれば、誠意を持って対応する。
  - ・ 生徒が、通常の経路及び方法により通学をしていた時に事故に遭った場合は、校長と関係教員は、 各種保障制度の手続き及び給付等について説明を行う。

- ③ 心のサポート・ケア 事故を目撃した生徒や事故の発生によりショックを受けている生徒がいる場合は、精神科医やスク ールカウンセラー等の専門家に依頼するなど、連携を図りながら心のサポート・ケアを行う。
- ④ 報告事後措置の状況を所管する教育委員会に報告する。

# ●危機の予防対策

- ① 定期的な通学路の点検を実施するなど、全職員が交通事故の再発防止に向け、共通理解のもとに取り組む体制を整える。
- ② 生徒に対する交通安全指導については、道路横断時の安全確認など、通学上の危険要因を具体的に 取り上げ指導する。
- ③ AEDの使用方法や心肺蘇生法の訓練を通じて、応急手当を全教職員が実行できるようにする。

# ●関係法令等

- ① 学校保健安全法第5条(学校保健計画の策定等)、第26条(学校安全に関する学校の設置者の責務)、第27条(学校安全計画の策定等)
- ② 交通安全対策基本法第24条(交通安全業務計画)
- ③ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第5条(学校の管理下における災害の範囲)

詳細なマニュアルは、「学校の危機管理マニュアル作成の手引」(平成30年2月文部科学省作成)を参照のこと。

# 14 交通違反

生徒Aは、夜、家族が寝静まった後に兄のバイクを無断で持ち出し乗り回していたところ、カーブを曲がりきれずに駐車していた乗用車に激突し、転倒した。事故処理をしようとしていたところを巡回中の警官に補導された。

翌日、事件の概要について、警察から学校に報告があった。

# ●危機発生時の対応

- ア 状況把握・救急(応急)措置
  - ① 校長に電話で受けた内容について報告する。
  - ② 校長は指示系統を明確化するとともに、関係職員に今後の指導方針を検討するよう指示を出す。
    - 生徒からの事情聴取(けがや精神状態を考慮し、いつ、誰が行うのか)
    - ・ 家庭の指導について (保護者に対し、学校側がどのような対応を取るか)
    - ・ 被害者 (乗用車の所有者) への対応
    - 生徒本人のケア
    - 全校生徒への報告の必要性や指導(全校朝会、学級指導等)

#### イ 関係機関との連携

- · 警察(110番)-警察から情報を収集し、助言を受ける。
- ・ 教育委員会 校長は、事故の概要を速やかに所管する教育委員会に報告し、後日文書で提出する。
- ウ 保護者への対応

家庭では生徒が問題を起こした場合、保護者は責任を感じ、不安を抱いていると思われる。従って、 家庭教育について指導するという姿勢ではなく、保護者の悩みや不安等を共感的に聞き、共に子ども の健全育成について考えていく態度で接しながら、協力を求める。

#### ●危機終息後の対応

ア 原因の究明

事件発生の原因や問題点を明らかにし、それらの反省と改善について、全教職員の共通理解を図る。

イ 心のサポート・ケア

必要に応じて、関係生徒の個人的なカウンセリング、専門家との連携を図る。

- ウ 再発防止
  - ① 生命の尊重及び法の遵守について、生徒へ強く指導する。
  - ② 家庭におけるバイクの鍵の管理など、十分注意するよう協力を求める。
  - ③ 生徒自身が被害者に対して誠意を持って謝罪等の対応をさせる。
- エ 報告

事故措置の状況を所管する教育委員会に報告する。

# ●危機の予防対策

- ① 生徒の観察・指導
  - ・ 日頃から生徒の気持ちや行動の適切な把握に努め、小さな問題でも丁寧に取り上げて解決するよう配慮する。
  - ・ 学級担任等は、事態が進行する前に学年内はもちろん校長・副校長等にも相談し、協力を得なが ら解決するなど、早期の対応を心がける。
- ② 交通安全教室の実施

交通ルール遵守を徹底する。必要に応じて警察等と連携し、交通ルール遵守の重要性について指導 する。

# ③ 全校及び学級の指導

- ・ 全校朝会等の機会を捉えて、安全教育や生命尊重、法の遵守に触れ、生徒の意識を高めるようにする。
- ・ 学級においては、LHR、「朝のSHR」や「帰りのSHR」など、機会を捉えて生命尊重、法の遵守 に触れ、生徒の意識を高めるようにする。
- ④ 家庭との連携
  - ・ 学校報等を活用し、生命尊重、法の遵守に触れ、保護者の意識の高揚を図る。
  - ・ PTA総会や年次PTAなどの機会を捉え、生徒の状況を伝えるとともに、生命尊重、法の遵守 に触れ、保護者の意識の高揚を図る。

# ●関係法令等

道路交通法第64条 (無免許運転の禁止)

# 15 家出

女子生徒Aの家から連絡があった。母親が朝、Aを起こしに行くと姿が見えず、机の上に「しばらく帰らないが心配しないでほしい」旨の書き置きがあった。驚いた母親は、子どもの仲の良い友人に電話をしたところ、携帯電話の出会い系サイトで知り合い、親しくなった20歳の県外の男性と会う約束をしていたことが分かった。しかし、相手の男性の所在がわからず、家出ではないかと心配し、母親が担任に連絡してきた。

# ●危機発生時の対応

① 状況把握·緊急(応急)措置

担任は速やかに校長に報告し、校長は、早急に職員会議を開き、家出の連絡があった生徒の学校生活の経過を確認し、情報収集の方法や今後の対応について検討する等の共通理解を図る。

また、同時に、犯罪に巻き込まれたり、自殺したりするおそれがある場合を想定し、保護者に捜索 願の提出を勧める。場合によっては、保護者と共に警察に出向く。

- ② 関係機関との連携・捜索
  - 警察や少年サポートセンター等と連携を図りながら捜索を行う。
  - ・ 捜索に当たっては、立ち寄りが予想される場所を特定化するほか、地域割等により、もれなく円 滑に進むようにする。
  - ・ 捜索は可能な限り複数で行い、状況を定期的に校長に報告し指示を受ける。
- ③ 情報の収集と一元化(報道機関への対応)
  - ・ 置き手紙の有無、金品の持ち出し、家出時の服装や親戚・友人等への立ち寄りの可能性等を具体的に保護者に確認する。 (友人から情報を収集する場合は、家出した生徒の保護者の同意を得るとともに、他の生徒が興味本位になったり動揺したりしないように慎重に対応する。)
  - ・ 関係機関や報道機関等外部へ情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化して混乱を避ける。なお、生徒の人権やプライバシーに配慮する。
- ④ 教育委員会への報告 校長は、速やかに所管する教育委員会に連絡・報告し、助言を受ける。

### ●危機終息後の対応

- ① 他の者が家出に関わっていることも想定して対応する。また、他の者の関与や非行との関わりがある場合には、警察等との連携を図りながら指導する。
- ② 家出を繰り返し、深刻化している生徒の背景には、その生徒を取り巻く家族の在り方、学校の在り方、社会環境の在り方等が大きく関わっている場合があり、スクールカウンセラーや関係機関の助言を得て指導する。
- ③ 心のサポート・ケア

家出の原因・背景は複雑であり、特定しにくい。また、すぐに事情を話せない場合もある。思春期の生徒は自立への願望、自由独立への要求が強いことなどにも留意し、非を一方的に責めるのではなく、担任は対話を継続しながら、立ち直りを支援する。

- ④ 再発防止 教職員や生徒に対する事故防止策や安全点検等の見直しを行い、事故の再発防止に取り組む。
- 勧告事後措置の状況を所管する教育委員会に報告する。

# ●危機の予防対策

① 生徒理解の充実

日頃から生徒とのふれあいを通して、一人一人の表情や言動の変化をとらえるとともに、悩みや願いの把握に努める。

- ② 教育相談の充実
  - ・ 生徒の悩みや不安を気軽に相談できる体制を整え、相談に応じて早期に悩み等を発見できるよう にする。
  - ・ スクールカウンセラーや相談機関の協力を得る。
- ③ 保護者との連携

保護者に対しては、学級通信・学年通信や学年懇談会等の機会を利用して発達段階に応じた子ども との関わり方についての情報を提供し、良好な親子関係づくりの一助としてもらう。

④ 生徒が家庭内のことについての悩みを持っている場合は、保護者に子どもとの関わり方等について助言する。

# ●関係法令等

少年法第3条(審判に付すべき少年)

※少年法では、無断外泊や家出をする少年に共通する環境にあるものについては、ぐ犯少年、触法少年(14歳未満で刑罰法令に触れる行為)として一時的に身柄を拘束する例がある。

#### 16 恐喝

おとなしい性格の男子生徒Aは、同級生を中心とした不良グループ3名から執拗に金銭を持ってくるように言われ、数千円単位の金銭をしばしば強要された。

人目のつかないところで暴力を用いて強要されることも多くなり、担任に訴えようとしたが、仕返しが怖いため、家族の財布からお金を抜き取るなどして支払った。母親がそれに気づき、学校に連絡し明るみに出た。

# ●危機発生時の対応

- ① 状況把握·緊急(応急)措置
  - ・ 仕返しを恐れている場合が多いので、被害者の安全を確保する姿勢と方策を明確にして、本人の 心情を理解しながら事実の確認を行う。
  - ・ 加害者や保護者、周囲の者からの情報、事情聴取によって事実と状況を確認する。「借りている」 などと行為を正当化し、罪を逃れようとする場合も見られるので慎重に事実を確認する。
  - ・ 周囲の者から事情を聞くときは、「最近、困っていることはないか」「最近A君元気ないようだね」など、工夫して問いかけをする。
  - ・ 恐喝は、集団で行われることが多く、加害者が上級生など上部非行集団に操られている場合もあることを想定する。
  - ・ 校長は、暴力を伴ったり、恐喝が繰り返し行われるなど悪質な場合には、躊躇せずに警察への通報を行う。
- ② 関係機関との連携
  - 悪質な場合や非行集団が関与している場合は、警察と相談のうえ対応する。
  - ・ 恐喝事件については非行集団によるものがその大半であることから、リーダーに対する指導を強めるなど学校や家庭、地域、関係機関と連携して非行集団の解体を図る。
- ③ 情報収集と一元化(報道機関への対応)
  - 事件の経緯や状況について、可能な限り情報を集め、正確な事実関係を把握し記録する。
  - ・ 関係機関や報道機関等外部へ情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化して混乱を避ける。 なお、生徒の人権やプライバシーに配慮する。
- ④ 教育委員会への報告 校長は、事故の概況を速やかに所管する教育委員会に報告をするとともに、対応を協議する。

## ●危機終息後の対応

① 原因の究明

事故の調査の記録をもとに事故発生の原因や問題点を明らかにし、その認識と改善の方策について、全教職員の共通理解を図る。

- ② 支援・援助
  - ・ 被害者の救済と保護を第一に確保し、学校への信頼を得る。
  - ・ 加害者に、恐喝は犯罪であることと、自分を大切にすることが必要であることを理解させ、謝罪 させる。
  - 加害者側の保護者に監護能力がない場合は児童相談所に相談する。
- ③ 心のサポート・ケア
  - ・ 後難を恐れ、誰にも相談できずに一人で悩み、苦しんでいる被害者の立場や心情に十分に配慮する。
  - 被害者やその保護者を孤立させないような環境づくりを行う。
- ④ 報告
  - 事後措置の状況を所管する教育委員会に報告する。

#### ●危機の予防対策

① 学校内で生徒指導体制を確立し、日頃から他人を傷つけたり、他人のものを奪ったりする犯罪は許

さないという教師の姿勢を児童生徒に示す。

- ② 優しさや思いやりを育てる環境づくりを学校・家庭・地域社会が連携して行い、暴力など非行を許さない学校、学級づくりを進める。
- ③ 警察や少年サポートセンター等に学校の現状や指導方針について説明したりするなど、日頃から関係機関に相談できる関係づくりをしておく。

# ●関係法令等

刑法第249条(恐喝)

# 17 盗難 (生徒の起因)

体育の授業中、無人になった教室で、教室内に置いていた女子生徒Aのカバンの中の財布から、現金 5,000円が抜き取られるという事件が発生した。外部から侵入した形跡はない。

# ●危機発生時の対応

- ① 状況把握
  - ・ どのような状況で現金の盗難が発生したのか関係生徒から情報を集めるほか、他のクラスの授業の様子や遅刻・早退の状況も把握する。
  - 広く生徒に情報提供を求めるなど情報を収集する。
  - 各教室の巡回等、これまでの管理状況を確認する。
  - 被害生徒に対するいじめ等、盗難の背景について分析する。
  - ・ 当該生徒の人権やプライバシーを配慮しながら、慎重に事情を聴取する。その際に心理的に圧迫 感を与えないように配慮する。
  - ・ 情報を得て、盗難実行者を特定する場合は、その生徒への指導の機会を得るために行うことを共 通理解する。
- ② 緊急 (応急) 措置
  - 早急に、事件の概要について全教職員で共通理解を図り、盗難時の状況を確認する。
- ③ 関係機関との連携
  - 悪質な場合や非行集団が関与している場合は、警察と相談のうえ対応する。
- ④ 情報の一元化(報道機関への対応)
  - 事件の経緯や状況について、可能な限り情報を集め、正確な事実関係を把握し記録する。
  - 関係機関や報道機関等外部へ情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化して混乱を避ける。 なお、生徒の人権やプライバシーに配慮する。
- ⑤ 教育委員会への報告
  - 校長は、事故の概要を速やかに所管する教育委員会に報告するとともに、対応を協議する。

# ●危機終息後の対応

- ア原因の究明
  - ① 事故調査の記録をもとに事故発生の原因や問題点を明らかにし、それらの反省と改善について、全教職員の共通理解を図る。
  - ② 盗みを行った生徒が明らかになった場合には、盗難事件の事実のみならず、その交友関係や家庭環境などその背景についても把握するように努める。
- イ 支援・援助

盗難事件に関わった生徒の間で不信感が解消されるように、相互の置かれた立場や心情を理解できるような支援を行う。

- ウ 心のサポート・ケア等
  - ① 被害生徒
    - 共感的に関わるとともに、再発防止に向けて真剣に取り組むことを伝える。
  - ② 盗難実行者を特定した場合
    - ・ 本人の行為の重大性を認識させ、謝罪等について共に考えながら指導する。
    - ・ 叱責や説諭のみに終わることなく、行為に至った背景等について共感的に聞き取り、共に考えながら指導する。
- エ 学級または、年次全体の指導

被害の程度等により、学級または年次全体に指導を行う。その際、事実を説明するとともに、生徒相互に不信感が生まれたり、憶測により事実が歪曲されたりすることのないように注意する。

才 再発防止

- ① 盗みは犯罪であり、許されないことであることを明確に示すとともに、盗難事件に対する学校側の断固とした姿勢を示す。
- ② 貴重品の管理や不必要な金品の学校への持ち込みについて、生徒の注意の喚起を促すとともに、授業中や部活動中などは、貴重品係や貴重品管理袋を活用するなど予防対策を講じる。
- 力 報告

事後措置の状況を所管する教育委員会に報告する。

# ●危機の予防対策

① 生徒理解の充実

日頃から生徒とのふれあいを通して、一人一人の表情や言動の変化をとらえるとともに、悩みや願いの把握に努める。

- ② 保護者との連携
  - ・ 保護者に対しては、学級通信・年次通信や年次懇談会等、学校内の情報を提供し、学校の現状や 指導方針について理解を得る。
  - ・ 生徒が家庭内のことについての悩みを持っている場合は、保護者に子どもへの関わり方等について助言する。

- ① 刑法235条(窃盗)
- ② 判例(昭和34.10.9福岡地裁飯塚支部判決) 「教師はかかる教育目的の達成と秩序維持のために容疑者ないし関係者としての生徒につきその取り調べ をなすことができるものと解しなければならない。」

### 18 毒物・劇物

教諭Aが出勤したところ、化学準備室の窓が少し開いていて、室内の薬品棚から、トルエン1瓶、 メタノール1瓶がなくなっていた。

# ●危機発生時の対応

- ① 状況把握
  - ・ 化学室の管理責任者は、薬品の数量や有無を薬品台帳等により確認し、紛失・盗難の状況を校長 に報告し、速やかに全教職員に連絡する。
  - 校長は、現場を保存し、直ちに警察(110番)に連絡する。
- ② 救急(応急)措置
  - ・ 全教職員で校舎内外の点検を実施し、薬品の早期発見に努める。
  - ・ 生徒へ薬品の危険性について説明し、紛失・盗難に関する情報を集める。また、念のため、生徒の体調異常の有無を把握し、異常がある場合は、養護教諭等による手当てを受けさせ、状況によっては救急車(119番)を要請する。
- ③ 関係機関との連携
  - ・ 直ちに警察へ連絡する。必要に応じ、保健所等に連絡する。
  - ・ 校長の指示のもと、所管する教育委員会に連絡する。
- ④ 情報の収集と一元化(報道機関への対応)
  - 事件の経緯や状況について、可能な限り情報を集め、正確な事実関係を把握し、記録する。
  - ・ 関係機関や報道機関等外部へ情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化して混乱を避ける。 なお、生徒の人権やプライバシーに配慮する。
- ⑤ 教育委員会、家庭等関係機関への連絡報告
  - 校長は、所管する教育委員会に事件の概要を報告し、助言を受ける。
  - ・ 保護者に事件の発生、事件への対応の経過などを伝える。

## ●危機終息後の対応

① 原因の究明

事件の経緯の記録をもとに事件発生の原因を究明し、その反省と改善について全教職員の共通理解を図る。

② 支援·援助

教職員に対して、毒物及び劇物に関する研修を行い、薬物に関する安全意識を高める。

- ③ 再発防止
  - 生徒に薬品の危険性や適切な取り扱いについて十分指導する。
  - ・ 教職員に対する事故防止策や安全点検等の見直しを行い、事故の再発防止に取り組む。
- 4 報告

事後措置の状況を所管する教育委員会に報告する。

# ●危機の予防対策

- ① 薬品を分類して所定の場所(薬品戸棚、危険薬品庫)に保管する。保管場所には、「医薬用外毒物」または、「医薬用外劇物」の文字を表示する。
- ② 薬品を使用した教員は、必ず薬品使用記録簿に記入するよう、平素から徹底する。
- ③ 理科室の管理責任者は、薬品台帳や使用記録簿等により薬品の使用状況を把握するとともに、在庫量の定期的な点検を行い、使用量を把握する。
- ④ 担当教員が理科室を離れる場合は、薬品棚、準備室等の施錠を徹底する。施錠に際しては、生徒に任せるなど鍵を安易に教職員以外に使用させない。

- ⑤ 必要に応じて、学校薬剤師の指導と助言を受け、薬品の安全な管理に努める。
- ⑥ 万一、事故が発生した場合に備え、迅速な対応の仕方を心得ておく。連絡体制、役割分担を定め、 全員が理解しておくとともに、掲示により対応が確実にできるようにする。

# ●関係法令等

- ① 毒物及び劇物取締法第11条(毒物又は劇物の取扱)、第12条(毒物又は劇物の表示)、第16条の2 (事故の際の措置)
- ② 学校における毒物及び劇物の適正な管理について(文初高第501号 平成12年1月11日)

# ●学校で指導上一般的に扱われている主な毒物及び劇物

- ① 理科
  - 毒物に指定されているもの…黄隣、水銀 劇物に指定されているもの…塩酸、アンモニア水、水酸化ナトリウム、メタノール、硫酸銅、ほか
- ② 農業・水産 劇物に指定されているもの…塩酸、硫酸、アンモニア水、水酸化ナトリウム、硫酸銅、ほか
- ③ 工業 毒物に指定されているもの…水銀 劇物に指定されているもの…塩酸、硫酸、アンモニア水、水酸化ナトリウム、トルエン、ほか

# 19 各種大会開催時等の事件、事故

サッカー部の男子生徒Aが、高校総合体育大会(県大会)の試合中に、ヘディングシュートをしようとしたが、ゴールポストに頭部が衝突し、転倒した。

一度は立ち上がってプレイしようとしたが、再び倒れて意識不明となった。

## ●危機発生時の対応

① 状況把握及び応急措置

# 【大会役員の対応】

- 大会役員は、負傷者の意識の有無・顔色・呼吸などを確認し負傷者への応急処置行う。
- ・ 大会役員は、救急車(119番)の出動を要請し、到着するまでの間、AED(自動体外式除細動器)や心肺蘇生法など救命処置を的確に実施し、部顧問、生徒の引率者、所属学校等へ連絡する。
- ・ 大会役員は、応急手当を施す際に、傷病者を運搬する場合は、安静を保つ(体位、保温等環境の 整備を考慮する)ことが必要である。
- 救急車の導入路を確保し、救急車が到着したなら、速やかに、救急隊員を負傷者まで誘導する。

# 【部顧問等学校関係者の対応】

- ・ 部顧問は、救急隊員の指示に従い、救急車に同乗するか、若しくは別途、搬送先の医療機関に出 向く。
- ・ 部顧問は、医師から傷害の状況、診断、治療等の把握を行い、校長への連絡を密にとる。 また、速やかに、保護者への連絡をとり、事故の発生と搬送先の医療機関名を知らせる。
- ・ 部顧問は、保護者到着後も、校長の指示があるまでは、生徒に付き添い続ける。
- ② 関係機関との連携

校長の迅速な指示のもと、分担して次の対応を行う。

医療機関 一連携を図り、情報の収集に協力を要請する。

保 護 者 - 負傷した生徒の保護者へ連絡する。事故への対応の経過や本人の状況、搬送 先など、事実のみ(見込みの話は混乱のもと)を伝える。

教 育 委 員 会 ー 校長は、事故の概要を速やかに所管する教育委員会に報告し、後日、文書で提出する。

- ③ 情報の収集と一元化
  - ・ 部顧問は、生徒の動揺を静めながら事情を聞き、情報を集めるとともに、医師から傷害の状況、 診断、治療等を聞き、事故の経緯を正確に把握し、記録する。
  - 関係機関や報道機関等外部へ情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化し、混乱を避ける。

#### ●危機終息後の対応

① 原因の究明

校長は、事故に関わる情報を整理し、事故の原因を調査のうえ、所管する教育委員会及び独立行政 法人日本スポーツ振興センター等への事故報告書の作成、関係資料を整える。

- ② 支援・援助
  - 校長と部顧問は、速やかに医療機関に駆けつけ見舞うとともに、保護者に事故の状況を説明する。
  - ・ 保護者には、給付等について説明するとともに、独立行政法人日本スポーツ振興センター等への 手続きを行う。
  - ・ 保護者から学校に協力依頼があれば、誠意を持って対応する。
- ③ 心のサポート・ケア

事故を目撃した生徒や事故の発生によりショックを受けている生徒がいる場合は、精神科医やスクールカウンセラー等の専門家と連携を図りながら、心のサポート・ケアを行う。

4) 報告

事後措置の状況を所管する教育委員会に報告する。

# ●危機の予防対策

- ① 万一事故が発生した場合に備え、迅速な対応の仕方を心得ておく。連絡体制、役割分担を定め、全員が理解しておくとともに、掲示により、対応が確実にできるようにする。
- ② 部顧問は、大会などの際には部員名簿を持参するなど、部の生徒の家庭連絡先などの資料を持参する。

- ① 国家賠償法第2条(公の営造物の設置管理の瑕疵に基づく損害の賠償責任、求償権)、第3条(賠償責任者)
- ② 民法第709条(不法行為による損害賠償)、第714条(責任無能力者の監督義務者等の責任)、第715条(使用者等の責任)、第722条(損害賠償の方法及び過失相殺)
- ③ 学校保健安全法第5条(学校保健計画の策定等)、第26条(学校安全に関する学校の設置者の責務)、第27条(学校安全計画の策定等)
- ④ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第5条(学校の管理下における災害の範囲)

# 20 社会教育施設におけるイベント開催中の事故

社会教育施設で、民間団体主催のゲートボール大会を開催中に、突然の雷雨に襲われ、選手に落雷し、起き上がれない状況になった。

# ●危機発生時の対応

# 【大会主催者】

- ① 大会主催者は、直ちに競技を中止し、落雷で負傷した選手の応急処置に努めるとともに、フィール ド内にいる他の選手を観客席下等に避難・誘導させる。
- ② 負傷者への救急措置のため、主催者自ら、又は、施設管理者に、AED(自動体外式除細動器)による救命処置や救急車(119番)の出動を要請する。
- ③ 大会役員は、観客席での混乱防止のため、観客等に冷静な避難行動をとるよう場内放送でアナウンスする等、観客の避難誘導に努める。

# 【施設管理者】

- ① 施設管理者は、要請を受けたならば、直ちに、AED(自動体外式除細動器)や心肺蘇生法などの救命処置及び消防署に救急車の出動要請(119番)や必要ならば所轄警察署(110番)への連絡を行う。
- ② 職員を現場に派遣し、主催者と共に、避難場所等の指示、観客の誘導を行う。
- ③ 救急車の導入路を確保し、救急車が到着したら、速やかに、救急隊員を負傷者まで誘導する。
- ④ 事故の状況を、所管する教育委員会に報告する。

# ●危機終息後の対応

- ① 施設管理者は、主催者と共に、消防署、警察署との連絡を取り、事故の詳細な内容把握に努め、事故の内容を所管する教育委員会に報告する。
- ② 所管する教育委員会は、消防署、警察署所管の内容を除き、報道機関等への対応に努める。
- ③ 所管する教育委員会は、事故原因の究明について、関係機関に協力し、再発防止に努める。

# ●危機の予防対策

- ① 施設管理者は、気象情報等の収集に努め、大会継続が困難と見込まれる場合には、主催者に対し、 競技の継続を中止するよう要請する体制を整えておく。
- ② 施設使用者(主催者)には、施設使用上の注意を徹底し、事故発生を未然に防ぐための指導を行う。
- ③ 事故が発生した場合、その被害を最小限に食い止めるために、定期的に避難訓練や通報訓練を実施 し、AED及び心肺蘇生法などによる救命処置や救急車出動要請、迅速な避難等に対応できるよう訓 練を行う。

#### 2 1 感染症

A市においてインフルエンザが小・中・高校生に集団発生し、患者が多量に発生した学校では学校 閉鎖・学級閉鎖等の措置をとった。

# ●危機発生時の対応

① 状況把握

校長は、自校の欠席状況や罹患状況を把握するほか、地域内の発生・流行状況等の把握に努める。

- ② 応急措置
  - ・ 罹患した生徒には、速やかに家庭での安静、栄養、保温及び医療機関での適切な医療が受けられるよう指導する。
  - ・ 校長は、欠席率が通常の欠席率より高くなったとき又は罹患者が急激に多くなったときは、学級 や年次、学校の状況及びその地域の流行状況を把握し、状況に応じて学校医の指導を得て、時期を 失することなく出席停止、臨時休業(学校閉鎖、年次閉鎖、学級閉鎖)の措置を講ずる。
- ③ 関係機関との連携
  - ・ 校長は、学校医、市町村感染症担当課、当該地区保健所との連携、情報交換に努める。
  - ・ 感染症の報告の経路は次のとおりである。



④ 情報の一元化(報道機関への対応) 報道機関への対応は、県保健福祉部医療政策室を窓口とする。

## ●危機終息後の対応

- ① 校長は、学校医、保健所等から感染症に関わる情報を整理し、保健管理・保健指導を行う。
- ② 事後措置の状況を所管する教育委員会に報告する。

# ●予防措置

- ① 感染予防対策の指導
  - 咳・くしゃみがでるとき、「咳エチケット」としてのマスク着用
  - 外出後、トイレの後、食事の前後など、流水と石けんでのこまめな手洗いを指導
  - 十分な睡眠、適度な運動、バランスのとれた食事
- ② 生徒等の健康観察
  - 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合などは登校しないことの周知・呼び掛け
  - 児童生徒等の健康状態の把握
  - 児童生徒等に発熱等の症状が見られた場合の適切な対応
- ③ 換気の確保
- ④ インフルエンザ予防接種に係る正しい知識の普及
- ⑤ 地域の流行状況の把握

- ① 学校保健安全法第19条(出席停止)第20条(臨時休業)
- ② 学校保健安全法施行令第5条(保健所と連絡すべき場合)、第6条(出席停止の指示)、第7条 (出席停止の報告)

③ 学校保健安全法施行規則第18条(感染症の種類)、第19条(出席停止の期間の基準)、第20条(出席停止の報告事項)、第21条(感染症の予防に関する細目)

# 22 食物アレルギーの誤食事故

食物アレルギーを有する生徒Aが、昼食後、5校時開始直前に蕁麻疹が出てきたと担任に訴えた。

## ●危機発生時の対応

- ① 応急措置
  - ・アレルギー症状を認めたり、原因食物を食べたりした等の場合には、発見者は、生徒等から目を離さないで、助けを呼び、人を集める。
  - ・集まった人にエピペン®とAED等を持ってくるように指示する。
  - ・緊急性が高いアレルギー症状があると判断した場合
  - ○ただちにエピペン®を使用する
  - ○救急車を要請する
  - ○その場で安静にする
- ② 状況把握
  - ・昼食時間や、調理実習等において誤食がなかったか確認する。
  - ・当該生徒の「個別支援プラン」を確認する。
  - ・校長は、学校内での役割分担の確認及び指示をする。
- ③ 関係機関との連携

校長の迅速な指示のもと、分担して次の対応を行う。

消防(119番) - 救急車の要請を行う。救急車には、隊員の許可を得て、その指示により教職員が同乗し、状況説明を行う。

医療機関 一 付き添った職員は発症した児童の治療のため、医師に状況説明を行う。

保 護 者 - 発症した生徒の保護者へ連絡する。事故への対応の経過や本人の状況、搬送 先など、事実のみ(見込みの話は混乱のもと)を伝える。

教 育 委 員 会 ー 校長は、事故の概要を速やかに所管する教育委員会に報告し、後日、文書で提出する。

- ④ 情報の収集と一元化(報道機関への対応)
  - ・校長は、生徒の健康状態や誤食の状況等の収集に努め、的確な対応を図る。
  - ・関係機関、報道機関等外部へ情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化し、混乱を避ける。

## ●危機終息後の対応

- ① 原因の究明
  - ・誤食の発生原因について、その原因除去、再発防止に努める。
  - ・情報を整理し、誤食の原因を調査して、状況報告書を作成し、所管する教育委員会に提出する。
- ② 支援·援助
  - ・校長と関係教員は、症状のある生徒を見舞うとともに、保護者に事故の経緯を説明し、各種保障制度の手続き及び個別支援プランの整備等、今後の対応について説明を行う。
- ③ 心のサポート・ケア
  - ・発症した生徒及び周囲の生徒でショックを受けている者がいる場合は、精神科医やスクールカウンセラー等の専門家に依頼するなど、連携を図りながら心のサポート・ケアを行う。
- ④ 再発防止
  - ・家庭や教科担任等との連携、確認
  - ・学校は、すべての事故及びヒヤリハット事例について、状況や原因、改善方法について情報共有し、 学校保健委員会(アレルギー疾患対応委員会)で対策等を検討し事故予防の徹底に努める。また、

校長はその内容を教育委員会に報告する。

# ●危機の予防対策

- ① 学校生活管理指導表を用いて、学校、保護者、教科担任等と連携を図り、全教職員で情報共有し、実際の取組につなげていく。
- ② 保護者、関係職員等は、詳細献立等を活用し、事前に対応を共有の徹底を図る。
- ③ 食物アレルギーの既往症がなく発症することもあることから、全教職員がアレルギー疾患やアナフィラキシーの正しい知識を持ち、緊急時に備えて校内全体で定期的な研修と訓練を継続する。

- ① 学校におけるアレルギー疾患対応指針(岩手県教育委員会)
- ② 学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン(令和元年度改訂)(公益財団法人 日本学校保健会)

# 23 飲料水の汚染

生徒Aが、朝、水を飲もうとしたら、水の濁りがあると訴えてきた。養護教諭が直ちに水を採取し、調べてみると確かに濁りと色の異常が見られたので、直ちにその旨を校長に報告した。

水道水は、毎日、実習等で調理や食材・食器の洗浄、飲料水として使用している。

# ●危機発生時の対応

- ① 応急措置
  - ・ 校長は、報告を受けた時点で、直ちに校内放送等を使い全校に水道水の使用を禁止するように指示を行う。
  - ・ 校長は、水道水を飲用した生徒及び教職員について、体調の異常を訴える者の有無等を確認し応 急措置を行うほか、体調の異常の状態により救急車(119番)の出動を要請する。
- ② 状況把握
  - ・ 応急措置後に、体調の異常を訴える者の人数、症状等を調査する。
  - 緊急対策として、授業を中止し、全校生徒を下校させる措置をとることも考えられる。
- ③ 関係機関との連携
  - ・ 校長は、速やかに所管する教育委員会に状況を報告するとともに、水道事業所、保健所等の関係 機関へ連絡し、今後の対応についての助言を得る。
  - ・ 学校施設である受水槽・高置水槽での異物混入、又は、貯水槽等までの経路の途中で異物が混入 した可能性も考えられるので、警察等の関係機関との連携を図り、対策を協議する。
  - ・ 受水槽や配管等の施設設備の点検を行うとともに、指定業者に点検を依頼する。
  - ・ すべての使用場所の水道水を採取して、採取した場所と時間を記録する。
  - 学校薬剤師に検査を依頼する。
  - 飲料水を確保する必要がある場合は、水道事業所に給水車の出動等を依頼する。
- ④ 情報の収集と一元化(報道機関への対応)
  - ・ 校長は、職員の役割分担を明確に指示し、生徒の健康状況の把握、関係機関への対応の記録等の 収集に努め、的確な対応を図る。
  - 関係機関、報道機関等外部へ情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化して混乱を避ける。
- ⑤ 保護者への連絡
  - ・ 保護者に対して、水質に異常があったこと及び学校の対応策について文書(緊急連絡文書)で知らせ、理解と協力を求める。
  - 事件発生後、早く下校させた場合には、各担任から学級連絡網により連絡する。

# ●危機終息後の対応

① 原因の究明

関係機関による原因究明に協力し、その原因除去、再発防止に努める。

- ② 復旧及び支援・援助
  - 学校薬剤師、関係機関の調査等に協力する。
- ③ 心のサポート・ケア 復旧後の水道水に対して過敏になっている生徒への指導・支援を行う。
- ④ 再発防止

生徒及び教職員に対して、平素から、飲料水の色、濁り、臭気、味等について関心を持たせ、万一異常を発見したときには、絶対に飲まないこと、直ちに担任等に報告することを徹底する。

⑤ 報告

事後措置の状況を所管する教育委員会に報告する。

# ●危機の予防対策

(日常点検)

- ① 衛生管理者や養護教諭等による飲料水の蛇口での色、濁り、臭気、味及び残留塩素濃度等については、適宜検査を行い、飲料水の異常の早期発見に努める。点検後は記録に残し保存する。
- ② 貯水槽、蛇口等の施設設備の点検は、月に1回程度行い、不良個所を発見した場合は、修繕等適切 な措置を講ずる。点検結果は、記録し保存する。
- ③ 万一事故が発生した場合に備え、迅速な対応の仕方を心得ておく。 連絡体制、役割分担を定め、全教職員が理解しておくとともに、掲示により、対応が確実にできる ようにする。

### (定期検査)

水源により検査項目や検査の回数等が異なることに留意し、学校薬剤師の指導の下、文部科学省発行の「学校環境衛生管理マニュアル(平成30年度改訂)」に基づき、飲料水に係る検査を適切に行う。

- ① 学校保健安全法第5条(学校保健計画の策定等)、第6条(学校環境衛生基準)、第23条(学校医、学校歯科医及び学校薬剤師)、第28条(学校環境の安全の確保)、第29条(危険等発生時対処要領の作成等)
- ② 学校保健安全法施行規則第1条(環境衛生検査)、第2条(日常における環境衛生)
- ③ 水道法第4条(水質基準)、第20条(水質検査)、第22条(衛生上の措置)、第34条の2(簡易専用水道)
- ④ 水道法施行規則第15条(定期及び臨時の水質検査)、第17条(衛生上必要な措置)第55条(管理基準)、第56条(検査)
- ⑤ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第4条(建築物環境衛生管理基準)
- ⑥ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第4条(給水に関する衛生上必要な措置等)
- ⑦ 水質基準に関する省令

# 24 施設からの落雪による事故

2月の大雪が降った某日、昼食後の休憩時間中、体育館の屋根に降り積もった雪が 落雪、体育館 脇に設置されていた野球の防球ネットに当たり、その圧力で防球ネットのポールが破損し、グランドで遊んでいた生徒の上に倒壊した。

近くで事故を目撃していた生徒が、職員室に駆け込んできた。

#### ●危機発生時の対応

#### ア 初期対応

- ① 状況把握
  - 生徒の救護を最優先に対応する。
  - 教職員は直ちに現場に出向き、生徒の負傷の状況を確認する。
  - ・ 施設の被害の程度、被害拡大の可能性を確認する。
- ② 救急(応急)措置
  - 事故の再発が予想される場合は、負傷者を直ちに現場から安全な場所へ移動する。
  - ・ 養護教諭等による必要な応急措置を講じ、負傷の程度により医療機関の治療を受けさせるとと もに、特に重傷の場合は、消防署(119番)へ通報し救急車の出動を要請する。
  - 校長の指示を受けた教職員は、救急車が到着した場合、救急隊員を負傷者まで誘導する。
  - ・ 医療機関への搬送に当たっては、保護者に連絡をとり、希望する医療機関があるか、搬送される医療機関に向かうことができるかなどを確認する。但し、緊急を要する場合は事後に連絡する。
  - 負傷した生徒の救急車による搬送の際は、隊員の許可を得て、その指示に従って教職員が付き 添い、事故の状況説明を行う。
- ③ 通報、報告
  - ・ 校長は、関係機関(警察(110番)、消防(119番)等)に通報し、併せて必要な指示を受ける。
  - 事故の発生後、速やかに所管する教育委員会に報告する。

#### イ 事後の対応

- ① 保護者への連絡
  - ・ 負傷した生徒の保護者(家族等)に、負傷の程度、搬送された医療機関及び付き添っている教 職員の氏名等を連絡する。
  - ・ 負傷者の氏名、負傷の程度を整理し、負傷した生徒以外の保護者からの照会に対して、適切に 対応する。
- ② 生徒の安全対策

現場からの救護活動を実施した後、事故の再発に備えて、生徒等が危険区域内に立ち入らないよう措置する。

③ 関係機関との連携

警察に事故の概要、負傷者に対する対応状況等を説明し、事故後の調査、検証のための注意事項 等の指示を受ける。

- ④ 情報の収集と一元化
  - 事故の経緯や状況について、可能な限り情報を集め、事実を正確に把握し記録する。
  - 関係機関や報道関係等外部へ情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化して混乱を避ける。
  - ・ 情報の公表については、以後の警察の捜査等と関係することから、関係機関と十分協議のうえ 対応する。
- ⑤ 教育委員会への報告
  - 校長は、事故処理が終息するまで、状況に応じて適宜、所管する教育委員会に報告する。

## ●危機終息後の対応

- ① 原因の究明
  - 関係機関(警察等)の指示のもと、検証等に立ち会い、事故発生の原因を究明する。
- ② 支援・援助
  - ・ 校長と関係教員は、負傷した生徒を見舞うとともに、保護者に事故の経緯を説明し、独立行政法 人日本スポーツ振興センター等の手続き及び給付等今後の対応について説明を行う。
  - 事故に遭遇した他の生徒について、事故の経過を説明し、混乱を招かないよう配慮する。
- ③ 心のサポート・ケア
  - ・ 負傷した生徒及び周囲の生徒でショックを受けている場合は、精神科医やスクールカウンセラー等の 専門家に依頼するなど、連携を図りながら心のサポート・ケアを行う。
  - 学校での対応が困難な場合は、所管する教育委員会を通じて専門家の派遣を要請する。
- ④ 復旧
  - 教育活動に支障をきたす場合は、速やかに復旧のための措置を講ずる。
  - ・ 施設等の復旧が完了するまでは、必要箇所の立入禁止措置を講ずる。
- ⑤ 教育委員会への報告

電話で報告するとともに、事故の概要を取りまとめ、文書で所管する教育委員会に報告する。 (学校事故報告、財産事故報告等)

# ●危機の予防対策

- ① 安全管理
  - 危険箇所の再点検を実施し、速やかに改善する措置を講ずる。
  - 日頃から、教職員の安全管理意識を高め、施設・設備の点検・管理体制を確立する。
- ② 安全指導(教育)

全教職員で事故の原因やその対応について分析し、学級活動や日常における安全指導の徹底を図り事故防止を図る。

③ 初動対応の周知徹底

万一事故が発生した場合に備え、迅速な対応の仕方を心得ておく。連絡体制、役割分担を定め、全員が 理解しておくとともに、掲示により対応が確実にできるようにする。

- ① 国家賠償法第2条(公の営造物の設置管理の瑕疵に基づく損害の賠償責任、求償権)、第3条(賠償責任者)
- ② 民法第709条(不法行為による損害賠償)、第717条(土地の工作物等の占有者及び所有者の責任)
- ③ 学校保健安全法第5条(学校保健計画の策定等)、第6条(学校環境衛生基準)、第26条(学校安全に関する学校の設置者の責務)、第27条(学校安全計画の策定等)、第28条(学校環境の安全の確保)
- ④ 学校保健安全法施行規則第28条(安全点検)、第29条(日常における環境の安全)
- ⑤ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第5条(学校の管理下における災害の範囲)

# 25 社会教育施設利用中の事故

地域のバスケットボールクラブの練習中にクラブ員の高校生Aが転倒し、床板が剥離していた部分で足に切り傷を負った。

# ●危機発生時の対応

- ① 状況把握及び救急(応急)措置
  - ・ 施設管理者は、直ちに救急車(119番)の出動を要請し、負傷したクラブ員を医療機関に搬送する。
  - ・ 救急車の到着までの時間、応急手当が必要と認められる場合(出血等の手当て、安静状態の確保等)は、的確に対応する。
  - ・ 救急車の導入路を確保し、救急車が到着したなら、速やかに、救急隊員を負傷者まで誘導する。
  - ・ 職員は、救急隊員の指示に従い、救急車に同乗するか、若しくは別途、搬送先の医療機関に出向 く。
  - 負傷者の保護者、学校、勤務先等に事故の連絡をする。
  - 事故の詳細について、目撃者等からの聴取も含めて文書で記録し、その内容を所管する教育委員 会に報告する。
- ② 関係機関との連携 施設管理者は、負傷者の負傷の程度、目撃者等の聴取を含めた事故の状況を所管する教育委員会に 報告する。

### ●危機回避の方策

- ① 日常点検の励行施設管理者は、目視、触感で、通常と異なる音、ガタツキ等の点検をし、併せて汚れた箇所等の清掃も行う。
- ② 定期点検 施設管理者は、磨耗程度や変形の有無など(体育器具にあっては、ボルト・ナットの緩み、回転部 の注油など)を定期的に点検する。
- ③ 保守点検施設管理者は、専門家、専門業者に定期的に保守点検を依頼する。
- ④ 点検マニュアルの作成等 施設管理者は、日常点検、定期点検、保守点検の3段階について、器具の取扱説明書に沿った点検 マニュアルを作成し、点検履歴を整え、施設使用者の安全確保に努める。

- ① 国家賠償法 第2条(公の営造物の設置管理の瑕疵に基づく損害の賠償責任、求償権)、第3条 (賠償責任者)
- ② 民法第709条(不法行為による損害賠償)、第717条(土地の工作物等の占有者及び所有者の責任)

# 26 盗難(施設外からの起因)

早朝、野球部の生徒Aが練習のため、部室に行くと窓ガラスが割られ、鍵が開けられていた。野球部の顧問は、グローブ等の紛失に気づいた男子生徒から連絡を受けた。外部の者による侵入と思われる。

# ●危機発生時の対応

- ① 状況把握
  - ・ 連絡を受けた顧問は直ちに現場に出向き、「立入禁止」の掲示をする等、現場保存の措置を行い、 器物損壊・盗難等の状況を可能な範囲で把握し、校長に速やかに報告する。
  - ・ 校長は、全教職員に事実を伝え、事件に関する情報収集するとともに、その他の被害について調査を指示する。被害を受けた生徒に対しては、顧問から被害の状況等について確認する。
  - ・ 担任を通じて、全生徒に不審者による器物損壊・盗難があった事実を伝え、生徒の持ち物に被害がないか確認する。
- ② 関係機関との連携
  - ・警察(110番) 校長は、状況を警察(110番)に通報する。警察の捜査が終わり、現場を 保存する必要がなくなった時点で、生徒が負傷しないよう、ガラスを片付けた り窓をふさいだりするなどの応急措置をする。
  - ・教 育 委 員 会 一 校長は、速やかに所管する教育委員会に報告し、対応について助言を受ける。
  - ・近 隣 校一 近隣校に盗難発生の事実を伝え、被害が他に拡大しないよう努める。
  - ・保 護 者一 盗難があったことを保護者に連絡し、生徒が貴重品等を学校に保管しないよう、注意を呼びかける。
- ③ 情報の収集と一元化(報道機関への対応)
  - ・ 事件の経緯や状況について、可能な限り情報を集め、正確な事実関係を把握し、記録する。
  - 関係機関や報道機関等外部へ情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化して混乱を避ける。 なお、生徒の人権やプライバシーに配慮する。

# ●危機の予防対策

- ① 施錠等の管理の徹底
  - ・ 教室等の管理責任者は、退勤時に施錠を確実に行う。最終退勤者は、校舎の施錠を確認する。
  - ・ 警備会社に夜間の警備業務を委託している場合は、機械警備のセットを確実に行うほか、巡回時 刻や回数の見直し等を行う。
  - 学校への侵入は構造上容易なことがあるので、備品や私物等の保管場所等に十分配慮する。
- ② 生徒に対する指導 恣難の被害に遭わないために、貴重品等については、自己管理するよう日頃から指導する。
- ③ 来校者の確認
  - ・ 来校者の通常の出入口を限定し、来校者に対し教職員が素早く対応できるよう努める。
  - ・ 来校者に対し入口を明示し、事務室又は職員室に立ち寄るよう指示したプレートや立て看板を設置する。また、必要に応じて立入禁止区域を明示する。
  - ・ 来校者に対し、教職員が進んで挨拶や用件の確認、必要に応じて案内するなど、日頃から来校者の 状況について注意を払う。
  - ・ 教職員が名札を着用し、来校者に対し教職員であることを明示するとともに、業者、工事関係者 等に対しては、名札・腕章等の着用を要請する。
- ④ 不審者の侵入により被害が続く場合 警察にパトロール強化を依頼するほか、被害の日時や場所等のデータを分析し、傾向を把握する。

- ① 刑法第130条(住居侵入等)、第235条(窃盗)、第260条(建造物等損壊及び同致死傷)
- ② 民法第709条 (不法行為による損害賠償)

# 27 学校施設の爆破(予告)

授業時間中、事務室に男の声で「校内に爆弾を仕掛けた」との電話がかかった。

電話を受けた職員は、突然のことで対応に苦慮したが冷静さを取り戻し、電話の相手方から「爆発の時間、目的、相手の素性等」を聞き出そうとしたが、何も言わず電話を切られた。

# ●危機発生時の対応(予告の場合)

### ア初期対応

- ① 避難
  - ・ 爆発の時間、爆発物の数、場所等が不明であるので、まず生徒及び教職員の安全の確保を最優先させるため、電話の内容を校長に報告し、速やかに校内放送等により避難指示をする。
  - ・ 避難の指示を受けた教職員(担当教員)は、生徒に対し、落ち着いて避難するよう指示し校地外の 安全な場所に避難する。なお、避難に当たっては、不審物に触らないよう徹底する。
  - 校長から指示を受けた最終確認者は、残留者がいないことを確認し、速やかに避難する。
- ② 通報、報告
  - ・ 校長は、警察(110番)に通報し、併せて必要な指示を受ける。
  - 校長は、事件の発生後、速やかに所管する教育委員会に報告する。

### イ 避難後の対応

- ① 避難確認及び安全対策
  - ・ 教職員は、避難場所に移動後、人員確認をする。(生徒の名簿等必要なものを携行する。)
  - ・ 警察等が到着するまでの間、来客、業者等が校地内に立ち入らないよう対応する。 (職員を配置する など)
- ② 警察、消防等関係機関との連携(施設設備の状況により、電力会社、ガス会社等の対応もある)
  - 警察等が到着した場合、その後の対応については指示に従う。
  - ・ 不審者や不審物の情報がある場合は、関係機関(警察等)に伝達する。
  - ・ 爆発物の捜索等には校内の配置図が必要となるので、避難の際は施設台帳等施設設備の配置が分かる書類を携行する。
- ③ 情報の収集と一元化
  - 不審者や不審物の情報について取りまとめ、校長に報告する。
  - ・ 事件の経緯や状況について、可能な限り情報を集め、事実を正確に把握し記録する。
  - 関係機関や報道機関等外部へ情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化して混乱を避ける。
  - ・ 情報の公表については、以後の警察の捜査等と関係することから、関係機関と十分協議のうえ対応 する。
- ④ 保護者への連絡
  - 生徒の避難完了後、速やかに保護者に対して生徒の安全確保等について連絡する。
  - ・ 学校の安全が確認されるまでは、生徒は学校の管理下において避難場所で安全を確保することとなるが、状況に応じて、保護者への引渡しについて連絡する。
- ⑤ 教育委員会への報告
  - 校長は、事件が終息するまで、状況に応じて、適宜、所管する教育委員会に報告する。

#### ●危機発生時の対応(爆発が発生した場合)

爆発が発生した場合は、前記の予告の対応に加えて次の対応をする。

- ① 状況把握
  - ・ 救護活動や避難の円滑な実施のため、校舎内の状況等について、分担して迅速に情報収集する。
  - 生徒及び教職員の負傷の有無、負傷の程度の確認をする。
  - ・ 施設の被害状況を可能な範囲で把握し、避難時の安全性を確認し、避難経路を決定する。
- ② 救急 (応急) 措置
  - ・ 養護教諭等による必要な応急措置を講じ、消防署(119番)へ通報し救急車の出動を要請する。

- 校長の指示を受けた教職員は、救急車が到着した場合、救急隊員を負傷者まで誘導する。
- ・ 医療機関への搬送に当たっては、保護者等に連絡をとり、希望する医療機関があるか、搬送される 医療機関に向かうことができるかなどを確認する。ただし、緊急を要する場合は事後に連絡する。
- ・ 負傷した生徒等の救急車による搬送の際は、隊員の指示に従って教職員が付き添い、事故の状況説明 をする。
- ・ 負傷した生徒の保護者及び教職員の家族に、負傷の程度、搬送された医療機関及び付き添っている教 職員の氏名等を連絡する。

# ●危機終息後の対応

- ① 原因の究明 関係機関(警察等)の指示のもと、検証等に立ち会い、捜査等に協力する。
- ② 心のサポート・ケア
  - ・ 負傷した生徒及び周囲の生徒でショックを受けている場合は、精神科医やスクールカウンセラー等の 専門家に依頼するなど、連携を図りながら心のサポート・ケアを行う。
  - ・ 学校での対応が困難な場合等は、所管する教育委員会を通じて専門家の派遣を要請する。
- ③ 復旧及び措置要請
  - ・ 施設等の安全が確認されるまでは、必要箇所の立入禁止措置を講ずる。
  - ・ 授業再開に向けて、状況に応じて、教室、学用品及び教職員の確保等について、所管する教育委員会 に措置を要請する。
- ④ 教育委員会への報告 電話で報告するとともに、事件の概要を取りまとめ、文書で所管する教育委員会に報告する。(学校事 故報告、財産事故報告等)

# ●危機の予防対策

- ① 不審者の進入経路等、警察の捜査結果を踏まえて、警備体制の強化を図る。
- ② 日中においては、不審者の出入りの監視を強化するとともに、不審物の有無の確認など日常点検を徹底する。
- ③ 教室や部室等の管理責任者は、退勤時に施錠を確実に行うとともに、最終退勤者は校舎の施錠の確認を励行する。
- ④ 機械警備のセットを確実に行う。
- ⑤ 万一事故が発生した場合に備え、迅速な対応の仕方を心得ておく。連絡体制、役割分担を定め、全員が理解しておくとともに、掲示により対応が確実にできるようにする。

- ① 刑法第117条(激発物破裂)、第130条(住居侵入等)、第233条(信用毀損及び業務妨害)、第234条(威力業務妨害)
- ② 民法第709条 (不法行為による損害賠償)

# 28 学校施設の不法占拠

授業時間中、数人の男が包丁等を携帯して乱入し、校長が在室する校長室を占拠、さらに1年B組の教室を占拠し、教員1名と生徒40人を人質にして立てこもった。

# ●危機発生時の対応

### ア初期対応

- ① 通報、報告
  - ・ 副校長は、直ちに警察(110番)に通報し出動を要請、併せて必要な指示を受ける。
  - 副校長は、事件の発生後、速やかに所管する教育委員会に報告する。
  - 副校長は、占拠者から要求等があった場合は、速やかに関係機関(警察等)に伝達する。
- ② 状況把握等
  - ・ 副校長は、教職員に指示して可能な範囲において情報収集し、その情報をもとに生徒及び教員 の安全確保のための対策を検討する。
  - 副校長は、生徒及び教職員に対し占拠者を刺激するような、不用意な行動は慎むよう指示する。
  - ・ 人質となった教員は、生徒の安全を最優先に冷静に行動し、生徒の動揺を静めるとともに、不 用意な行動を慎むよう生徒に徹底する。
  - ・ 占拠者から、校内での行動について制限する要求があった場合は、人質の安全を最優先に対応 する。
  - ・ 救護活動や避難の円滑な実施のため、校舎内の状況等について、分担して迅速な情報収集を行う。
- ③ 救急(応急)措置
  - ・ 生徒及び教職員の負傷の有無等を確認し、負傷者に対して養護教諭等により応急処置を講じる。
  - 教急車の進入路を確保し、救急車が到着したら、速やかに救急隊員を負傷者まで誘導する。
  - ・ 医療機関への搬送に当たっては、保護者等に連絡をとり、希望する医療機関があるか、搬送される医療機関に向かうことができるかなどを確認する。ただし緊急を要する場合は事後に連絡する。
  - ・ 救急車による搬送の際は、隊員の許可を得て、その指示により教職員が付き添い、負傷の状況 説明をする。
  - ④ 避難
  - ・ 施設の状況等を可能な範囲で把握し、避難時の安全性を確認し、避難経路を決定する。
  - ・ 生徒の安全確保が最優先であるので、避難が可能な場合は、副校長は速やかに避難の指示をする。
  - ・ 指示を受けた教職員は、生徒に対し状況を説明し、落ち着いて避難するよう指示し、校地外の 安全な場所に避難する。
  - 避難に当たっては、占拠者を刺激しないよう、整然と速やかに行動するよう徹底する。
  - 副校長から指示を受けた最終確認者は、残留者がいないことを確認し、速やかに避難する。

#### イ 避難後の対応

- ① 避難確認及び安全対策
  - 教職員は、避難場所に移動後、人員確認をする。(生徒の名簿等必要なものを携行する。)
  - ・ 警察等が到着するまでの間、来客、業者等が校地内に立ち入らないよう対応する。 (教職員を 配置するなど)
- ② 関係機関との連携
  - 警察等が到着した場合、その後の対応については指示に従う。
  - 占拠者に関する情報がある場合は、関係機関(警察等)に伝達する。
  - ・ 警察等の対応上、校内の配置図が必要と思われることから、避難の際は施設台帳等施設設備の 配置が分かる書類を携行する。

- ③ 情報の収集と一元化
  - 占拠者に関する情報について取りまとめ、副校長に報告する。
  - 事件の経緯や状況について、可能な限り情報を集め、事実を正確に把握し記録する。
  - 関係機関や報道関係等外部へ情報を提供する場合は、副校長等に窓口を一本化して混乱を避ける。
  - ・ 情報の公表については、以後の警察の捜査等と関係することから、関係機関(所管する教育委員会、警察等)と十分協議のうえ対応する。
- ④ 保護者等への連絡
  - ・ 生徒の避難完了後、速やかに保護者に連絡をとり、人質となっている生徒の保護者に状況を説明するとともに、生徒の安全確保等について連絡する。
  - ・ 学校の安全が確認されるまでは、生徒は学校の管理下において避難場所で安全を確保すること となるが、状況に応じて、保護者への引渡しについて連絡する。
  - 負傷した生徒の保護者及び職員の家族に、負傷の程度及び搬送先の医療機関を連絡する。
- ⑤ 教育委員会への報告
  - 副校長は、事件が終息するまで、状況に応じて、適宜、所管する教育委員会に報告する。

#### ●危機終息後の対応

- ① 原因の究明
  - 関係機関(警察等)の指示のもと、検証等に立ち会い、捜査等に協力する。
- ② 心のサポート・ケア
  - ・ 人質となった生徒等、精神状態を的確に把握し、必要に応じて、精神科医やスクールカウンセラー等の専門家に依頼するなど、連携を図りながら心のサポート・ケアを行う。
  - 学校での対応が困難な場合等は、所管する教育委員会を通じて専門家の派遣を要請する。
- ③ 復旧及び措置要請
  - ・ 施設の損傷等により危険箇所がある場合は、安全が確保されるまで立入り禁止措置を講ずる。
  - ・ 授業再開に向けて、状況に応じて、教室、学用品及び教職員の確保等について、所管する教育委員会に措置を要請する。
- ④ 教育委員会への報告 電話で報告するとともに、事件の概要を取りまとめ、文書で所管する教育委員会に報告する。

#### ●危機の予防対策

- ① 占拠者の進入経路等、警察の捜査結果を踏まえて、警備体制の強化を図る。
- ② 日中においては、不審者の出入りの監視を強化する。
- ③ 夜間における占拠も想定されることから、教室や部室等の管理責任者は、退勤時に施錠を確実に行うとともに、最終退勤者は校舎の施錠の確認を励行する。
- ④ 機械警備のセットを確実に行う。
- ⑤ 万一事故が発生した場合に備え、迅速な対応の仕方を心得ておく。連絡体制、役割分担を定め、全員が理解しておくとともに、掲示により対応が確実にできるようにする。

#### ●関係法令等

- ① 刑法第130条(住居侵入等)、第220条(逮捕及び監禁)、第222条(脅迫)
- ② 民法第709条(不法行為による損害賠償)

#### 29 授業中の火災発生

授業時間中、1階給湯室から出火し、火災が発生した。

たまたま近くの廊下を歩いていた学校技術員が発見し、大声で「火事だ!」と周囲に知らせ、駆けつけてきた教職員に事務室に連絡するよう頼んだ。

#### ●危機発生時の対応

### ア 初期対応

- ① 避難等
  - ・ 火災発生時の対応は、消防計画に基づき、迅速かつ安全に行う。
  - 火災発見者は、直ちに火災報知器を作動させ、発火場所と火災の状況を職員室等へ連絡する。
  - ・ 火災の報告を受けたら、直ちに消防署(119番)へ通報し、校内放送等により避難指示をする。
  - 教職員が現場へ急行し、初期消火に当たる。
  - ・ 窓やドアを閉め、火気の使用中の場合はガスの元栓を閉め、電気器具等の使用中にはコンセントを抜く。
  - ・ 避難指示を受けた教職員は、生徒に対し、落ち着いて避難するよう指示(押すな、慌てるな、 騒ぐな等)し、校地外の安全な場所に避難する。
  - 校長から指示を受けた最終確認者は、残留者がいないことを確認し、速やかに避難する。
- ② 通報

校長は、関係機関(消防(119番)、警察(110番)等)に通報し、併せて必要な指示を受ける。

#### イ 避難後の対応

- ① 避難確認等
  - ・ 教職員は、避難場所に移動後、人員を確認する。(生徒の名簿等必要なものを携行する。)
  - 負傷者の有無を確認し、応急救護をする。
  - 教職員は、生徒に対して、整然と避難場所において待機するよう指示する。
- ② 報告

火災の発生後、速やかに所管する教育委員会に報告する。

- ③ 関係機関との連携
  - 消防、警察等が到着した場合、その後の対応については指示に従う。
- ④ 情報の収集と一元化
  - 事故の経緯や状況について、可能な限り情報を集め、事実を正確に把握し記録する。
  - 関係機関や報道関係等外部へ情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化して混乱を避ける。
  - 情報の公表については、犯罪性を伴う場合があることから、消防、警察の対応に委ねるものと する。
- ⑤ 保護者への連絡

生徒の避難完了後(安全確認後)、あらかじめ定められた方法で速やかに保護者に連絡するとともに、状況に応じて保護者への引渡しについても連絡する。引き渡す場合は、引渡しカード等を活用し、確実に確認する。

⑥ 教育委員会への報告

校長は、火災事故が終息するまで、人的・物的な被害状況等について、状況に応じて、適宜、所管する教育委員会に報告する。

#### ●危機終息後の対応

- ① 原因の究明
  - 関係機関(消防、警察等)の指示のもと、検証等に立ち会い、捜査等に協力する。
- ② 復旧及び措置要請
  - 状況に応じて、危険箇所の立入禁止等の措置を講ずる。
  - ・ 授業再開に向けて、状況に応じて、教室、学用品及び教職員の確保等について、所管する教育委員会に措置の要請をする。
- ③ 心のサポート・ケア
  - ・ 生徒の精神状態等を的確に把握し、必要に応じて、精神科医やスクールカウンセラー等の専門家 に依頼するなど、連携を図りながら心のサポート・ケアを行う。
  - 学校での対応が困難な場合等は、所管する教育委員会を通じて専門家の派遣を要請する。
- ④ 再発防止

所管する教育委員会及び関係機関(消防、警察等)の指示・指導を受け、再発防止について、その対策を講ずる。

⑤ 教育委員会への報告

事故の概要を取りまとめ、文書で所管する教育委員会に報告する。 (財産事故報告、学校事故報告等)

#### ●危機の予防対策

- 安全指導(教育)
  - ・ 学校における防災教育は、安全教育の一環として継続的に実施し、学校教育活動全般を通じて計画的に行う。
  - ・ 災害時に生徒の安全を確保するうえで、教職員の防災教育に関する指導力、危機管理能力及び応 急処置能力を高めるための校内研修等を実施する。
  - 防災訓練については、様々な状況を想定した訓練を計画的に実施するよう努める。
- ② 安全管理

日頃から、安全点検の実施計画(チェックリストを含む)を作成し、施設・設備の全般及び防火施設等について定期点検を実施する。

③ 初動対応の周知徹底

万一火災が発生した場合に備え、迅速な対応の仕方を心得ておく。連絡体制、役割分担を定め、全 教職員が理解しておくとともに、掲示により対応が確実にできるようにする。

#### ●関係法令等

- ① 消防法第8条(防火管理者)、第17条(消防用設備等設置義務)
- ② 学校保健安全法第5条(学校保健計画の策定等)、第27条(学校安全計画の策定等)、第28条(学校環境の安全の確保)
  - ③ 失火ノ責任ニ関スル法律

#### 30 下校途中の不審者による連れ去り未遂事件の発生

下校途中の女子生徒が、一人で歩いていたところ、車に乗っている不審者から声をかけられ、さらに腕をつかまれ車に引き込まれそうになったので、相手の腕を振り切り自宅に逃げ帰った。 その後、話を聞いた母親から学校に連絡が入り事件の発生を知るところとなった。

#### ●危機発生時の対応

- ① 状況把握・応急措置
  - ・ 校長等全ての教職員へ情報が伝達され、生徒への注意喚起、通学路上での街頭指導、家庭への情報提供など、生徒の安全確保を第一に考えた対応を行う。
  - ・ 被害を受けた生徒に対しては、担任・年次長等が訪問し、心のサポート・ケアを図るとともに、 事件の概要を把握する。なお、その際には、精神的なショック等があることを十分配慮する。
  - ・ 緊急時の生徒の登下校の方法について、集団登下校、保護者等の同伴など、各学校の状況に応じて、あらかじめ定める対応方針に基づき、生徒を指導する。
- ② 関係機関との連携
  - ・警察(110番) 警察に110番通報し、パトロール等の実施を要請するなど、速やかに 警察との連携を図る。
  - ・教 育 委 員 会 岩手県教育委員会に連絡し、助言を受ける。
  - ・近 隣 校 一 近隣校に状況を連絡し、注意を喚起する。
  - ・ボ ラ ン テ ィ ア ー 生徒の安全確保を図るため、PTA、地域住民等による学校支援のボラ ンティアから学校内外の巡回等の協力を得る。
  - ・地 域 関 係 団 体 PTA、自治会、青少年教育団体などの地域関係団体等との連携・協力 のもと、各家庭や地域への注意喚起、学校内や周辺、学区内の巡回、集団 登下校への同伴等の取組を行う。
  - ・家 庭 学校や関係機関等から注意依頼の文書等を各家庭に配布したり、地域へ の掲示を求めたりするなど、速やかに周知する。
- ③ 情報の収集と一元化(報道機関への対応)
  - ・ 全ての情報を校長に一元化し、校長の指示の下で対応する。
  - 校長が不在の場合は、あらかじめ定める校内体制に基づき対応する。
  - 関係機関や報道機関等外部へ情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化し、混乱を避ける。

#### ●危機終息後の対応

- ① 原因の究明・再発防止
  - ・ 緊急時の対応について問題点等を明らかにし、その反省と改善について、教職員間で共通理解を 図るとともに、生徒への指導を行う。
  - 警察、教育委員会、PTA、地域関係団体等との一層の連携強化を図る。
- ② 報告
  - 事後措置の状況を所管する教育委員会に報告する。

#### ●危機の予防対策(学校安全に関する具体的な留意事項)

- ① 実効あるマニュアルの策定
  - ・ 学校安全の具体的な取組を進めていくためには、学校や地域の実情を踏まえた「学校独自のマニュアル」を作成する。
  - ・ 実効性を高めるためには、危機対応訓練等を行うことにより、内容面、役割分担など、多角的な 観点から不断に検証し、随時改善を図る。

- ② 学校安全に対する校内体制の整備
  - ・ 校長、副校長及び学校安全に関し教職員間の連絡調整や指導・助言に当たる中心的な役割を果たす担当者等による安全組織を設けるなど、校内体制を整備する。
  - ・ 日頃から職員会議等で取り上げ、教職員間で情報交換や意見交換を行うなどして、教職員一人ひとりの共通理解を深める。
- ③ 生徒の防犯教育の充実
  - ・ 生徒自身が様々な危険を予測し、それを回避できるようにするため、防犯教室や防犯訓練などの 実施により、防犯意識や安全対応能力を高めるための知識・技能を習得させる。
- ④ 登下校時や外出時の安全確保
  - 登下校や外出時には、定められた通学路を守ること、できるだけ複数で歩くこと、知らない人の 誘いにのらないことなど、安全確保の方法について、生徒に指導する。
  - ・ 主に、紫波中央駅から学校までの正しい通学ルートの指導を行う。
  - ・ 登下校時における万一の場合、交番や「子ども110番の家」等の緊急避難できる場所を、生徒に周知する。(「子ども110番」ボランティアの名簿が、所轄警察署生活安全課に備え付けられていることから、定期的に確認すること。また、「子ども110番」ボランティアには、「家」のほか、タクシーやコンビニエンスストアー、ガソリンスタンド、郵便集配等が依頼されていることから、所轄警察署に確認のうえ、生徒に周知すること。)
  - ・ 児童に対し、登下校時等に万一の事態が発生した場合の対処法(大声を出す、逃げる、人のいる場所に飛び込み助けを求める等)を指導する。
- ⑤ 不審者情報に係る関係機関等との連携
  - ・ 日頃から警察等の関係機関、PTAや地域住民等と連携して、情報を速やかに把握できるようにするため、会報やwebサイト等に学校の連絡先や情報の提供について、依頼文を掲載する。
  - 近隣の学校や幼稚園、保育所等との間で、相互に情報を交換する仕組みを構築する。
- ⑥ 家庭や地域社会の協力
  - ・ 保護者等が不審者情報を収集した場合、警察、学校等への速やかな連絡が行われるよう協力を求めるため、会報やwebサイト等に学校の連絡先や情報の提供について、依頼文を掲載する。
  - ・ 生徒が、犯罪や事故の被害から自分の身を守るため、危険な場所の確認や、屋外での行動に当たって注意すべき事項を家庭で具体的に話し合うよう働きかける。
  - ・ 登下校時等に、生徒が緊急避難できる「子ども110番の家」等の地域のボランティア協力を得る。

#### ●関係法令等

刑法第224条(未成年者略取及び誘拐)、第225条(営利目的等略取及び誘拐)、第225条の2(身の代金目的略取等)、第228条(未遂罪)

# 第2項 自然災害等に係る事項

1	地震			
	危榜	幾発生時の対応・・・・・・・・79		
	ア	生徒在校時		
	1	学校外における諸活動時		
	ウ	生徒登下校時		
	エ	生徒在宅時		
	オ	保護者や地域の方々等の来校時		
●危機終息後の対応・・・・・・・84				
	ア	応急的な対応		
	1	短期的な対応		
	ウ	中長期的な対応		
	危榜	幾の予防対策・・・・・・・・85		
	财	系法令等・・・・・・・・・・85		
【地	也震多	き生における初動対応例】・・・・・87		
【地震発生における初動体制例】・・・・・92				
2	北洲	毎道・三陸沖後発地震注意情報発信		
		<b>毎道・三陸沖後発地震注意情報発信</b> 幾発生時の対応・・・・・・・・93		
•	危榜	幾発生時の対応・・・・・・・・93		
3	危機	後発生時の対応・・・・・・・93 <b>山噴火</b>		
3	たが 火L 危格	幾発生時の対応・・・・・・・・93 <b>山噴火</b> 幾発生時の対応・・・・・・・94		
3	危が火ル危がア、	後発生時の対応・・・・・・・・93 <b>山噴火</b> 後発生時の対応・・・・・・・94 生徒在校時		
3	危機を	後発生時の対応・・・・・・・・93 <b>山噴火</b> 後発生時の対応・・・・・・・94 生徒在校時 生徒在宅時		
3	危がかれる。	機発生時の対応・・・・・・・93 <b>山噴火</b> 機発生時の対応・・・・・・94 生徒在校時 生徒在宅時 機終息後の対応・・・・・・・95		
3	危が火地をアイを探する	<b>山噴火 投発生時の対応・・・・・・・94</b> 生徒在校時         生徒在宅時         養終息後の対応・・・・・・95         応急的な対応		
3	危が火がたアイをアイ	<b>山噴火 塩</b> 発生時の対応・・・・・・・94         生徒在校時         生徒在宅時         養終息後の対応・・・・・・95         応急的な対応         短期的な対応         短期的な対応		
3	危火能アイ危アイウ	<b>山噴火 投発生時の対応・・・・・・94</b> 生徒在校時         生徒在宅時         整終息後の対応・・・・・・95         応急的な対応         短期的な対応         中長期的な対応		
3	危火能アイ能アイウ危	世 <b>噴火</b> <ul> <li>機発生時の対応・・・・・・・94</li> <li>生徒在校時</li> <li>生徒在宅時</li> <li>機終息後の対応・・・・・・95</li> <li>応急的な対応</li> <li>短期的な対応</li> <li>中長期的な対応</li> <li>機の予防対策・・・・・・96</li> </ul>		
3	危火能アイ能アイウ危	<b>山噴火 投発生時の対応・・・・・・94</b> 生徒在校時         生徒在宅時         整終息後の対応・・・・・・95         応急的な対応         短期的な対応         中長期的な対応		

4	風水音
	●危機発生時の対応・・・・・・・98
	ア 始業後に発生した場合
	イ 始業前に発生した場合
	ウ 休日・夜間に発生した場合
	●危機終息後の対応・・・・・・・・101
	ア 応急的な対応
	イ 短期的な対応
	ウ 中長期的な対応
	●危機の予防対策・・・・・・・・102
	●関係法令等・・・・・・・・・・102
5	猛獣(山林でクマを発見)
	●危機発生時の対応・・・・・・・・103
	●危機終息後の対応・・・・・・・・104
	●危機の予防対策・・・・・・・・104
6	猛獣(学校周辺にクマが出没)
	●危機発生時の対応・・・・・・・・105
	●危機終息後の対応・・・・・・・・106
	●危機の予防対策・・・・・・・・106

#### 1 地震

岩手県内陸部を震源とする、マグニチュード8.0の地震が発生し、震度6強の揺れを記録。崖崩れによる家屋の損壊や落下による器物の破損など施設等に被害が発生した。

#### ●危機発生時の対応

#### ア 生徒在校時

- ① 安全確保
  - 生徒に対して的確な指示を行うとともに、出口を確保する。
    - 【校内】 直ちに「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所を判断し、そこに身を寄せることを指示
    - 【体育館】 窓や壁際から速やかに離れて中央部に集合し、身を低くするよう特に大きな声で明確 に指示(ただし、状況によっては中央部に集合しない方が安全な場合もあることに留意。 例えば、天井からの落下物や体育館の倒壊などのおそれがあると判断した場合は体育館 の外に避難させる。)
    - 【校 庭】 建物や体育施設・器具付近から速やかに離れ、中央部に集合するよう特に大きな声で明確に指示
  - 地震終息後、生徒等、人的被害(安否)の確認をする。
- ② 救急(応急)措置、状況把握及び一次避難
  - 負傷者がいる場合は、迅速な救護活動を開始する。
  - ・ 施設・設備・通信手段の被害状況の確認をするとともに、発火物の確認及び適切な処置をする。
  - ・ 施設周辺の被害状況及び避難場所(第一次避難場所)の確認を行い、避難場所への安全で的確な 誘導をする。
  - 一次避難後、生徒等、人的被害(安否)の確認をする。
- ③ 二次避難
  - ・ 第一次避難場所において、火災、土砂災害などのおそれがある場合は、さらに安全な避難場所 (第二次避難場所)及び避難経路を決定し、避難場所への安全で的確な誘導をする。
  - ・二次避難後、生徒等、人的被害(安否)の確認をする。
- ④ 防災体制の確立
  - 学校防災本部等を設置し、防災体制を速やかに整える。
  - ・ 電源の確保を図る。 (例:停電の場合は自家発電機)
  - ・ 通信手段の確保を図る。(通信手段例: (携帯) 電話、 (一斉) メール、衛星携帯電話、公衆電話、災害用伝言板サービス、無線等)
  - 通学区域における通学路、交通機関の運行状況等の確認及び的確な情報収集を行う。
- ⑤ 家族及び教育委員会への連絡・報告
  - ・ 安全に避難後、生徒等の家族に対して、速やかにその旨を連絡する。その際、その時点において 提供が可能な学校に関する情報について伝える。
  - ・ 生徒の保護者への引渡しについて、二次災害のおそれがある場合は、引渡しは行わない。引き渡す場合は、引渡しカード等を活用し、確実に確認する。なお、引き渡す生徒は、当該保護者の子どもに限るものとし、家族と連絡が取れない場合は、避難場所で待機させる。
  - 所管する教育委員会に速やかにその対応について報告する。
- ⑥ 情報の収集及び関係機関との連携等
  - 人的被害(安否)の確認ができていない生徒の的確な情報収集と確認を行う。
  - ・ 市町村、警察(110番)、消防(119番)、医療機関、岩手県災害対策本部当該地方支部等 との連絡体制の確保を図る。
  - 生徒及びその家族と連絡が取れない場合の人的被害(安否)の確認は、市町村と連携し、避難所

等の情報収集や移動手段の確保を行い、家庭や避難所等を訪問し、直接、本人確認をする。 (例: 緊急車両ステッカーの交付を市町村等に申請するなどして、ガソリンを確保する。自転車等を活用 する。)

- 行方不明者がいる場合は、関係機関と連携して消息の確認を行う。
- ・ 施設・設備被害の的確な情報収集と確認を行う。(写真に撮影・記録する。)
- ⑦ 情報の一元化(報道機関への対応) 関係機関や報道関係者等外部へ情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化して混乱を避ける。

#### ◆夜間における対応のポイント

- 停電時のパニックを防止するため、的確な指示を行い、照明(教室等の懐中電灯)を確保する。
- ・ 避難誘導の指示があるまで、その場で待機させ、避難経路を確保しながら安全な場所に誘導する。
- ◆指定避難場所(避難所)ではない場所に避難した場合の対応ポイント(避難所となっていない学校に 避難した場合も含む)
  - ・ 生徒の安全を確保できる場所であることを確認する。安全を確保できない場合は、安全を確保できる場所に避難する。
  - ・ 安全を確保できる場所に避難後、周辺の状況を確認し、指定避難場所(避難所)に安全に移動できる場合は移動する。
  - ・ 避難した場所から移動できない場合は、避難している場所、生徒の安否状況、避難場所の状況等 を連絡する手立てを講ずる。
  - ・ 関係機関や地域住民等と連絡を取ることに時間がかかる場合は、そこでの避難が長引く可能性があり、物資等の確保が必要になるため、教職員の役割分担を決める。(例:情報収集、関係機関への連絡、食料・水の確保、防寒対策、トイレの確保など)
  - ・ 避難が長引く可能性がある場合、生徒に対して、被災状況を見せないように努めながら、安心感をもたせ、励ますなど配慮した対応を行う。

#### イ 学校外における諸活動時

#### 【引率教員等の対応】

- ① 安全確保
  - ・ 地形、施設や周囲の状況を確認し、安全確保の指示を行う。
  - 利用施設において、職員の指示がある場合は、それに従う。
  - 公共交通機関等を利用中の場合は、乗務員の指示に従う。
  - 地震終息後、生徒等、人的被害(安否)の確認をする。
- ② 救急(応急)措置、状況把握及び一次避難
  - 負傷者がいる場合は、迅速な救護活動を開始する。
  - ・ 施設周辺の被害状況及び避難場所(第一次避難場所)の確認を行い、避難場所への安全で的確な 誘導をする。
  - 一次避難後、生徒等、人的被害(安否)の確認をする。
- ③ 二次避難
  - ・ 第一次避難場所において、火災、土砂災害などのおそれがある場合は、さらに安全な避難場所 (第二次避難場所)及び避難経路を決定し、避難場所への安全で的確な誘導をする。
  - ・二次避難後、生徒等、人的被害(安否)の確認をする。
- ④ 通信手段の確保

通信手段の確保を図る。(通信手段例: (携帯) 電話、 (一斉) メール、衛星携帯電話、公衆電話、 災害用伝言板サービス、無線等)

⑤ 学校への報告

生徒の状況等について、学校へ速やかに報告する。学校との連絡が取れない場合は、関係機関や地域住民を通じるなどにより連絡の手立てを講ずる。

⑥ 関係機関との連携

市町村、警察(110番)、消防(119番)、医療機関との連絡手段の確保を図る。

#### 【学校の対応】

- ① 防災体制の確立
  - 学校防災本部等を設置し、防災体制を速やかに整える。
  - ・ 通信手段の確保を図る。(通信手段例: (携帯) 電話、(一斉) メール、衛星携帯電話、公衆電話、災害用伝言板サービス、無線等)
  - ・ 避難場所及び人的被害の的確な情報収集と把握を行う。
  - 現地に複数の教職員を派遣し、現地の被害状況等の確認を行う。
- ② 家族及び教育委員会への連絡・報告
  - ・ 生徒等の家族に対して、速やかに連絡する。保護者への生徒の引渡しについては、現地の状況の 確認後、状況に応じて対応する。
  - 所管する教育委員会に速やかにその対応について報告する。
- ③ 移動手段の確保
  - 生徒の現地から学校への移動手段の確保を図る。
- ④ 関係機関との連携
  - ・ 市町村、警察(110番)、消防(119番)、医療機関、岩手県災害対策本部当該地方支部等 との連絡体制の確保を図る。
  - 行方不明者がいる場合は、関係機関と連携して消息の確認を行う。
- ⑤ 情報の一元化(報道機関への対応) 関係機関や報道関係者等外部へ情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化して混乱を避ける。

#### ウ 生徒登下校時

- ① 地震発生における安全確保
  - ・ 教職員は、校内に生徒がいる場合は、速やかに校内の生徒の活動場所等に向かう。 (例えば、既 に登校しているまたは放課後部活動等で在校している場合など)
  - ・ 校内(校庭も含む)の生徒に対して的確な指示を行う。

# (ア 生徒在校時の①に準ずる。)

- 地震終息後、校内の生徒等、人的被害(安否)の確認をする。
- ・ 安全が確保されていることを確認のうえ、教職員が通学路などに向かい、通学路上などの生徒等、 人的被害(安否)の確認をする。
- ② 救急(応急)措置、状況把握及び一次避難
  - 負傷者がいる場合は、迅速な救護活動を開始する。
  - ・ 施設・設備・通信手段の被害状況の確認をするとともに、発火物の確認及び適切な処置をする。
  - ・ 施設周辺の被害状況及び避難場所(第一次避難場所)の確認を行い、避難場所への安全で的確な 誘導をする。
  - 一次避難後、生徒等、人的被害(安否)の確認をする。
- ③ 二次避難
  - ・ 第一次避難場所において、火災、土砂災害などのおそれがある場合は、さらに安全な避難場所 (第二次避難場所)及び避難経路を決定し、避難場所への安全で的確な誘導をする。
  - ・二次避難後、生徒等、人的被害(安否)の確認をする。
- ④ 防災体制の確立
  - ・ 学校防災本部等を設置し、防災体制を速やかに整える。
  - 電源の確保を図る。(例:停電の場合は自家発電機)
  - ・ 通信手段の確保を図る。(通信手段例: (携帯) 電話、 (一斉) メール、衛星携帯電話、公衆電話、災害用伝言板サービス、無線等)
  - 通学区域における通学路、交通機関の運行状況等の確認及び的確な情報収集を行う。

- ⑤ 家族及び教育委員会への連絡・報告
  - ・ 安全に避難した後、生徒等の家族に対して、速やかにその旨を連絡する。その際、その時点において提供が可能な学校に関する情報について伝える。
  - ・ 生徒の保護者への引渡しについて、二次災害のおそれがある場合は、引渡しは行わない。引き渡す場合は、引渡しカード等を活用し、確実に確認する。なお、引き渡す生徒は、当該保護者の子どもに限るものとし、家族と連絡が取れない場合は、避難場所で待機させる。
  - 所管する教育委員会に速やかにその対応について報告する。
- ⑥ 情報の収集及び関係機関との連携等
  - 人的被害(安否)の確認ができていない生徒の的確な情報収集と確認を行う。
  - ・ 市町村、警察(110番)、消防(119番)、医療機関、岩手県災害対策本部当該地方支部等 との連絡体制の確保を図る。
  - ・ 生徒及びその家族と連絡が取れない場合の人的被害(安否)の確認は、市町村と連携し、避難所等の情報収集や移動手段の確保を行い、家庭や避難所等を訪問し、直接、本人確認をする。(例:緊急車両ステッカーの交付を市町村等に申請するなどして、ガソリンを確保する。自転車等を活用する。)
  - 行方不明者がいる場合は、関係機関と連携して消息の確認を行う。
  - ・ 施設・設備被害の的確な情報収集と確認を行う。(写真に撮影・記録する。)
- ⑦ 情報の一元化(報道機関への対応) 関係機関や報道関係者等外部へ情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化して混乱を避ける。

#### エ 生徒在宅時

① 参集体制

教職員全員(震度6強の地震が発生した場合は全員配備体制)が所属校に参集する。所属校に参集できないやむを得ない事情があるときには、県立学校教職員においては、出勤可能な県立学校に参集し、当該学校の校長の指示に従う。(「学校防災・災害対応指針」P3を参照)

- ② 防災体制の確立
  - 学校防災本部等を設置し、防災体制を速やかに整える。
- ③ 救急(応急)措置及び状況把握
  - ・ 施設・設備・通信手段の被害状況の確認をするとともに、発火物の適切な処置と確認をする。
  - ・ 電源の確保を図る。 (例:停電の場合は自家発電機)
  - ・ 通信手段の確保を図る。(通信手段例: (携帯) 電話、(一斉) メール、衛星携帯電話、公衆電話、災害用伝言板サービス、無線等)
  - ・ 家庭と連絡を取り、生徒等、人的被害(安否)の確認をする。その際、その時点において提供が可能な学校に関する情報について伝える。
  - 施設周辺の被害状況の確認をする。
- ④ 教育委員会への連絡・報告
  - 所管する教育委員会に速やかにその対応について報告する。
- ⑤ 情報の収集及び関係機関との連携等
  - 人的被害(安否)の確認ができていない生徒の的確な情報収集と確認を行う。
  - ・ 市町村、警察(110番)、消防(119番)、医療機関、岩手県災害対策本部当該地方支部等 との連絡体制の確保を図る。
  - ・ 生徒及びその家族と連絡が取れない場合の人的被害(安否)の確認は、市町村と連携し、避難所等の情報収集や移動手段の確保を行い、家庭や避難所等を訪問し、直接、本人確認をする。(例:緊急車両ステッカーの交付を市町村等に申請するなどして、ガソリンを確保する。自転車等を活用する。)
  - ・ 行方不明者がいる場合は、関係機関と連携して消息の確認を行う。
  - ・ 施設・設備被害の的確な情報収集と確認を行う。 (写真に撮影・記録する。)
- ⑥ 情報の一元化(報道機関への対応) 関係機関や報道関係者等外部へ情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化して混乱を避ける。

#### オ 保護者や地域の方々等の来校時

- 安全確保
  - 生徒及び来校者に対して的確な指示を行うとともに、出口を確保する。

#### 【校内】

- ・ 直ちに「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所を判断し、そこに身を寄せ ることを指示
- ・ 来校者は、頭部を保護しながら、速やかに窓や壁際から離れ、机間に移動するよう指示 【体育館】
  - ○体育館に椅子など障害物がない場合
    - ・ 窓や壁際から速やかに離れて中央部に集合し、身を低くするよう特に大きな声で明確 に指示
  - ○体育館に椅子など障害物がある場合(儀式等)
    - ・ 生徒は、そのままの場所での待機を指示(落下物の危険がある場合は、椅子等で頭部 を保護する。)
    - ・ 来校者は、頭部を保護しながら、速やかに窓や壁際から速やかに離れ、椅子等の間に 移動するよう指示
  - ※ 状況によっては中央部に集合しない方が安全な場合もあることに留意(例えば、天井からの落下物や体育館の倒壊などのおそれがあると判断した場合は体育館の外に避難させる。)

#### 【校庭】

建物や体育施設・器具付近から速やかに離れ、中央部に集合するよう特に大きな声(マイク等) で明確に指示

- 地震終息後、生徒及び来校者等、人的被害(安否)の確認をする。
- ② 救急(応急)措置、状況把握及び一次避難
  - 負傷者がいる場合は、迅速な救護活動を開始する。
  - ・ 施設・設備・通信手段の被害状況の確認をするとともに、発火物の確認及び適切な処置をする。
  - ・ 施設周辺の被害状況及び避難場所(第一次避難場所)の確認を行い、避難場所への安全で的確な 誘導をする。
  - 一次避難後、生徒等、人的被害(安否)の確認をする。
- ③ 二次避難
  - ・ 第一次避難場所において、火災、土砂災害などのおそれがある場合は、さらに安全な避難場所 (第二次避難場所)及び避難経路を決定し、避難場所への安全で的確な誘導をする。
  - 二次避難後、生徒等、人的被害(安否)の確認をする。
- ④ 防災体制の確立
  - 学校防災本部等を設置し、防災体制を速やかに整える。
  - ・ 電源の確保を図る。 (例:停電の場合は自家発電機)
  - ・ 通信手段の確保を図る。(通信手段例: (携帯) 電話、(一斉) メール、衛星携帯電話、公衆電話、災害用伝言板サービス、無線等)
  - 通学区域における通学路、交通機関の運行状況等の確認及び的確な情報収集を行う。
- ⑤ 家族及び教育委員会への連絡・報告
  - ・ 安全に避難後、生徒等の家族に対して、速やかにその旨を連絡する。その際、その時点において 提供が可能な学校に関する情報について伝える。
  - ・ 生徒の保護者への引渡しについて、二次災害のおそれがある場合は、引渡しは行わない。引き渡す場合は、引渡しカード等を活用し、確実に確認する。なお、引き渡す生徒は、当該保護者の子どもに限るものとし、家族と連絡が取れない場合は、避難場所で待機させる。
  - 所管する教育委員会に速やかにその対応について報告する。
- ⑥ 情報の収集及び関係機関との連携等
  - 人的被害(安否)の確認ができていない生徒の的確な情報収集と確認を行う。
  - 市町村、警察(110番)、消防(119番)、医療機関、岩手県災害対策本部当該地方支部等

との連絡体制の確保を図る。

- ・ 生徒及びその家族と連絡が取れない場合の人的被害(安否)の確認は、市町村と連携し、避難所等の情報収集や移動手段の確保を行い、家庭や避難所等を訪問し、直接、本人確認をする。(例:緊急車両ステッカーの交付を市町村等に申請するなどして、ガソリンを確保する。自転車等を活用する。)
- 行方不明者がいる場合は、関係機関と連携して消息の確認を行う。
- 施設・設備被害の的確な情報収集と確認を行う。(写真に撮影・記録する。)
- ⑦ 情報の一元化(報道機関への対応) 関係機関や報道関係者等外部へ情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化して混乱を避ける。

#### ◆学校行事等の実施可否の判断のポイント

生徒及び来校者の人的被害の状況、学校及び地域の被害の状況、生徒及び来校者の様子など、校長は情報収集及び現状把握を行い、的確に判断し、学校行事等の実施を継続するかどうか決定する。なお、校舎等から避難した場合は、当日の学校行事等は中止する。

#### ●危機終息後の対応

#### ア 応急的な対応

- ① 学校再開に向けた方針決定
  - ・ 被災後の臨時休業、応急教育の必要性及びその計画の策定、その他業務再開に向けた復旧作業 等の方針を決定する。なお、本校舎での授業再開が難しい場合は、仮校舎等の教育環境の確保に ついて所管する教育委員会と調整する。
  - ・ 学校再開に向けて、保護者等へ情報を提供するとともに、学校の状況によっては説明会等を実施する。(学校の情報発信の手立てとして、地区及び避難所の掲示板、学校が開設する緊急時連絡サイト、一斉メール送信、災害用伝言板サービス、報道機関等の活用など)
- ② 心のサポート・ケア
  - ・ 生徒等に係る心身の健康状態の把握に努める。 (例:生徒の個別面談、家庭訪問、避難所訪問などの実施)
  - ・ 心のサポート・ケア体制づくりを図る。必要に応じて、所管する教育委員会及びその他関係機 関等に応援を要請する。(例:スクールカウンセラーの緊急派遣要請等)
- ③ 避難所となった場合
  - 避難者がいることを、市町村に連絡し、職員の派遣を依頼する。
  - ・ 避難所として運営を開始することの要否を含め、基本的事項について市町村と調整し、定める。
  - ・ 避難者収容、医療対応、避難所運営管理、調理、駐車などのスペースを確保することとし、必要に応じて、体育館、柔剣道場、多目的ホール、保健室、会議室、調理室、給食室、校庭等を開放する。(教室はやむを得ない場合に限り開放する。)
  - ・ 市町村との連携を図りながら、照明、食料・水、毛布、暖房器具、トイレ等を確保する。
  - ・ 避難所運営にあたる市町村職員の対応に協力する。なお、状況によっては、教職員が中心となって当面の運営にあたる場合も想定する。(対応例: 救命・救急措置、避難者名簿の作成、避難所の巡回、救援物資の管理、避難者への連絡等)

#### イ 短期的な対応

- ① 復旧及び支援・援助
  - ・ 施設・設備の早期の復旧を図る。必要に応じて、所管する教育委員会及びその他関係機関等に 対応を要請する。
  - ・ 学用品の給与、授業料の減免、修学資金及び転校等について、所管する教育委員会と調整しながら、諸手続を行う。
  - ・ 昼食等の食事及び通学路や通学手段の確保等が必要な場合は、所管する教育委員会と調整する。

- ・ 教育活動に必要な物品等、学校において準備できない場合には、所管する教育委員会に要請す る。
- ② 心のサポート・ケア 心のサポート・ケアの推進を図る。
- ③ 避難所としての対応
  - ・ 避難者による自治組織に避難所運営を任せる。また、その運営にあたっては、随時、学校、市 町村及び自治組織代表者と調整しながら進める。
  - ・ 必要に応じて、所管する教育委員会及びその他関係機関等に応援を要請する。
  - ・ 避難所の解消時期等について、被災状況を踏まえながら、市町村と調整する。

#### ウ 中長期的な対応

- ① 原因の究明
  - ・ 生徒等が被災した場合、その原因を検証する。
  - 防災体制の課題の確認を行う。
- ② 心のサポート・ケア心のサポート・ケアの充実を図る。
- ③ 再発防止(危機の予防対策)
  - 必要に応じ、防災体制の見直しを行い、それに対応した防災訓練を実施する。
  - 防災教育を実施し、防災意識の醸成を図る。
  - 学校において保護しなければならない生徒に対応できる体制等を整備しておく。
  - ・ 保護者への災害時における連絡体制及び連絡方法を周知・徹底を図る。

#### 危機終息後の対応について、「学校防災・災害対応指針」(平成24年3月策定)を参照。

#### ●危機の予防対策(生徒の安全確保及び安否確認のための準備)

- ・ 危機発生時の対応について、避難場所及び生徒の引渡し方法など生徒、保護者に周知するとともに、地域 との連携を図る。
- ・ 生徒の在宅時、登下校時等における避難場所を確認する。(例えば、連絡カードや生徒個票などに避難場 所を記入する欄を設ける。)
- ・ 家庭の連絡先は、可能な限り把握する。 (例えば、携帯電話番号、メールアドレス、職場の電話番号等) ただし、個人情報の管理に十分注意する。
- ・ 引渡しカード等を作成する。(引渡しを確実に確認し、記録として残す。なお、引き渡す生徒は、当該保護者の子どもに限る。)
- ・ 災害時における学校と家庭の連絡は、災害用伝言板サービスや一斉メール等が有効な場合があり、連絡体制を周知する。
- ・ ハンドマイク、携帯ラジオ、連絡カード(生徒個票、引渡しカード)、救急医薬品、避難場所(避難所) リスト、懐中電灯、トランシーバー等は緊急時に持ち出せるよう準備する。
- ・ 速やかな安全の確保及び初動体制の確立のために、緊急地震速報を活用する。
- ・ 地震の規模や災害の状況に応じた避難経路及び避難場所などのシミュレーションを行い、様々な状況に応じた避難訓練等を保護者及び地域との連携を図りながら実施する。 (校外での活動時、避難所対応なども想定)
- ・ 多くの来校者が想定される学校行事等の実施にあたっては、行事ごとに危機管理マニュアル等を作成し、 教職員に周知するとともに、来校者に対して、危機発生時の対応について、事前に連絡(アナウンス)する。
- ・ 避難する際に、多くの教職員等の対応が必要な寄宿舎については、教職員の連絡体制を整備する。 なお、生徒及び教職員が学校の敷地外に避難する場合を想定し、表簿等重要な書類やデータ、及び金銭など 管理の徹底を図る。

#### ●関係法令等

① 災害対策基本法

- ② 岩手県地域防災計画
- ③ 岩手県災害対策本部規程
- ④ 岩手県災害対策本部地方支部運営要領
- ⑤ 岩手県災害対策本部教育部運営要領
- ⑥ 「学校防災・災害対応指針」

# 【地震発生における初動対応例】

# 1 生徒在校時

状 況	教職員	生徒
<b>緊急地震速報・ 地震発生</b> ◇校内 ◇体育館	生徒に対して、的確な指示を行うとともに、出口を確保する。  ○直ちに「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所を判断し、そこに身を寄せることを指示  ○窓や壁際から速やかに離れて中央部に集合し、身を低くするよう特に大きな声で明確に指示(ただし、状況によっては中央部に集合しない方が安全な場合もあることに留意)  ○建物や体育施設・器具付近から速やかに離れて中央部に集合するよう特に大きな声で明確に指	◆教職員の指示に従って、身体を保護する行動をする。
を放いする 終息  一次避難後 火災、土砂災 害などのおそ れがある場合	○その場で、生徒等の人的被害(安否)を確認する。→負傷者がいる場合は、迅速な救護活動 ○施設・設備・通信手段の確認をするとともに、発火物の適切な処置と確認をする。 ○周辺施設の被害や避難場所を確認し、(第一次)避難場所へ安全に的確な誘導をする。 ○一次避難後、生徒の人的被害(安否)を確認する。 ○さらに安全な避難場所(第二次避難場所)及び避難経路を決定し、避難場所への安全で的確な誘導をする。 ○二次避難後、生徒等、人的被害(安否)の確認をする。	第一次避難場所:(サッカー場) 第二次避難場所:(野球場) ◆ 教職員の指示に従って、安全に避難場所へ避難する。 ◆負傷者がいる場合は助け合う。
確認、通学区域に の電源・通信手段の 衆電話、災害用伝 の家族への連絡(避 ⇒保護者への生徒 引き渡す場合は に限る。連絡が 長引く場合⇒連 の所管する教育委員 の関係機関との連携	(市町村、警察、消防、医療機関、災害対策本部地方支部) る場合は、関係機関と連携して消息の確認	は、保護者ととも に帰宅する。 ◆保護者と連絡が 取れない場合は学 か。 校または避難場所 で待機する。

# 2 学校外における諸活動時

状 況	教職員	生 徒
緊急地震速報・ 地震発生	<ul><li>○地形、施設や周囲の状況を確認し、安全確保の指示を行う。</li><li>○利用施設において、職員の指示がある場合は、それに従う。</li><li>○交通機関を利用している時は、乗務員等の指示に従う。</li></ul>	◆施設職員、教職員、乗務 員等の指示に従って、身体 を保護する行動をする。
地震のゆれ終息	<ul><li>○生徒の人的被害(安否)を確認し、(第一次)避難場所 へ安全に的確な誘導をする。⇒負傷者がいる場合 は、迅速な救護活動を行う。</li><li>○避難後、生徒の人的被害(安否)を確認する。</li></ul>	第一次避難場所: (サッカー場) 第二次避難場所: (野球場)
一次避難後 火災、土砂災 害などのおそ れがある場合	<ul><li>○さらに安全な避難場所(第二次避難場所)及び避難経路を決定し、避難場所への安全で的確な誘導をする。</li><li>○二次避難後、生徒等、人的被害(安否)の確認をする。</li></ul>	◆施設職員、教職員等の指示に従って、安全に避難場所へ避難する。 ◆負傷者がいる場合は助け合う。
避難完了	<ul> <li>○通信手段を確保する。⇒ (携帯) 電話、メール、衛星携帯電話、公衆電話、災害用伝言サービス等</li> <li>○学校へ連絡し、状況を報告、指示を受ける。</li> <li>○学校と連絡が取れない場合は、現地の関係機関や地域住民へ連絡する手立てを講ずる。</li> <li>○現地の被害状況の把握に努める。 (二次災害に備え、避難場所の移動も想定する。)</li> </ul>	◆教職員の指示に従って、 避難場所において待機す る。
	学校防災本部設置 ⇒役割分担に従い、速やかに行動を開始する。	
<ul><li>○通信手段の確板サービス、</li><li>○現地からの生</li><li>○家族への連絡</li><li>⇒保護者への生る。二次災害</li><li>○所管する教育</li><li>○関係機関との</li><li>⇒行方不明者</li></ul>	徒の移動手段の確保	<b>客用伝言</b> て対応す

## 3 生徒登下校時

状 教職員 児童生徒 況 学校内における生徒がいる場所へ向かい、的確な指示 緊急地震速報 • ◆学校内にいる場合 を行う。 ・教職員の指示に従って、身体 地震発生 を保護する行動をする。 ○直ちに「落ちてこない・倒れてこない・移動してこな ◇校内 ・教職員がいない場合は、頭部 い」場所を判断し、そこに身を寄せることを指示 を保護し、安全な場所に身を ○窓や壁際から速やかに離れて中央部に集合し、 伏せる。 身を低くするよう特に大きな声で明確に指示 ◇体育館 ◆通学路にいる場合 (ただし、状況によっては中央部に集合しない ・ブロック塀や自動販売機等か 方が安全な場合もあることに留意) ら離れ、頭部を保護し、安全 ○建物や体育施設・器具付近から速やかに離れて ◇校庭 な場所に身を伏せる。 中央部に集合するよう特に大きな声で明確に指 ◆列車、バス等に乗っている場合 ・乗務員の指示に従って身体を保護する行動をする。 ○学校にいる生徒の人的被害 ○安全が確保されていることを確認 地震のゆれ 第一次避難場所:(サッカー場) のうえ、通学路に出向き、避難場 (安否)を確認し、避難場 終息 所への安全に的確な誘導をする。 所へ安全に的確な誘導をす る。⇒負傷者がいる場合 ○施設・設備・通信手段の確認とと 第二次避難場所:(野球場) は、迅速な救護活動を行 もに、発火物の適切な処置と確認 をする。 ◆教職員、地域住民、 乗務員等の指示に従っ ○避難後、生徒の人的被害(安否)を確認する。 一次避難後 て、安全に避難場所へ 火災、土砂災 避難する。 ○さらに安全な避難場所(第二次避難場所)及び避難経路を決 害などのおそ ◆負傷者がいる場合は 定し、避難場所への安全で的確な誘導をする。 れがある場合 ○二次避難後、生徒等、人的被害(安否)の確認をする。 助け合う。 学校防災本部設置 ◆学校が近い場合は、 避難完了 ⇒役割分担に従い、速やかに行動を開始する。 学校へ行き、教職員の 指示に従う。 ◆自宅が近い場合は、 ○人的被害(安否)の確認ができていない生徒及び施設・設備等の被害状況の的確な確認、 自宅へ行き、保護者と 通学区域における通学路、交通機関の運行状況の確認及び情報収集 ともに行動し、学校に ○電源・通信手段の確保⇒自家発電機、(携帯)電話、メール、衛星携帯電話、公衆電話、 連絡をする。(保護者 災害用伝言板サービス、無線等 が自宅に不在の場合 ○家族への連絡(避難の状況、提供可能な学校に関する情報)⇒保護者への生徒引渡しは、 は、学校または避難所 二次災害のおそれがある場合、引渡しは行わない。引き渡す場合は、引渡しカードで確 へ行く) 認。引き渡す生徒は、当該保護者の子どもに限る。連絡が取れない場合は、そのまま待機 させる。(避難場所での待機が長引く場合→連絡、物資調達、情報収集、防寒対策、トイ ◆帰宅する場合は、保 レ確保等の分担) 護者とともに帰宅す ○所管する教育委員会への連絡・報告 ○関係機関との連携(市町村、警察、消防、医療機関、災害対策本部地方支部) ◆保護者と連絡が取れ

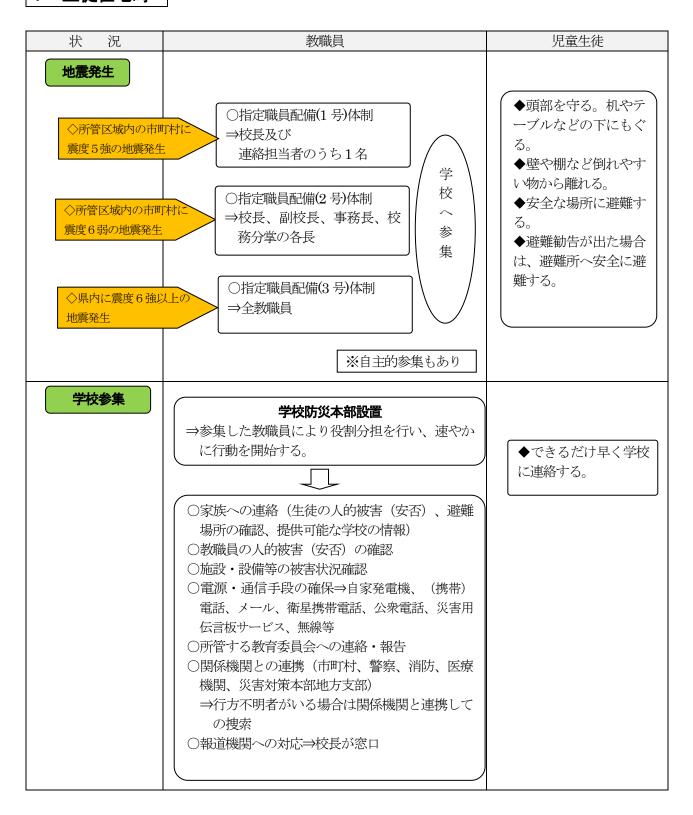
ない場合は学校または

避難場所で待機する。

⇒行方不明者がいる場合は、関係機関と連携しての捜索

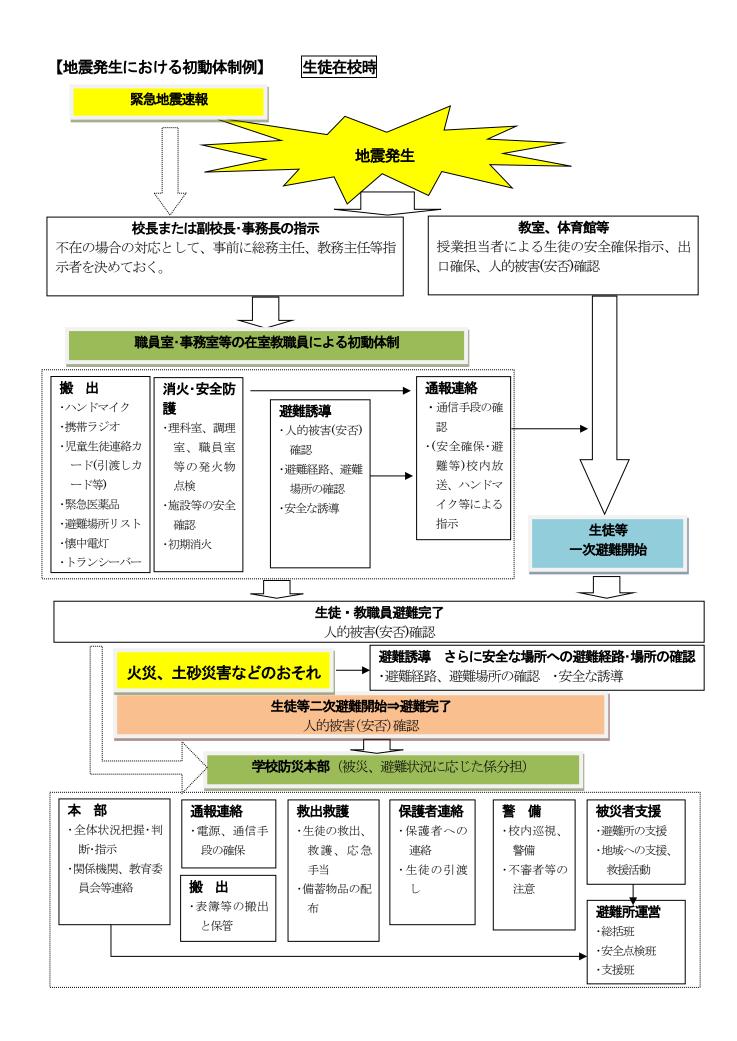
○報道機関への対応⇒校長が窓口

# 4 生徒在宅時



## 5 保護者や地域の方々等の来校時

状 教職員 児童生徒・来校者 行事等の開始時 生徒及び来校者に対して、地震発生における対応について、事前にアナウンスを行う。(儀式等 においては、携帯電話所持者を配置する) 生徒及び来校者に対して、的確な指示(アナウンス等)を行 ◆教職員の指示に従って、身体 緊急地震速報 • うとともに、出口を確保する。 を保護する行動をする。 地震発生 ○直ちに「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所を判断し、そこに身を 寄せることを指示 ◇校内 ○体育館に椅子など障害物がない場合→窓や壁際から速やかに離れて中央部に集合し、身を低く するよう特に大きな声で明確に指示(ただし、状況によっては中央部に集合しない方が安全な 場合もあることに留意) ◇体育館 ○体育館に椅子など障害物がある場合(儀式等)⇒生徒は、そのままの場所での待機を指示。 (落下物の危険がある場合は、椅子等で頭部を保護する。) 来校者は、頭部を保護しながら、 速やかに窓や壁際から離れ、椅子等の間に移動するよう指示。 ○建物や体育施設・器具付近から速やかに離れて中央部に集合するよう特に大きな声(マイク ◇校庭 等) で明確に指示 ○その場で生徒、来校者の人的被害を把握する。⇒負傷者がいる場合は、迅速 地震 第一次避難場所:(サッカー場) のゆ ○施設・設備・通信手段の確認をするとともに、発火物の適切な処置と確認を れ 第二次避難場所:(野球場) ○周辺施設の被害や避難場所を確認し、避難場所へ安全に的確な誘導をする。 ○避難後、生徒、来校者の人的被害(安否)確認をする。 ◆教職員の指示に従って、安 全に避難場所へ避難する。 ○さらに安全な避難場所(第二次避難場所)及び避難経路を決 一次避難後 ◆負傷者がいる場合は助け合 定し、避難場所への安全で的確な誘導をする。 火災、土砂災害などの ○二次避難後、生徒等、人的被害(安否)の確認をする。 おそれがある場合 学校防災本部設置 避難完了 ⇒役割分担に従い、速やかに行動を開始する。 ◆帰宅する場合は、 ○人的被害(安否)の確認ができていない生徒及び施設・設備等の被害状況等の確認、通学区域に おける通学路、交通機関の運行状況の確認及び情報収集 保護者とともに帰宅 ○情報収集及び現状把握を行い、学校行事等の実施可否の決定 する。 ○電源・通信手段の確保⇒自家発電機、(携帯)電話、メール、衛星携帯電話、公衆電話、災害用 ◆保護者と連絡が取 伝言板サービス、無線等 れない場合は学校ま ○家族への連絡(避難の状況、提供可能な学校に関する情報)⇒保護者への生徒の引渡しは、二次 たは避難場所で待機 災害のおそれがある場合、引渡しは行わない。引き渡す場合は、引渡しカードで確認。引き渡す する。 生徒は当該保護者の子どもに限る。連絡が取れない場合は、そのまま待機させる。(避難場所で の待機が長引く場合⇒連絡、物資調達、情報収集、防寒対策、トイレ確保等の分担) ○所管する教育委員会への連絡・報告 ○関係機関との連携(市町村、警察、消防、医療機関、災害対策本部地方支部) ⇒行方不明者がいる場合は、関係機関と連携して消息の確認 ○報道機関への対応⇒校長が窓口



2 北海道・三陸沖後発地震注意情報発信

三陸沖を震源とする地震が発生し、モーメントマグニチュード(Mw) 7.0 以上であったことから、北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信された。

#### ●危機発生時の対応

- ① 先発地震に係る対応と並行して次に掲げる防災対応をとり、平時よりも巨大地震の発生に注意し、 地震への備えを徹底する。
  - ・ 後発地震が発生した際の初動体制の再確認
  - 児童生徒、施設利用者、教職員等の避難誘導手順、避難場所、避難経路等の再確認
  - 水や食料等の備蓄品の再確認
  - 機械・設備等の転倒防止対策、点検
- ② 先発地震により被害が生じている場合は、その被災状況を踏まえた再確認を行う。
- ③ 学校の臨時休校や社会教育施設の臨時休館の措置については、先発地震による被災状況、県全体の対応方針等を踏まえて総合的に判断する。
- ④ 後発地震が発生した場合の対応は「1 地震」の対応に準じる。

#### ◆北海道・三陸沖後発地震注意情報とは

日本海溝・千島海溝沿いでは、モーメントマグニチュード (Mw) 7クラスの地震が発生した後にさらに 大きなMw 8クラス以上の大規模な地震が発生した事例が過去に確認されており、今後も同様の事象が発生 する可能性がある。 (先に発生した地震を先発地震、これ以降に引き続いて発生する地震を後発地震と呼 ぶ。)

前例①: 1963年 択捉島南東沖地震  $Mw7.0 \rightarrow Mw8.5$  約18時間後前例②: 2011年 東北地方太平洋沖地震  $Mw7.3 \rightarrow Mw9.0$  約2日後

巨大地震が発生した際の甚大な被害を少しでも軽減するため、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の想定震源域とその周辺でMw 7 以上の地震が発生した場合、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」を発信し、大地震の発生可能性が平時よりも相対的に高まっているとして、後発地震への注意を促すこととし、令和4年12月から運用されている。

#### 《発信の流れ》

想定震源域周辺 → 津波警報・注意報、避難情報 → **後発地震注意情報** (Mw 7 以上の場合)で地震発生 【すぐに発表】 【Mw決定次第発表(約 2 時間後)】

#### 《対象エリア》

岩手県内の対象エリアは次の23市町村とされているが、対象外のエリアでも強い揺れや高い津波が生じる可能性があるため、情報が発信された場合は**所在市町村が対象であるか否かに関わらず防災対応をとる**こと。

宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、住田町、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、 普代村、野田村、洋野町、盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、奥州市、紫波町、矢巾町、金ケ崎町、平泉町

#### 《留意事項》

- 情報発信時は社会経済活動を継続したうえで必要な防災対応を実施することとされており、国や自治体からの事前避難の呼びかけは行われない。
- 防災対応を呼びかける期間は1週間程度であること。

#### 3 火山噴火

岩手山西側山麓より、相当の規模で噴火が始まった。 周辺市町村への溶岩の流出が予想され、避難勧告が発令された。

#### ●危機発生時の対応

#### ア 生徒在校時

- ① 状況把握及び避難
  - ・ 火山活動の情報を収集する。 (例:テレビ、ラジオ、ワンセグ、インターネット、市町村の防災 無線等)
  - 周辺の被害状況及び避難場所の確認をする。
  - 避難場所への安全で的確な誘導をする。
  - 生徒等の人的被害(安否)の確認をする。
- ② 防災体制の確立及び救急(応急)措置
  - 学校防災本部等を設置し、防災体制を速やかに整える。
  - 救護班の編成と迅速な救護活動を開始する。
  - ・ 電源の確保を図る。 (例:停電の場合は自家発電機)
  - ・ 通信手段の確保を図る。 (例: (携帯) 電話及び (一斉) メール、衛星携帯電話、公衆電話、災害用伝言板サービス、無線等)
  - 安全が確認されるまでは生徒を避難場所に待機させる。
  - ・ 施設の被害状況や危険個所を確認する。(写真に撮影・記録する。)
  - 状況により二次避難の準備をする。
  - ・ 避難勧告が解除された場合、通学区域における通学路、交通機関の運行状況等の確認及び的確な 情報収集を行う。
- ③ 家族及び教育委員会への連絡・報告
  - ・ 安全に避難した後、生徒の家族に対して、速やかにその旨を連絡する。その際、その時点において提供が可能な学校に関する情報について伝える。
  - ・ 生徒の保護者への引渡しについて、避難勧告が解除されるまでは、引渡しは行わない。引き渡す場合は、引渡しカード等を活用し、確実に確認する。なお、引き渡す生徒は、当該保護者の子どもに限るものとし、家族と連絡が取れない場合は、避難場所で待機させる。
  - 所管する教育委員会に速やかにその対応について報告する。
- ④ 情報の収集及び関係機関との連携
  - 人的被害(安否)の確認ができていない生徒の的確な情報収集と確認を行う。
  - ・ 市町村、警察(110番)、消防(119番)、医療機関との連絡体制の確保を図る。
  - ・ 生徒及びその家族と連絡が取れない場合の人的被害(安否)の確認は、市町村と連携し、避難所等の情報収集や移動手段の確保を行い、家庭や避難所等を訪問し、直接、本人確認をする。
  - 行方不明者がいる場合は、関係機関と連携して消息の確認を行う。
- ⑤ 情報の一元化(報道機関への対応) 関係機関や報道関係者等外部へ情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化して混乱を避ける。

### イ 生徒在宅時

- 参集体制
  - ・ 避難勧告の発令を受け、事前に定められている職員配備により、所属校に参集する。(学校所在 地の状況による。)所属校に参集できないやむを得ない事情があるときは、県立学校教職員においては、出勤可能な県立学校に参集し、当該学校の校長の指示に従う。(「学校防災・災害対応指針」 P3を参照)
- ② 防災体制の確立
  - 学校防災本部等の設置し、防災体制を速やかに整える。
- ③ 火山活動情報の収集

速やかに的確な情報を収集する。 (例:ラジオ、ワンセグ、インターネット、市町村の防災無線等)

- ④ 救急(応急)措置及び状況把握
  - ・ 施設・設備・通信手段の被害状況の確認をするとともに、発火物の適切な処置と確認をする。
  - ・ 電源の確保を図る。 (例:停電の場合は自家発電機)
  - ・ 通信手段の確保を図る。(通信手段例: (携帯) 電話、(一斉) メール、衛星携帯電話、公衆電話、災害用伝言板サービス、無線等)
  - ・ 家庭と連絡を取り、生徒の人的被害(安否)の確認をする。その際、その時点において提供が可能な学校に関する情報について伝える。
  - ・ 施設周辺の被害状況の確認をする。 (写真に撮影・記録する。)
- ⑤ 教育委員会への連絡・報告 岩手県教育委員会に速やかにその対応について報告する。
- ⑥ 情報の収集及び関係機関との連携
  - 人的被害(安否)の確認ができていない生徒の的確な情報収集と確認を行う。
  - 市町村、警察(110番)、消防(119番)、医療機関との連絡体制の確保を図る。
  - ・ 生徒及びその家族と連絡が取れない場合の人的被害(安否)の確認は、市町村と連携し、避難所等の情報収集や移動手段の確保を行い、家庭や避難所等を訪問し、直接、本人確認をする。
  - ・ 行方不明者がいる場合は、関係機関と連携して消息の確認を行う。
- ⑦ 情報の一元化(報道機関への対応) 関係機関や報道関係者等外部への情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化して混乱を避ける。

#### ●危機終息後の対応

#### ア 応急的な対応

- ① 学校再開に向けた方針決定
  - ・ 被災後の臨時休業、応急教育の必要性及びその計画の策定、その他業務再開に向けた復旧作業 等の方針を決定する。なお、本校舎での授業再開が難しい場合は、仮校舎等の教育環境の確保に ついて所管する教育委員会と調整する。
  - ・ 学校再開に向けて、保護者等へ情報を提供するとともに、学校の状況によっては説明会等を実施する。(学校の情報発信の手立てとして、地区及び避難所の掲示板、学校が開設する緊急時連絡サイト、一斉メール送信、災害用伝言板サービス、報道機関等の活用など)
- ② 心のサポート・ケア
  - ・ 生徒等に係る心身の健康状態の把握に努める。 (例:生徒の個別面談、家庭訪問、避難所訪問などの実施)
  - ・ 心のサポート・ケア体制づくりを図る。必要に応じて、所管する教育委員会及びその他関係機 関等に応援を要請する。(例:スクールカウンセラーの緊急派遣要請等)
- ③ 避難所となった場合
  - 避難者がいることを、市町村に連絡し、職員の派遣を依頼する。
  - 避難所として運営を開始することの要否を含め、基本的事項について市町村と調整し、定める。
  - ・ 避難者収容、医療対応、避難所運営管理、調理、駐車などのスペースを確保することとし、必要に応じて、体育館、柔剣道場、多目的ホール、保健室、会議室、調理室、給食室、校庭等を開

放する。(教室はやむを得ない場合に限り開放する。)

- 市町村との連携を図りながら、照明、食料・水、毛布、暖房器具、トイレ等を確保する。
- ・ 避難所運営にあたる市町村職員の対応に協力する。なお、状況によっては、教職員が中心となって当面の運営にあたる場合も想定する。(対応例: 救命・救急措置、避難者名簿の作成、避難所の巡回、救援物資の管理、避難者への連絡等)

#### イ 短期的な対応

- ① 復旧及び支援・援助
  - ・ 施設・設備の早期の復旧を図る。必要に応じて、所管する教育委員会及びその他関係機関等に 対応を要請する。
  - ・ 学用品の給与、授業料の減免、修学資金及び転校等について、所管する教育委員会と調整しながら、諸手続を行う。
  - 昼食等の食事及び通学路や通学手段の確保等が必要な場合は、所管する教育委員会と調整する。
  - ・ 教育活動に必要な物品等、学校において準備できない場合には、所管する教育委員会に要請する。
- ② 心のサポート・ケア心のサポート・ケアの推進を図る。
- ③ 避難所としての対応
  - ・ 避難者による自治組織に避難所運営を任せる。また、その運営にあたっては、随時、学校、市 町村及び自治組織代表者と調整しながら進める。
  - 必要に応じて、所管する教育委員会及びその他関係機関等に応援を要請する。
  - 避難所の解消時期等については、被災状況を踏まえながら、市町村と調整する。

#### ウ 中長期的な対応

- ① 原因の究明
  - ・ 生徒等が被災した場合、その原因を検証する。
  - 防災体制の課題の確認を行う。
- ② 心のサポート・ケア心のサポート・ケアの充実を図る。
- ③ 再発防止(危機の予防対策)
  - 必要に応じ、防災体制の見直しを行い、それに対応した避難訓練を実施する。
  - 防災教育を実施し、防災意識の醸成を図る。
  - 学校において保護しなければならない児童生徒に対応できる体制等を整備しておく。
  - 保護者への災害時における連絡体制及び連絡方法を周知・徹底を図る。

#### 危機終息後の対応について、「学校防災・災害対応指針」(平成24年3月策定)を参照。

#### ●危機の予防対策(生徒の安全確保及び安否確認のための準備)

- ・ 関係機関と連携を緊密にし、随時、より正確な火山に関する情報を把握する。
- ・ 危機発生時の対応について、避難場所及び生徒の引渡し方法など生徒、保護者に周知するとともに、地域 との連携を図る。
- ・ 生徒の在宅時における避難場所を確認する。(例えば、連絡カードや生徒個票などに避難場所を記入する 欄を設ける。)
- ・ 家庭の連絡先は、可能な限り把握する。 (例えば、携帯電話番号、メールアドレス、職場の電話番号等) ただし、個人情報の管理に十分注意する。
- ・ 引渡しカード等を準備する。(引渡しを確実に確認し、記録として残す。なお、引き渡す生徒は、当該保護者の子どもに限る。)
- ・ 災害における学校と家庭の連絡は、災害用伝言板サービスや一斉メール等が有効な場合があり、連絡体制

を周知する。

- ・ ハンドマイク、携帯ラジオ、連絡カード(生徒個票、引渡しカード)、救急医薬品、避難場所(避難所) リスト、懐中電灯、トランシーバー等は緊急時に持ち出せるよう準備する。
- ・ 災害の状況に応じた避難経路及び避難場所などのシミュレーションを行い、様々な状況に応じた避難訓練等を保護者及び地域との連携を図りながら実施する。 (校外での活動時、避難所対応なども想定) なお、生徒及び教職員が学校の敷地外に避難する場合を想定し、表簿等重要な書類やデータ、及び金銭など管理の徹底を図る。

#### ●関係法令等

- ① 災害対策基本法
- ② 活動火山対策特別措置法
- ③ 岩手県地域防災計画
- ④ 岩手県災害対策本部規程
- ⑤ 岩手県災害対策本部地方支部運営要領
- ⑥ 岩手県災害対策本部教育部運営要領
- ⑦ 「学校防災・災害対応指針」

詳細なマニュアルは、「岩手山火山被害対策マニュアル」(平成10年11月策定)を参照。

#### 4 風水害

大型台風の接近により風が強まるとともに豪雨となり、学校周辺の道路上に水が溢れ始めた。さらに強風や冠水、倒木などにより周辺の公共交通機関が混乱した。

#### ●危機発生時の対応

#### ア 始業後に発生した場合

- ① 状況把握
  - ・ 校内にいる児童生徒を確認する。
  - ・ テレビ、ラジオ及びインターネット等により、気象情報や河川情報、交通情報、避難勧告の発 令等を確認する。
- ② 防災体制の確立及び救急(応急)措置
  - ・ 学校防災本部等を設置し、防災体制を速やかに整える。
  - ・ 周辺の被害の状況及び危険箇所の確認をする。 (浸水のおそれがある場合は、必要に応じ、土の う、止水版などをあらかじめ設置することや、飛来物によりガラスが破損しないよう防護することな ど応急措置を講ずる。写真に撮影・記録する。)
  - 気象情報や河川情報、交通情報等によっては、時間を繰り上げての下校などの措置を講じると ともに、生徒の家族にその旨を連絡する。
  - ・ 避難が必要な場合は、避難場所及び避難経路を確認し、避難場所への安全で的確な誘導をする。
  - 避難後、児童生徒等の人的被害(安否)の確認をする。
  - 通信手段の確保を図る。(例: (携帯) 電話及び (一斉) メール、衛星携帯電話、公衆電話、 災害用伝言板サービス、無線等)
  - ・ 通学区域における通学路、交通機関の運行状況等の確認及び的確な情報収集を行う。
- ③ 家族及び教育委員会への連絡・報告
  - ・ 安全を確認(安全に避難した)後、生徒の家族に対して、速やかにその旨を連絡する。その際、 その時点において提供が可能な学校に関する情報について伝える。
  - ・ 生徒の保護者への引渡しについて、二次災害のおそれがある場合は、引渡しは行わない。引き 渡す場合は、引渡しカード等を活用し、確実に確認する。なお、引き渡す生徒は、当該保護者の 子どもに限るものとし、家族と連絡が取れない場合は、避難場所で待機させる。
  - 帰宅が困難な生徒については学校に待機させ、その旨を保護者に連絡する。
  - 所管する教育委員会に速やかにその対応について報告する。
- ④ 情報の収集及び関係機関との連携
  - 人的被害(安否)の確認ができていない生徒の的確な情報収集と確認を行う。
  - ・ 市町村、警察(110番)、消防(119番)、医療機関との連絡体制の確保を図る。
  - ・ 生徒及びその家族と連絡が取れない場合の人的被害(安否)の確認は、市町村と連携し、避難 所等の情報収集や移動手段の確保を行い、家庭や避難所等を訪問し、直接、本人確認をする。
  - 行方不明者がいる場合は、関係機関と連携して消息の確認を行う。
- ⑤ 情報の一元化(報道機関への対応)

関係機関や報道関係者等外部への情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化して混乱を避ける。

#### ◆激しい降雨により、土砂災害の危険がある学校の場合

- ・ 情報の収集を行い、気象情報や土砂災害警戒情報、避難指示の発令等を確認する。
- ・ 斜面等の危険な前ぶれ(前兆現象)を観察する。
- ・ 土砂災害の可能性がない避難場所を確認し、天候や道路等の状況に注意しながら、より安全な方法で避難する。
- 避難時は、強風などによる断線した電線や増水した河川等に注意する。
- ・ 避難の前後には生徒の人的被害(安否)の確認をする。

#### イ 始業前に発生した場合

- ① 状況把握及び救急(応急)措置
  - ・ テレビやラジオ及びインターネット等により、気象情報や河川情報、交通情報、避難勧告の発 令等を確認する。
  - ・ 通信手段の確保を図る。 (例: (携帯) 電話及び (一斉) メール、衛星携帯電話、公衆電話、 災害用伝言板サービス、無線等)
  - ・ 休校、自宅待機等を児童生徒や保護者等に連絡をする。
- ② 防災体制の確立及び救急(応急)措置
  - 学校防災本部等を設置し、防災体制を速やかに整える。
  - 既に登校している生徒がいる場合は、その状況を確認する。
  - ・ 周辺の被害の状況及び危険箇所の確認をする。 (浸水のおそれがある場合は、必要に応じ、土の う、止水版などをあらかじめ設置することや、飛来物によりガラスが破損しないよう防護することな ど応急措置を講ずる。写真に撮影・記録する。)
  - ・ 避難が必要な場合は、避難場所及び避難経路を確認し、避難場所への安全で的確な誘導をする。
  - 避難後、児童生徒等の人的被害(安否)の確認をする。
  - ・ 危険個所への立入禁止措置をとる。
  - 通学区域における通学路、交通機関の運行状況等の確認及び的確な情報収集を行う。
- ③ 家族及び教育委員会への連絡・報告
  - ・ 登校途中及び自宅待機中の生徒の人的被害(安否)の確認をする。
  - ・ 安全を確認 (安全に避難した)後、生徒等の家族に対して、速やかにその旨を連絡する。その際、その時点において提供が可能な学校に関する情報について伝える。
  - ・ 生徒の保護者への引渡しについて、二次災害のおそれがある場合は、引渡しは行わない。引き渡す場合は、引渡しカード等を活用し、確実に確認する。なお、引き渡す生徒は、当該保護者の子どもに限るものとし、家族と連絡が取れない場合は、避難場所で待機させる。
  - 所管する教育委員会に速やかにその対応について報告する。
- ④ 情報の収集及び関係機関との連携
  - 人的被害(安否)の確認ができていない児童生徒の的確な情報収集と確認を行う。
  - ・ 市町村、警察(110番)、消防(119番)、医療機関との連絡体制の確保を図る。
  - ・ 生徒及びその家族と連絡が取れない場合の人的被害(安否)の確認は、市町村と連携し、避難 所等の情報収集や移動手段の確保を行い、家庭や避難所等を訪問し、直接、本人確認をする。
  - ・ 行方不明者がいる場合は、関係機関と連携して消息の確認を行う。
- ⑤ 情報の一元化(報道機関への対応) 関係機関や報道関係者等外部への情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化して混乱を避ける。

#### ウ 休日・夜間に発生した場合

- ① 参集体制及び状況把握
  - ・ 警報等の発令状況により、事前に定められている職員配備により所属校に参集する。所属校に 参集できないやむを得ない事情があるときは、県立学校教職員においては、出勤可能な県立学校 に参集し、当該学校の校長の指示に従う。(「学校防災・災害対応指針」P3を参照)
  - ・ テレビやラジオ及びインターネット等により、気象情報や河川情報、交通情報、避難勧告の発 令等を確認する。
- ② 防災体制の確立及び救急(応急)措置
  - ・ 学校防災本部等を設置し、防災体制を速やかに整える。
  - ・ 部活動等のため、登校している生徒がいる場合は、その状況を確認するとともに、学校以外の 場所で部活動等を行っている生徒の状況を確認する。
  - ・ 通信手段の確保を図る。 (例: (携帯) 電話及び (一斉) メール、衛星携帯電話、公衆電話、 災害用伝言板サービス、無線等)

- ・ 周辺の被害の状況及び危険箇所の確認をする。 (浸水のおそれがある場合は、必要に応じ、土の う、止水版などをあらかじめ設置することや、飛来物によりガラスが破損しないよう防護することな ど応急措置を講ずる。写真に撮影・記録する。)
- ・ 避難が必要な場合は、避難場所及び避難経路を確認し、避難場所への安全で的確な誘導をする。
- 避難後、生徒等の人的被害(安否)の確認をする。
- ・ 危険個所への立入禁止措置をとる。
- 通学区域における通学路、交通機関の運行状況等の確認及び的確な情報収集を行う。
- ③ 家族及び教育委員会への連絡・報告
  - ・ 安全を確認(安全に避難した)後、学校で部活動等を行っていた生徒の家族に対して、速やか にその旨を連絡する。その際、その時点において提供が可能な学校に関する情報について伝える。
  - ・ 生徒の保護者への引渡しについて、二次災害のおそれがある場合は、引渡しは行わない。引き渡す場合は、引渡しカード等を活用し、確実に確認する。なお、引き渡す生徒は、当該保護者の子どもに限るものとし、家族と連絡が取れない場合は、避難場所で待機させる。
  - ・ 学校外で部活動等を行っていた生徒の家族に対して、安全に避難したことを確認後、速やかに 連絡する。生徒の保護者への引渡しについて、二次災害のおそれがある場合は、引渡しは行わな い。
  - 所管する教育委員会に速やかにその対応について報告する。
- ④ 情報の収集及び関係機関との連携
  - 人的被害(安否)の確認ができていない生徒の的確な情報収集と確認を行う。
  - ・ 市町村、警察(110番)、消防(119番)、医療機関との連絡体制の確保を図る。
  - ・ 生徒及びその家族と連絡が取れない場合の人的被害(安否)の確認は、市町村と連携し、避難 所等の情報収集や移動手段の確保を行い、家庭や避難所等を訪問し、直接、本人確認をする。
  - 行方不明者がいる場合は、関係機関と連携して消息の確認を行う。
- ⑤ 情報の一元化(報道機関への対応)

関係機関や報道関係者等外部への情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化して混乱を避ける。

#### ●危機終息後の対応

#### ア 応急的な対応

- ① 学校再開に向けた方針決定
  - ・ 被災後の臨時休業、応急教育の必要性及びその計画の策定、その他業務再開に向けた復旧作業 等の方針を決定する。なお、本校舎での授業再開が難しい場合は、仮校舎等の教育環境の確保に ついて所管する教育委員会と調整する。
  - ・ 学校再開に向けて、保護者等へ情報を提供するとともに、学校の状況によっては説明会等を実施する。(学校の情報発信の手立てとして、地区及び避難所の掲示板、学校が開設する緊急時連絡サイト、一斉メール送信、災害用伝言板サービス、報道機関等の活用など)
- ② 心のサポート・ケア
  - ・ 生徒等に係る心身の健康状態の把握に努める。 (例:生徒の個別面談、家庭訪問、避難所訪問などの実施)
  - ・ 心のサポート・ケア体制づくりを図る。必要に応じて、所管する教育委員会及びその他関係機 関等に応援を要請する。(例:スクールカウンセラーの緊急派遣要請等)
- ③ 避難所となった場合
  - 避難者がいることを、市町村に連絡し、職員の派遣を依頼する。
  - 避難所として運営を開始することの要否を含め、基本的事項について市町村と調整し、定める。
  - ・ 避難者収容、医療対応、避難所運営管理、調理、駐車などのスペースを確保することとし、必要に応じ、体育館、柔剣道場、多目的ホール、保健室、会議室、調理室、給食室、校庭等を開放する。(教室はやむを得ない場合に限り開放する。)
  - ・ 市町村との連携を図りながら、照明、食料・水、毛布、暖房器具、トイレ等を確保する。
  - ・ 避難所運営にあたる市町村職員の対応に協力する。なお、状況によっては、教職員が中心となって当面の運営にあたる場合も想定する。(対応例: 救命・救急措置、避難者名簿の作成、避難所の巡回、救援物資の管理、避難者への連絡等)

#### イ 短期的な対応

- ① 復旧及び支援・援助
  - ・ 施設・設備の早期の復旧を図る。必要に応じて、所管する教育委員会及びその他関係機関等に 対応を要請する。
  - ・ 学用品の給与、授業料の減免、修学資金及び転校等について、所管する教育委員会と調整しな がら、諸手続を行う。
  - ・ 昼食等の食事及び通学路や通学手段の確保等が必要な場合は、所管する教育委員会と調整する。
  - ・ 教育活動に必要な物品等、学校において準備できない場合には、所管する教育委員会に要請する。
- ② 心のサポート・ケア
  - 心のサポート・ケアの推進を図る。
- ③ 避難所としての対応
  - ・ 避難者による自治組織に避難所運営を任せる。また、その運営にあたっては、随時、学校、市 町村及び自治組織代表者と調整しながら進める。
  - 必要に応じて、所管する教育委員会及びその他関係機関等に応援を要請する。
  - 避難所の解消時期等については、被災状況を踏まえながら、市町村と調整する。

#### ウ 中長期的な対応

- ① 原因の究明
  - 生徒等が被災した場合、その原因を検証する。
  - 防災体制の課題の確認を行う。
- ② 心のサポート・ケア

心のサポート・ケアの充実を図る。

- ③ 再発防止(危機の予防対策)
  - ・ 必要に応じ、防災体制の見直しを行い、それに対応した避難訓練を実施する。
  - 防災教育を実施し、防災意識の醸成を図る。
  - 学校において保護しなければならない生徒に対応できる体制等を整備しておく。
  - 保護者への災害時における連絡体制及び連絡方法を周知・徹底を図る。

#### 危機終息後の対応について、「学校防災・災害対応指針」(平成24年3月策定)を参照。

#### ●危機の予防対策(生徒の安全確保及び安否確認のための準備)

- 関係機関と連携を緊密にし、随時、より正確な気象情報、洪水予報などの災害情報を把握する。
- ・ 危機発生時の対応について、避難場所及び児童生徒の引き渡しなど生徒、保護者及び地域に周知する。
- ・ 生徒の在宅時、登下校時等における避難場所を確認する。 (例えば、連絡カードや生徒個票などに避難場所を記入する欄を設ける。)
- ・ 家庭の連絡先は、可能な限り把握する。 (例えば、携帯電話番号、メールアドレス、職場の電話番号等) ただし、個人情報の管理に十分注意する。
- ・ ハンドマイク、携帯ラジオ、連絡カード(生徒個票、引渡しカード)、救急医薬品、避難場所(避難所) リスト、トランシーバー等は緊急時に持ち出せるよう準備する。
- ・ 災害の状況に応じた避難経路及び避難場所などのシミュレーションを行い、様々な状況に応じた避難訓練等を保護者及び地域との連携を図りながら実施する。(通学バス乗車時、校外での活動時、避難所対応なども想定)
- ・ 引渡しカード等を準備する。(引渡しを確実に確認し、記録として残す。なお、引き渡す生徒は、当該保護者の子どもに限る。)
- ・ 災害における学校と家庭の連絡は、災害用伝言板サービスや一斉メール等が有効な場合があり、連絡体制 を周知する。
- ・ 避難する際に、多くの教職員等の対応が必要な寄宿舎については、教職員の連絡体制を整備する。 なお、生徒及び教職員が学校の敷地外に避難する場合を想定し、表簿等重要な書類やデータ、及び金銭など 管理の徹底を図る。

#### ●関係法令等

- ① 災害対策基本法
- ② 活動火山対策特別措置法
- ③ 岩手県地域防災計画
- ④ 岩手県災害対策本部規程
- ⑤ 岩手県災害対策本部地方支部運営要領
- ⑥ 岩手県災害対策本部教育部運営要領
- ⑦ 「学校防災・災害対応指針」

5 猛獣(山林でクマを発見)

課外授業で学校近くの山林に自然観察に行ったとき、クマに関し、次のケースに遭遇した。

(ケース1) クマの足跡やフンを発見した。

(ケース2) 遠くにクマを発見した。

(ケース3) 突然、クマに出遭った。

(ケース4) クマに襲われ、けがをした。

#### ●危機発生時の対応

① 状況把握·応急措置

担当教員は、生徒の安全確保を最優先に、生徒の精神的な動揺を静めながら、連携して対応する。

#### (ケース1 クマの足跡やフンを発見した場合)出遭わない工夫をする

- ・ クマに出遭わないように、鈴、笛、ラジオ等など音のするものを身につけ、クマに自分の存在を 知らせる。 (クマは、聴覚が優れている。)
- ・ クマの活動が活発な朝夕や霧がでているときの行動は避ける。 (人の存在がわかりにくい。)
- 時々あたりに注意を払い、クマの足跡、フンなどを発見した場合は、すぐに引き返す。

#### (ケース2 遠くにクマを発見した場合)接近しない

- 遠くにクマを発見した場合は、あわてず、そっと立ち去る。
- 大声で叫んだり、石や棒切れを投げつけてクマを興奮させないようにする。

#### (ケース3 クマに出遭った場合)刺激しない

- ・ 子グマを見つけた場合は、親グマが近くにいるので、そっと立ち去る。 (子グマを守ろうとして 襲ってくる場合がある。)
- ・ クマから目を離さないようにして、できるだけゆっくりと後ずさりしながらクマから離れる。クマとの間に立木等の障害物をいれることができる位置に移動することで突進を防ぐことができる場合もある。
- 走って逃げない。背中を見せて逃げるとクマは本能的に襲ってくるので、厳禁である。

#### (ケース4 クマに襲われた場合)

- 襲われて負傷した場合は、現場で可能な限り応急措置を施す。
- 下山できる場合は、下山する。
- ・ 携帯電話が使用できる場合は、携帯電話により救助を要請するとともに(119番)、学校に連絡し、 応援等を求める。
- 負傷者が下山できず、携帯電話が使用できない場合は、教員が連携して、負傷者を保護する者と、 生徒とともに下山し救助を求める者に分かれ対応する。
- ② 学校における対応
  - ・ 担当教員は、携帯電話等により、校長に状況を報告する。
  - 校長は、状況に応じて、応援職員の派遣等を行う。
  - ・ 校長は、状況に応じて、職員会議の開催を行い、生徒の登下校時の安全確保について、再確認を行い、 生徒に対して、集団での登下校時の実施などを指導する。
- ③ 関係機関との連携

紫波町環境課ークマ発見の状況等について報告する。

生活環境係

- ※ 報告を受けた町は、状況に応じて、クマの駆除の許可申請を広域振興 局保健福祉環境部又は保健福祉環境センターに行い、許可を得た上で (人身被害のおそれがある等緊急の場合は市町村が対応)、追い払い又は 駆除を行うものである。
- 警察(110番) 校長は、警察に110番通報を行い、速やかに出動を要請する。
- 消防(119番) 負傷者が発生した場合は、消防署に119番通報を行うとともに、救急 車が到着するまでの間に意識や呼吸の有無、傷害の状況を確認し、必要な 応急手当を行う。救急車には、隊員の許可を得て、その指示に従って教職

員が同乗し状況説明を行う。

教 育 委 員 会 ー 校長は、岩手県教育委員会にクマ発見の状況等について報告する。

保 護 者 - 保護者に対しては、状況に応じて担任等を通じ連絡をとり、登下校の際の付添い等、協力を得るよう努める。生徒が被害にあった場合には、直ちに情報を伝える。

地域関係団体 - 地域関係団体に対し、クマの出没について報告し、特に、生徒の登下校時の安全確保についての協力を得るよう努める。

近 隣 校 一 近隣校に状況を連絡し、注意を喚起する。

- ④ 情報の収集と一元化(報道機関への対応)
  - 事件の経緯や状況について、可能な限り情報を集め、正確な事実関係を把握し、記録する。
  - 関係機関や報道機関等外部へ情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化して混乱を避ける。

#### ●危機終息後の対応

① 原因の究明

事故調査の記録をもとに事故原因を究明し、その反省と改善について全教職員の共通理解を図る。

② 再発防止 教職員や生徒に対する事故防止策や安全点検等の見直しを行い、事故の再発防止に取り組む。

③ 心のケア 負傷した生徒及び周囲の生徒でショックを受けている場合は、精神科医やスクールカウンセラー等 の専門家に依頼するなど、連携を図りながら心のケアを行う。

④ 報告事後措置の状況を所管する教育委員会に報告する。

#### ●危機の予防対策

- ① 野外活動が必要な場合は、予め入山地域のクマの出没情報を警察・市町村役場・地元住民等から収集し、危険な場所には近づかないようにする。
- ② 朝夕、黎明薄暮時は、クマの行動が活発な時間帯であり、山中に入らない。
- ③ 学校周辺にクマが出没する地域では、生徒の登下校時の安全確保のため、生徒に、笛、鈴など音のするものを身に付けるなどの措置を講ずる。
- ④ また、クマに遭遇した場合の安全確保を図るため、状況に応じて、クマ撃退用のスプレーなどを用意する。
- ⑤ クマを人里周辺に引き寄せないためには、人家の周りに残飯を無造作に捨てない、廃棄果樹等を適切に処分するなどの取組みが必要であり、地域諸団体と協力して、地域ぐるみで予防措置を講じる。
- ⑥ キャンプ等でのゴミは必ず持ち帰るなど、クマを引き寄せないようにする。
- ⑦ 携帯電話が通話可能なエリアでは、不測の事態に備えて携行する。
- ⑧ 万一事故が発生した場合に備え、迅速な対応の仕方を心得ておく。連絡体制、役割分担を定め、全員が理解しておくとともに、掲示により対応が確実にできるようにする。

6 猛獣(学校周辺にクマが出没)

体育の授業時間中、3年次の生徒が、校庭にクマがいることを発見した。クマは、校舎に向かって ゆっくり歩いてきた。

#### ●危機発生時の対応

#### ア 生徒の安全確保

- ① 担当教員は、他の教職員の応援を求めながら、校舎内の危険のない場所に生徒を誘導する。
- ② 近くにいる教職員等の協力を得て、校長にクマの接近を報告する。報告に当たっては、大声を出しながら途中の教室に知らせ、特に1階の玄関や窓の施錠、2階等の安全な場所へ生徒を避難誘導させるなど、教職員の協力を得て速やかに行う。
- ③ 教職員自ら校長に情報伝達する場合は、教職員が連携し生徒だけとなる状況をつくらない。
- ④ 生徒と教職員の身を守るために、ほうき・モップ・椅子など、身近にある物を活用して、防御体制を確保する。
- ⑤ 万一の場合に備えて、養護教諭等を中心として、応急手当の準備体制を整える。
- ⑥ 危険の回避後は、他の教職員と連携して、生徒の精神的な動揺を静めるよう努める。

#### イ 校長への情報伝達

- ① 事件発生の状況を校長に速やかに連絡し、あらかじめ決められた指示命令系統に基づいて対応する。
- ② 情報の内容に応じて、全教職員に一斉に指示・情報が伝わるよう、放送設備の利用等による伝達を行う。

#### ウ 保護者への情報伝達

- ① 安全を確認(安全に避難した)後、生徒等の家族に対して、速やかにその旨を連絡する。その際、 その時点において提供が可能な学校に関する情報について伝える。
- ② 生徒の保護者への引渡しについて、二次災害のおそれがある場合は、引渡しは行わない。引き渡す場合は、引渡しカード等を活用し、確実に確認する。なお、引き渡す生徒は、当該保護者の子どもに限るものとし、家族と連絡が取れない場合は、避難場所で待機させる。
- ③ 帰宅が困難な生徒については学校に待機させ、その旨を保護者に連絡する。
- エ 教育委員会、関係機関との連携

校長又は校長の指示を受けた教職員が、紫波町役場、警察、消防署等の関係機関や岩手県教育委員会等に対して、直ちに通報を行う。

紫波町環境課ークマ発見の状況等について報告する。

生活環境係

※ 報告を受けた町は、状況に応じて、クマの駆除の許可申請を広域振興局保健福祉環境部又は保健福祉環境センターに行い、許可を得た上で(人身被害のおそれがある等緊急の場合は市町村が対応)、追い払い又は駆除を行うものである。

警察(110番) - 校長は、警察に110番通報を行い、速やかに出動を要請する。

消防(119番) - 負傷者が発生した場合は、消防署に119番通報を行うとともに、救急 車が到着するまでの間に意識や呼吸の有無、傷害の状況を確認し、必要な 応急手当を行う。救急車には、隊員の許可を得て、その指示に従って教職 員が同乗し状況説明を行う。

教育委員会 - 校長は、所管する教育委員会にクマ発見の状況等について報告する。

保 護 者 - 保護者に対して、状況に応じて、担任(不在の場合は学年主任など他の 職員)を通じて、連絡をとり、登下校の際の付添い等の協力を得るよう努め る。児童が被害にあった場合には、直ちに情報を伝える。

地域関係団体 - 地域関係団体に対し、クマの出没について報告し、特に、生徒の登下校

時の安全確保について協力を得るよう努める。

近 隣 校 一 近隣校に状況を連絡し、注意を喚起する。

#### オ 情報の収集と一元化(報道機関への対応)

- ① 生徒の動揺を鎮めながら事情を聞き、情報を集めるとともに、医師から診断、治療等を聞き、事故の経緯を正確に把握し、記録する。
- ② 関係機関や報道機関等外部に情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化し、混乱を避ける。

#### ●危機終息後の対応

① 原因の究明

教職員等から状況を確認して事故調査の記録を作成するとともに、事故発生の原因や問題点を明らかにし、それらの反省と改善について、全教職員の共通理解を得る。

② 支援•援助

校長等が、負傷した生徒を見舞い、保護者に事故発生の状況、独立行政法人日本スポーツ振興センターの手続き及び給付等について説明を行う。

③ 学校教育の再開

必要に応じて、所管する教育委員会による支援を受けながら、学校教育再開に向けた体制を整える。

④ 再発防止

事故の状況、その後の対応を検証して、事故防止対策や安全点検等を見直し、事故の再発防止に取り組む。

⑤ 心のサポート・ケア

負傷した生徒及び周囲の生徒でショックを受けている場合は、精神科医やスクールカウンセラー等の専門家に依頼するなど、連携を図りながら心のサポート・ケアを行う。

⑥ 報告

事後措置の状況を所管する教育委員会に報告する。

#### ●危機の予防対策

- ① 学校周辺にクマが出没する地域では、生徒の登下校時の安全を確保するため、生徒に、笛、鈴など音のするものを身に付けるなどの措置を講ずる。
- ② クマを人里周辺に引き寄せないためには、学校や人家の周りに残飯などを無造作に保管しない、捨てない、廃棄果樹等を適切に処分するなどの取組みが必要であり、地域諸団体と協力し地域全体で予防措置を講じる。
- ③ 万一事故が発生した場合に備え、迅速な対応の仕方を心得ておく。連絡体制、役割分担を定め、全員が理解しておくとともに、掲示により対応が確実にできるようにする。

# 第3項 その他事項

#### 第2章/第3項 その他事項

#### 1 窓口対応

事前に連絡をしないで窓口を訪れ、ある問題に対し学校長へ苦情を申し入れたいとの来客があった。

当日は、学校長が出張中であったため、担当者に案内する旨話したが、学校長以外の対応は不要で、日程を確保して欲しいと言われた。

#### ●危機発生時の対応

- ① 状況把握
  - 相手がどこの誰かを確認する。
  - 用件の内容を的確に把握する。
  - ・ 危険物の所持がないか確認する。
- ② 対応措置
  - 用件の内容を確認するため、相手に対して復唱する。
  - 問題の内容については、担当で検討していることを説明する。
  - 一人の職員ではなく複数の職員で対応する。
- ③ 関係機関との連携
  - 警察の要請が必要か検討する。
  - ・ 訪問者が組織として来校した場合は、関係機関との連携を図る。

#### ●危機終息後の対応

来校の目的を把握するとともに、来校目的が適法なものか検討する。

#### ●危機の予防対策

- ① 常に適正な事務処理を行うとともに、県民に対する説明責任を十分に果たすなど、苦情等がでない 運営に努める。
- ② 再度の来校に備え、対応を検討する。

2 空からの落下物

通信衛星が、何らかの原因で故障し岩手県内に落下する危険があるとの情報が入った。 衛星のコントロールが不可能であり、県内における落下場所の特定は不可能とのことである。

### ●危機発生時の対応

① 状況把握

落下場所の特定をするため、情報の収集に努める。

- ② 対応措置
  - ・ 避難場所の確認をする。
  - 落下物には、触れないように周知する。
  - 連絡体制の確認をする。
  - 関係機関等への連絡体制を確認する。
  - ・ 関係機関等への連絡に当たってはファックス、電子メールやインターネット等を活用し速やかに 情報伝達を行うとともに、文書で情報を伝達する。
- ③ 関係機関との連携
  - 関係部局、警察、消防との連携を図る。
  - 救急体制の整備を図る。
- ④ 情報の収集と一元化(報道機関への対応)
  - ・ 速やかな情報の伝達と、指揮系統の確認をする。
  - ・ 報道機関とも連携を図り、確実な情報の把握に努める。
- ⑤ 教育委員会等関係機関への連絡報告
  - 岩手県教育委員会との連携を図る。
    - ⑥ 被害状況の把握
  - ・ 生徒等の被害がないか確認する。
  - ・ 施設・設備等財産上の被害がないか確認する。

### ●危機終息後の対応

- ① 関係部局等から、原因、被害状況等の情報を収集する。
- ② 生徒等の避難が適切になされたか把握する。
- ③ 復旧及び支援・援助 早期に授業や事業ができるよう、対応策を検討し実行する。
- ③ 心のケア 生徒等の被害については、医師等関係機関との連携を図り、心のケアに対応する。

#### ●危機の予防対策

不断に関係省庁等からの情報の把握に努める。

### 3 弾道ミサイルの発射

北朝鮮から弾道ミサイルが発射されたことを受け、Jアラート(全国瞬時警報システム)により屋内 避難等を呼びかける緊急情報が入った。

### ●危機発生時の対応

- ※ 弾道ミサイルが日本の領土・領海に落下した場合は、②~⑤の対応も必要となる。
- 対応措置

### 【共通事項】

- ・ Jアラートにより緊急避難情報が発信された場合、教職員及び<del>児童</del>生徒は、Jアラートの内容を確認の上、状況に応じて直ちに次の $\mathbf{1}$ ~ $\mathbf{3}$ の行動をとる。
  - 近くの建物の中、又は地下などに避難する。
  - 2 近くに適当な建物等がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ、頭部を守る。
  - るできるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋に移動する。
- ・ 教職員及び生徒は、Jアラートにより避難指示が解除(弾道ミサイルの通過又は領海外の海域への落下等が発信)されるまで、上記 ①~③の行動を継続する。

### 【」アラートにより緊急情報が発信された場合における教職員及び生徒の対応例】

J / /	「であり赤心田・	粉が発信された場合におり		
	41.71	J	アラートの内	容
区	生徒	ミサイル発射	ミサイルが通過又は日本	ミサイルが日本の
分	の状況	【避難開始】	の領海外の海域に落下	領土・領海に落下
		<u> </u>	【避難解除】	『避難継続』
=1Vs	登校前	・ 教職員及び生徒は、自	<ul><li>校長は、休校や始業</li></ul>	・ 教職員及び生徒は、国
登	(自宅にいる場合	宅待機し、状況に応じ	時間の繰り下げ等を行	や県、市町村からの指
校	等)	て、上記 <b>023</b> の行動を	う場合、教職員及び生	示に従い行動する。
前		とる。	徒に周知する。	
	登下校中	・ 生徒は、状況に応じ	<ul><li>生徒は、周囲の状況</li></ul>	・生徒は、国や県、市町
	(徒歩、自転車、	て、上記 <b>023</b> の行動を	を確認し、登校を再開	村からの指示に従い行
登	交通機関等により	とる。	する。	動する。
下	登校する場合)	・ 生徒は、電車やバス等		・ 上記の指示がない場
校		の公共交通機関に乗車し		合、生徒は、自宅又は
中		ている場合は、運転手等		学校のいずれか近い方
. 1		の指示に従う。		に避難する。
	校舎内	・ 教職員は、状況に応じ	<ul><li>教職員は、生徒に避</li></ul>	・ 教職員及び生徒は、国
		て、上記 <b>03</b> の行動をと	難を終了し、授業を再	や県、市町村からの指
		るよう児童生徒を誘導す	開することを周知す	示に従い行動する。
		る。	る。	・ 屋内にいる場合、教職
	校舎外	・ 教職員は、状況に応じ	<ul><li>教職員は、生徒に不</li></ul>	員は、市町村等から指
	(校庭で活動して	て、上記 <b>023</b> の行動を	審な物を発見した場合	示があるまでの間、よ
登	いる場合等)	とるよう生徒を誘導す	は、近寄らず、直ちに	り安全な場所に避難す
校		る。	連絡するよう周知す	るよう児童生徒を誘導
後			る。	する。
				・ 屋外で避難している場
	校地外			合、教職員は、市町村
	(校外学習のため			等から指示があるまで
	校外で活動してい			の間、屋内に避難する
	る場合等)			よう児童生徒を誘導す
				る。

		J	アラートの内	容
区分	生徒 の状況	ミサイル発射 【避難開始】	ミサイルが通過又は日本 の領海外の海域に落下 【避難解除】	ミサイルが日本の 領土・領海に落下 【避難継続】
その他	帰宅後、週休日等	<ul><li>教職員及び児童生徒は、状況に応じて、上記</li><li>123の行動をとる。</li></ul>		・ 教職員及び児童生徒は、国や県、市町村からの指示に従い行動する。

- ※ 平成27年3月2日付け総防第1382号「北朝鮮情勢に係る危機管理対応について」(総務部長通知) により、勤務時間外に弾道ミサイルが県内に落下した場合は、全職員配備(3号配備体制)となる。 また、隣接県に落下した場合は、指定職員配備(1号配備体制)となる。
- ② 関係機関との連携
  - 関係部局、警察、消防との連携を図るとともに救急体制の整備を図る。
  - 関係機関への連絡は、電子メールやファックス等を活用し、速やかに情報を伝達する。
- ③ 情報の収集と一元化(報道機関への対応)
  - ・ 速やかな情報の伝達と、指揮系統の確認をする。
  - ・ 報道機関とも連携を図り、確実な情報の把握に努める。
- ④ 教育委員会、学校、保護者等への連絡報告
  - 教育委員会、学校、保護者等の連絡体制を確認し、速やかに連絡できる体制を確保する。
  - ・ 生徒の保護者への引渡しについて、国や県、市町村からの避難指示が継続している間は、原則、 引渡しは行わない。
  - ・ 避難指示が解除され、生徒を引き渡す場合は、引渡しカード等を活用し、確実に確認する。 なお、引き渡す生徒は、当該保護者の子どもに限るものとし、家族と連絡が取れない場合は、避 難場所で待機させる。
- ⑤ 被害状況の把握
  - ・ 生徒の被害及び学校施設・設備等財産上の被害がないか確認する。

### ●危機終息後の対応

- ① 生徒に対し、不審な物を発見した場合は、近寄らず、直ちに教職員等に連絡するよう周知する。
- ② 関係機関等から、被害状況等の情報を収集する。
- ③ 早期に授業や業務が再開できるよう、復旧及び支援等の対応策を検討し実行する。
- ④ 必要に応じて、医師等関係機関との連携を図り、生徒の心のケアに対応する。
- ⑤ 生徒の避難及び対応が適切になされたかを検証し、必要に応じて見直しを行う。

### ●危機の予防対策

- ① 学校安全計画・学校危機管理マニュアル等(以下「学校安全計画等」という。)の見直し
  - ・ あらかじめ校舎内の避難場所を指定するなど、学校の実態に即した学校安全計画等となるよう見 直しを行う。
  - ・ 学校安全計画等の見直しは、当該自治体の国民保護計画や教育委員会が発出する弾道ミサイル発射に係る対応通知等を踏まえ、教職員や生徒が状況に応じた対応ができるよう留意する。
  - 事前に連絡体制及び役割分担を定めるなど、非常時において確実な対応ができる体制を構築する。
- ② 安全確保の方策等の共通理解
  - ・ 学校安全計画等及び上記「●危機発生時の対応」の「① 対応措置」を踏まえ、生徒の避難場所 や避難誘導等の安全確保の方策等について全教職員の共通理解を図る。
- ③ 生徒に対する安全指導
  - ・ 生徒が適切に行動できるよう指導するとともに、保護者に対しても生徒への指導内容を周知する。 なお、生徒及び保護者に対しては、必要以上に不安にさせることがないよう十分配慮する。
- ④ その他の予防対策

- ・ 校外学習等の際の避難場所等については、できる限り事前に確認する。
- ・ 自治体の危機管理部局と連携した避難訓練を推進するなど、学校の実態に即した安全指導を行う。
- ・ 所在市町村に防災行政無線がない等、登下校中の児童生徒がJアラートによる緊急情報を得ることが難しい場合は、あらかじめ、当該自治体の教育委員会、防災担当課、国民保護担当課等と連携して対策を検討する。
- ・ 臨時休業の取扱いについては、学校の状況に応じて学校長が判断することとなるが、判断の遅れ がないよう事前に対応を検討する。
- ・ 不断に関係省庁等からの情報の把握に努める。

詳細なマニュアルは、「学校の危機管理マニュアル作成の手引」(平成30年2月文部科学省作成)を参照。

### 教育委員会危機管理検討委員会設置要綱

(設置)

第1 県教育委員会において、安全管理、火災予防、防災体制等に関する指針等を定め、児童・生徒等の安全の確保に努め、さらに、その徹底を図るため、平成13年12月に危機管理マニュアルを作成したところであるが、今般、危機発生の予測を大きく上回る東日本大震災津波の発生を受け、これまでの危機管理体制等の見直しが必要となったことから、教育委員会危機管理検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。
- (1) 危機管理対応方針の策定に関すること。
- (2) 危機管理マニュアルの作成に関すること。
- (3) その他必要と認められること。

(構成)

- 第3 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。
- 2 委員長は学校教育室の分掌に係る事務を担当する教育次長を、副委員長は他の教育次長をもって充てる。
- 3 委員は、別表1のとおりとする。

(委員長及び副委員長)

- 第4 委員長は、委員会の会務を総括する。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第5 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 2 委員長は、委員会の議長となる。
- 3 委員長は、必要があるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。 (ワーキングチーム)
- 第6 委員会に、ワーキングチームを置く。
- 2 ワーキングチームは別表2に掲げる所属職員をもって構成する。

(庶務)

第7 委員会の庶務は、学校教育室において処理する。

(補則)

第8 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

この要綱は、平成23年7月20日から施行する。

#### 別表1 (第3関係)

#### 《検討委員》

	委員
1	教育次長兼教育企画室長
2	教育次長兼学校教育室長
3	教育企画室企画課長
4	教育企画室予算財務課長
5	教育企画室学校施設課長
6	教職員課総括課長
7	教職員課小中学校人事課長
8	教職員課県立学校人事課長
9	生涯学習文化課総括課長
10	スポーツ健康課総括課長
11	学校教育室学校企画課長
12	学校教育室義務教育課長
13	学校教育室高校教育課長
14	学校教育室特別支援教育担当課長

15	学校教育室生徒指導担当課長
16	学校教育室産業教育担当課長
17	学校教育室高校改革課長

# 別表2(第6関係)

《ワーキングチーム》

	所 属
1	教育企画室
2	教職員課
3	生涯学習文化課
4	スポーツ健康課
5	学校教育室(学校企画担当)
6	" (義務教育担当)
7	" (高校教育担当)
8	" (特別支援教育担当)
9	" (生徒指導担当)

### 岩手県教育委員会危機管理対応方針

(趣旨)

第1 この方針は、幼児・児童・生徒及び教職員並びに県民の生命、身体、財産に何らかの被害若しくは 損害が生じ又は生じるおそれのある災害、事件、事故や、県教育行政の円滑な運営に支障を生じる恐れ のある不測の緊急事態等(以下「危機」という。)に対し、迅速かつ的確に対処するため、教育委員会 が所管又は管理する学校、社会教育施設、文化施設(以下「学校等」という。)及び教育委員会事務局 における危機への対応について定めるものとする。

(市町村教育委員会に対する指導・助言・支援)

第2 この方針は、県教育委員会における危機管理について定めるものであるが、危機という非常事態に 直面した場合、関係機関が密接な連携と共通理解のもとで対応する必要があることから、市町村教育委 員会に対しては、この方針に基づいた指導・助言・支援を行うものとする。

(危機管理マニュアル)

第3 様々な危機に迅速かつ的確に対応するため、別途、標準的な危機管理マニュアルを作成するものとする。

(平常時に取り組むべき事項)

第4 教育委員会事務局及び学校等は平常時においても、常に法令及び通知等の遵守に努めるとともに危機管理マニュアルを点検確認し、施設や周辺環境の変化に注意を払い、危機が発生した場合に、関係機関等と連携を図り、迅速かつ的確に対応できるよう体制の整備に努めるものとする。

(学校等において危機が発生した場合の対応)

- 第5 学校等において危機が発生した場合には、次により対応するものとする。
  - (1) 学校等
    - ア 危機が発生した場合、ただちに危機管理マニュアルに基づき、初動体制を確立し、事実関係の確認、情報の収集及び伝達を迅速かつ的確に行い、必要に応じて応急措置を実施するとともに、速やかに教育委員会事務局担当室課(以下「担当室課」という。)に状況の報告を行うものとする。
    - イ 収集する主な情報は、次のとおりである。
      - (ア) 危機発生の状況
      - (イ) 市町村及び関係機関の実施する応急措置の状況
      - (ウ) 幼児・児童・生徒及び地域住民の避難等の状況
    - ウ 危機発生直後においては、情報窓口の一元化について、特に配慮するものとする。
    - エ 危機が発生した場合は、危機管理マニュアルを基本としつつも、危機の状況に応じて、臨機応変な対応を行い、被害等を最小限にするよう努めるものとする。
  - (2) 教育委員会事務局
    - ア 学校等に危機が発生した場合、各室課及び教育事務所は速やかに危機管理マニュアルに基づき、 初動体制を確立し、事実関係の確認、情報の収集及び伝達を迅速かつ的確に行うものとする。
    - イ 学校等の危機に対する初期対応を円滑に進めるために、必要に応じて職員を派遣する等の方法により学校等を積極的に支援するよう努めるものとする。

なお、市町村立小中学校等についても、同様の支援を行うものとする。

- ウ 事故(事件)対策本部等
  - ① 担当室課においては、危機発生後、事故(事件)が拡大し、組織を挙げて危機に対応する必要が生じた場合、別に定める岩手県教育委員会事故(事件)対策本部設置要領に基づき事故対策本部(本部長:教育長)を設置し、被害情報の収集及び応急措置を実施するものとする。
  - ② 岩手県地域防災計画に基づき、岩手県災害対策本部が設置された場合、上記で設置した事故対策本部は、災害対策本部に統合されるものとする。
- ③ 事故対策本部は、本部長が危機による被害等の発生のおそれがなくなったと認めるときに廃止する。

#### エ 関係部局との連携

① 復興防災部への報告 復興防災部が定める「危機管理対応方針について(平成12年2月10日制定)」の5(1)の基準により 報告するものとする。

② 関係部局との連絡調整

教育委員会事務局担当課は、部局横断的な対応が必要となる危機が発生した場合、必要な応急措置について、関係部局と十分調整を行うものとする。

### (危機終息後に取り組むべき事項)

第6 教育委員会事務局等は、危機終息後において取組状況を点検し、その結果を危機管理マニュアル等に反映させることなど、再発防止に努めるものとする。

#### (危機管理の担当区分)

- 第7 危機管理の担当区分は、次のとおりとする。
  - (1) 教育委員会事務局

教育委員会事務局の担当区分は次のとおりとする。

本庁各室課	岩手県教育委員会行政組織規則に定める、各室課の分掌事務に係る危機を
	担当する。
教育事務所	市町村立小中学校等の危機管理について、管轄する各市町村教育委員会
	VZ
	対し指導・助言する。

### (2) 学校等

学校等の長は、別に定める標準的なマニュアルに基づき、当該学校等の実態に即した危機管理マニュアルを作成するものとする。

附則

この方針は、平成13年12月28日から施行する。

### 岩手県教育委員会事故 (事件) 対策本部設置要領

(平成13年12月28日教育長決裁)

(趣旨)

- 第1 この要領は、岩手県教育委員会危機管理対応方針第5第2号ウに基づき、必要な事項を定める。 (設置基準)
- 第2 事故(事件)対策本部(以下「本部」という。)の設置基準は、次のとおりとする。
  - ① 危機の発生等により、被害等が発生し、又は発生するおそれがある場合において、教育長が必要と認めるとき。
  - ② その他、教育長が必要と認めるとき

(所掌事項)

- 第3 本部の所掌事項は次のとおりとする。
  - ① 危機及び被害の発生状況の把握に関すること。
  - ② 市町村等の対応状況の把握に関すること。
  - ③ 応急措置の実施に関すること。
  - ④ その他情報の収集等に関すること。

(組織)

- 第4 本部は、本部長、副本部長及び本部職員をもって構成する。
- 2 本部長は、教育長を、副本部長は教育局長を、本部職員は担当室課の長及びその他本部長が必要と認める職員をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

- 第5 本部長は、本部の事務を総括し、会議を主宰する。
- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。(会議)
- 第6 本部の会議は、必要に応じて、本部長が招集する。

(事務所)

第7 本部の事務所は、担当室課に置く。

(支部)

第8 事故対策活動を効果的に実施するため、教育事務所に支部を置くことができる。

(廃止基準)

- 第9 本部は、本部長が危機による被害等の発生のおそれがなくなったと認めるときに廃止する。
- 2 県地域防災計画に基づき災害対策本部が設置されたときは、本部はその組織に統合されるものとする。 (その他)
- 第10 危機による被害等が相当規模を越えると見込まれ、本部長が本部での対応が困難であると認めると きは、岩手県災害対策本部を所管する復興防災部長に速やかに報告する。

(補則)

第11 この要領に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附則

この要領は、平成13年12月28日から施行する。ただし、この要領第8により設置した支部の所掌事務は、 当分の間、市町村立小学校及び中学校に係るものに限る。

附則

この方針は、平成24年4月10日から施行する。

附則

この方針は、令和6年4月1日から施行する。

### 岩手県教育委員会危機対応支援チーム設置要領

(平成13年12月28日教育長決裁)

(趣旨)

第1 この要領は、岩手県教育委員会危機管理対応方針第5第2号イに定める支援を行うため、岩手県教育委員会危機対応支援チーム(以下「支援チーム」という。)の設置等に関し必要な事項を定める。

#### (設置及び派遣)

- 第2 教育長は、教育機関の長若しくは県営施設の管理の委託を受けた者又は市町村教育委員会からの要請を受け、必要と認めるときは支援チームの設置及び派遣を行うものとする。
- 2 前項に掲げるもののほか、教育長が特に必要と認めるときは支援チームの設置及び派遣を行うことができる。

### (支援業務)

第3 第2第1項により派遣される支援チームは、派遣先の長の指示に基づき支援業務を行うものとする。 2 第2第2項により派遣される支援チームは、教育長がその都度指示する支援業務を行うものとする。

(組織)

第4 支援チームは、教育長が指名する職員をもって組織する。

(庶務)

第5 支援チームに関する庶務は、教育企画室において処理する。

(解散等)

第6 支援チームは、教育長が指示した日に解散する。

(補則)

第7 この要領に定めるもののほか、支援チームの運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

附則

この要領は、平成13年12月28日から施行する。

附則

この要領は、平成24年4月10日から施行する。

# 教育事務所管内別、警察・消防等連絡先一覧

## 【県下共通】

		岩手県教育委員会事務局(県庁代表019-651-3111)		
		教育企画室	019-629-6109(直通)	
		<b>秋月正四主</b>	019-629-6119 (FAX)	
警察への事件・事故の急	報110	学校教育室	019-629-6136(直通)	
			019-629-6144 (FAX)	
火事・救助・救急車	119	教職員課	019-629-6121(直通)	
		47400000000000000000000000000000000000	019-629-6134 (FAX)	
海の事件・事故の通報	海の事件・事故の通報 118		019-629-6188(直通)	
		保健体育課	019-629-6199 (FAX)	
		生涯学習文化財課	019-629-6171 (直通)	
		土佐子白义化州硃	019-629-6179 (FAX)	

## 【盛岡教育事務所管内 盛岡教育事務所 直通 019-629-6742 FAX 019-629-6754】

育 委 員 会
育委員会
019-651-4111
教育委員会
0195-74-2111
育委員会
019-692-6412
育委員会
0195-66-2111
育委員会
0195-62-2111
育委員会
019-656-6584
育委員会
019-672-2111
育委員会
019-697-2111

## 【中部教育事務所管内 中部教育事務所 直通 0198-22-4981 FAX 0198-23-1837】

市町村名	警	察	署		消	防	署		教	育	委	員	会
花巻市	花巻警察署	0198-	-23-011	10	花巻中央消防	濖			花巻市教	<b>教育</b>	美員会	2	
						01	98-24-21	19			01	98-	45-1311
					花巻北消防署	大迫	分署						
							0198-48-	-2030					
					花巻中央消防	濖東	和分署						
						01	98-42-21	19					
					花巻北消防署	01	98-45-21	19					
北上市	北上警察署	0197-	-61-01	10	北上消防署	01	97-64-112	22	北上市	<b>教育</b>	美員会	2	
					北上消防署和	賀分	署				01	97-	64-2111
						01	97-73-58	52					

遠野市	遠野警察署	0198-62-0110	遠野消防署	0198-62-2119	遠野市教育委員会
					0198-62-4412
西和賀町	北上警察署	0197-61-0110	西和賀消防署	0197-62-5350	西和賀町教育委員会
					0197-82-2116

### 【県南教育事務所管内 県南教育事務所 直通 0191-26-1419 FAX 0191-26-1426】

			三世 0191 20 1419 TAA 0191 20	<u>-</u>
市町村名	警	察署	消防署	教育委員会
一関市	一関警察署	0191-21-0110	一関西消防署 0191-25-0119	一関市教育委員会
	千厩警察署	0191-51-0110	一関南消防署 0191-82-0119	0191-82-22273
			一関北消防署 0191-71-0119	
			一関南消防署藤沢分署	
			0191-63-0119	
			一関東消防署 0191-51-0119	
			一関北消防署東山分署	
			0191-47-0119	
			一関東消防署室根分署	
			0191-64-0119	
			一関東消防署川崎分署	
			0191-43-0119	
奥州市	奥州警察署	0197-25-0110	水沢消防署 0197-24-7211	奥州市教育委員会
			江刺消防署 0197-35-8119	0197-35-2111
			水沢消防署前沢分署	
			0197-56-3820	
			水沢消防署胆沢分署	
			0197-46-2441	
			水沢消防署衣川分署	
			0197-52-3226	
金ケ崎町	奥州警察署	0197-25-0110	水沢消防署金ケ崎分署	金ケ崎町教育委員会
			0197-44-2442	0197-42-2111
平泉町	一関警察署	0191-21-0110	一関西消防署平泉分署	平泉町教育委員会
			0191-46-0119	0191-46-5576

# 【沿岸南部教育事務所管内 沿岸南部教育事務所 直通 0192-27-9910 FAX 0192-26-4750】

TIMA I II 4 HI I		1000 0100 0100 11M	<b>-</b>
市町村名	警察署	消 防 署	教 育 委 員 会
大船渡市	大船渡警察署	大船渡消防署 0192-27-2119	大船渡市教育委員会
	0192-26-0110	大船渡消防署三陸分署	0192-27-3111
		0192-44-2119	
陸前高田市	大船渡警察署	陸前高田市消防署	陸前高田市教育委員会
	0192-26-0110	0192-54-2119	0192-54-2111
釜石市	釜石警察署	釜石消防署 0193-22-2525	釜石市教育委員会
	0193-25-0110		0193-22-8832
住 田 町	大船渡警察署	大船渡消防署住田分署	住田町教育委員会
	0192-26-0110	0192-46-2119	0192-46-3863
大槌町	釜石警察署	大槌消防署 0193-42-3121	大槌町教育委員会
	0193-25-0110		0193-42-6100
海上保安	第二管区海上保安部 022-	-363-0111	
	釜石海上保安部 0193	3-22-3820	

【宮古教育事務所管内 宮古教育事務所 直通 0193-64-2222 FAX 0193-62-3995】

市町村名	警 察	署	消	防 署		教 育 委 員 会
宮古市	宮古警察署 0193-	64-0110	宮古消防署	0193-62-55	33	宮古市教育委員会
			宮古消防署田老分署		0193-62-2111	
				0193-87-25	45	
			宮古消防署新里分署			
				0193-72-20	11	
			宮古消防署川井分署			
				0193-76-21	10	
山田町	宮古警察署 0193-	64-0110	山田消防署	0193-82-313	39	山田町教育委員会
						0193-82-3111
岩泉町	岩泉警察署 0194-	31-0110	岩泉消防署	0194-22-34	56	岩泉町教育委員会
						0194-22-2111
田野畑村	岩泉警察署 0194-31-0110		宮古消防署田野畑分署		田野畑村教育委員会	
				0194-34-210	00	0194-34-2226
海上保安	第二管区海上保护	安部 022-	-363-0111		•	
	釜石海上保安部 0193		3-22-3820			
	宮古海上保安署	0193	3-62-6560			

# 【県北教育事務所管内 県北教育事務所 直通 0194-53-4991 FAX 0194-52-8813】

市町村名	警 察 署	消防署	教育委員会			
久 慈 市	人慈警察署 0194-53-0110	久慈消防署 0194-53-0119	久慈市教育委員会			
人 芯 川	<u>久心音祭者</u>   0194-35-0110					
		久慈消防署山形分署	0194-52-2154			
		0194-72-3119				
二戸市	二戸警察署 0195-29-0110	二戸消防署 0195-26-8119	二戸市教育委員会			
		二戸消防署浄法寺分署	0195-23-3111			
		0195-38-4119				
普代村	久慈警察署 0194-53-0110	久慈消防署普代分署	普代村教育委員会			
		0194-35-2119	0194-35-2711			
軽米町	二戸警察署 0195-29-0110	二戸消防署軽米分署	軽米町教育委員会			
		0195-46-4119	0195-46-4743			
野田村	久慈警察署 0194-53-0110	久慈消防署野田分署	野田村教育委員会			
		0194-78-2119	0194-78-2936			
九戸村	二戸警察署 0195-29-0110	二戸消防署九戸分署	九戸村教育委員会			
		0195-42-3119	0195-42-2111			
洋 野 町	久慈警察署 0194-53-0110	洋野消防署	洋野町教育委員会			
		0194-65-6119	0194-65-2111			
		洋野消防署大野分署				
		0194-77-4119				
一戸町	二戸警察署 0195-29-0110	二戸消防署一戸分署	一戸町教育委員会			
		0195-33-3119	0195-33-2111			
海上保安	安 第二管区海上保安部 022-363-0111					
	八戸海上保安部 0178-33-1221					